

連是妙處也千里之間爲啼ハ何ゾヤ、譬ヘバ白河ヲ南ヘ行ク人ノ爲啼ヲ聞ニ、白河ノヤウニモ啼テ今熊野伏見宇治ニモ啼テ河内紀州村々里々ニ啼連々二月春ノ盛ナル時ゾ。

一酒旗ニ無盡ノ字ヲカイテ人ニヨマセテ其ヲ讀トテ徘徊スルホドニ買酒飲也、日本ノ茶店ニ書ドモヲカイテヲクト同事ゾ。

一彷彿千聲一度飛ノ注ニ 後醍醐時 西行法師歌アリ、ナカズトモコ、ヲセニセンホト、ギス山田ノハラノ相ノムラタチノ心也、千聲ニテ一度飛ニ彷彿タリ、云々

覃按、後醍醐時西行と時代のちがひしも面白し、古人胸臆のまゝ思ひ出て書し也、譬へば日蓮御書に昔の人丸が詠ける和歌の浦にもしほたれつゝ世を渡し海士もかくやと思ける云々、在原行平の歌を人丸と書しも同日の談也、後世區々たる考据の學のごとくやかましき事にはあらず、大意さへ通すれば皮毛の外の事には拘らざるべし。

一博聞錄卒集修琴冷而無聲者。用布囊炒沙。卷修候冷

易之數吹。而又作長瓶。候有風日以飯蒸琴令汗溜。取出吹乾其聲如舊琴新舊。常置床上近人氣被中尤佳琴絃久而不鳴者。細定一處以桑葉持之。鳴亮如舊。一村云度天ノ時ハ蒙駝ヲツレテ行也、無水之沙地ヲ遠ク行也、蒙駝能知有水之所而留也、其時掘地取水也。

一五天到日應頭白。月落長安半夜鐘。村云月、四之句ハ古歌有、此句法云々 思フ事ナド問フ人ノナカルランアヲゲバソラニ月ゾサヤケキ。

一村云錢卜者以三錢卜之則二錢向陽者吉也。一人參五葉齊 默云凡草葉之所生。一高一低而不齊。唯人參抽葉於一處。故云齊也。曾在城中種德庵所見如此。

一雍陶纔看開花口落花ノ詩ニ春風、村云花ミヨト霞ヲ掃フ春風ヲウシトヤ云ワンウレシトヤ云ツント云歌ハ此詩ヨリ讀タ也。

一寄維陽故人詩ニ城鎖東風、村又云定家卿春曙ノ歌云霞カワ花爲ニトテラレテ春ニコモレルヤドノアケボノ此詩ノ落句ハナニト云ハレヌ處ゾ、此歌ニテキコユルゾ同意也。

一猿啼 或云王維唱陽關曲之前別有送人之歌云 五雲天上來三星月下聲猿啼無滴淚花落不聞聲 五雲、賞客心也又言以五指把盃也三星、鉢ヲヲコナフ時ニ持ニ應量器ヤウニ以三指擎盃也猿啼、猿啼三聲淚霑裳ニテ猿ツヨクナケバ後ニハ涙盡無一滴其様ニ一滴モナク酒ヲ無露ニ飲メゾ、花落不聞聲盃ヲ傾トモ一滴モスル聲ナイゾ、法振詩ハ唱此曲相送也 奇談 村云此義大非也桃云五雲、云詩未見出處。

一野人自愛、桃云。箇字言一箇長松也。村義同注桃抄云。昔日竹居翔之老人。一日話次及此詩。

佗日恩斷江注雲門曰。官命伐諸寺樹爲材。將伐箇松。時斷江作詩云。斧斤若到耶溪寺。留箇長松聽子規。是以長松免斧斤之厄云々。文叔翁講三體詩云々。亦如翔之之言。然以恩斷江詩考之。無有此詩。豈又逸乎。不知其所據自何書而出耶。往々有說此事者。就而質之。則皆無知。寧亦口傳而已矣。或假名抄云日本弘安年中ハ龜山皇朝也其時唐土天下ノ松ヲ伐テ舟ヲ造テ日本ヲ欲レ攻ゾ其時獨一ハ沙彌テ居タガ年ハ十七歳ナル時於若耶溪作詩云。

万木蕭森斫盡時。山川無處不傷悲。斧斤若到耶溪畔。留箇長松聽子規。ト作ラレタホトニ此詩ニ依テ松ガ不伐レゾト云ゾ、恩斷江號獨一翁云々。子真桂林亦話及此事。皆未詳出處矣。此間慈氏和尚所集ノ貞和集ヲ見タレバ載此詩ゾ、嘆大元斫樹木ト云題ニ万木森々斫盡時。春山無處不傷悲。斧斤若到耶溪上。留箇長松聽子規。如此ナル時ハ恩斷江詩ナル事治定也 覃按紫陽蒙塵三體詩抄ニ恩斷江注 雲門寺會作詩云ニ斫作觀春作詩 相逢之處草茸々 遺響亦作花茸々一ノ句不律亦一體也義注亦作花茸々村用草茸々之義村又云武州ノ歌ニ閑ナル心ノ中ヤ松カゲノ水ヨリモ猶ス、シカルラント讀ハ此三四ニ合也、此歌ハ新後拾遺ニ載之。

一陽關三疊第一句 維那ガハジメテ一度歌テ不疊也 第二句カラ大衆ガツケテ二度疊テ歌也、第三句ハ四番メニアタルホドニ第四疊也、是モ又疊也、第四句モ亦疊也、謂之三疊。

一日本藤子載詩。三月正當三十日。使人長憶賈長江。東君昨夜來交割。紅滿階除綠滿窓。此藤子載ハ在唐ノ人ニテ久イタホドニ藤原氏ノ藤ノ字ヲ草カウ

ヲトリノケテ藤氏ニナツテ居ゾ。日本ガコイシサニ萬歳樂ヲ唐土ニテワラウベドモヲアツメテ奏シサセテアルト云コトアルゾ。

一 虚接 續翠云詩ハ實接ガ本也、日本人ノ作ハナニトスレドモ虚接ニナル也、略加、虚ナラウスレテチト實ニスルゾ、釋而、三十度モ吟玩セデハエスマイゾ釋ハクリカヘシクセイデハシルマイ事ニテアルゾ、不斷吟玩セバ不圖可知也。

一 藤子載日本人ナレトモ渡寄三季潭詩。荆門一別各成翁。三十一年如夢中。幾欲寄書問安否。行人倉卒意難窮。

以上霖雨集二卷中ヨリ抄出ス。

増訂一話一言卷二十一

○元政法師與熊澤氏交

深草の元政法師眞實道心の佛者にて、人柄もよかりしかば、おしくおもひ、少し導しかども輪廻の見ふかく、其上世に釋迦のやうに尊られしかば變じがたく見へし故に其後は不言、歌書の事などにて友と遊たり。

右熊澤了海孝經外傳或間に見えたり、熊澤氏元政法師と交し事あるべし。

○仙波北院

小田原北條家知行分限帳寺領の内に

一五十五貫文

仙波之内

北院

一四十貫九百文

淺草

中院  
淺草寺家

按北院は今仙波の喜多院なるべし淺草の中院南院は今の中谷南谷にや但仙波にも南院あり六月小庭

○祠廟齋買區  
鶴林玉露。卷十荆公行新法。齋坊場河渡。司農又請。

増訂一話一言卷二十終

并祠廟齋之。官既得錢。聽民爲買區。廟中穢雜喧踐。無所不至云々。享保以後根津護國寺深川八幡市谷八幡牛込赤城赤坂氷川等に遊女ありて脂粉錢を上納せしが、寛政の新政に盡く禁せられて、今は深川門前と護國寺門前にのみわづかにのこれり。

○武州普濟寺石幢

武州多摩郡柴崎村普濟寺に古き青石の碑あり、六面にして高さ六尺、闊サ一尺五寸ばかり、蓋あり座あり、六面ともに蓋と座に貫きたれば、地震にも傾く事なし、前の方の二面に二王を彫り、後の方の四面に須彌の四天王を刻す、上の方には寶蓋しのやうなるものあり、側に

延文六年辛丑七月六日施財性立とあり

此石幢の事土井徳人士人に聞る説後に記す見合すべし。

按、清王阮亭か池北偶談卷九峴山幢宋人題名の條に云襄陽峴山羊公祠有石幢一枚凡六面高六尺每面闊九寸有蓋有座一面直書下第一行刻使帖襄陽縣第二行刻准慶曆七年十一月六日中書劄子襄州奏當州城南五里有峴山一所上有古祠碑又有晋太傅以下俱僅存聖旨字末

行上有帖到速探石大字書刻上件其四面界作六層刻詩下題名又幢一臥峴山上其文可辨者十三字云々、これによりてみれば、普濟寺の六面の碑も蓋あり座あり、高さも六尺なり、石幢といふものなるべし七月八日記

○根津隨身

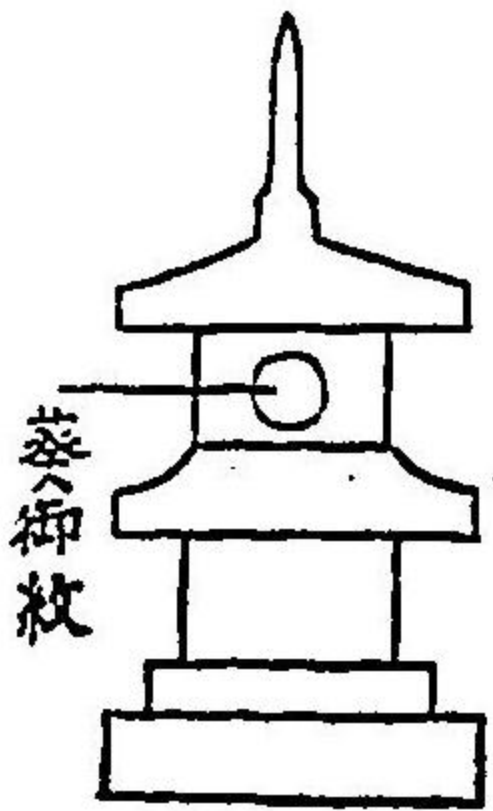
根津權現の社の隨身門の隨身、老たるかたは水戸西山公の肖像なるよし、故ありて隨身のみくしにせしと、藝州の儒員某氏の話也と云。

○おあちやの局墓

小石川極樂水宗慶寺浄土おあちやの局の墓あり

朝覺寺殿貞譽宗惠大禪定尼

天和七未月日と記しあり。



上野御宮大燈籠

○上野佐久間石燈籠

上野御宮大燈籠銘

奉寄進 佐久間大膳亮平朝臣勝之

東照大權現御寶前石燈籠

寛永八年辛未孟冬十七日

右石燈籠日本に三基といへり、奇代の大燈籠也、高一丈八尺許もあり、京南禪寺尾州熱田社前にあり、製みなおなじといふ、又藤堂高虎の奉納にて鐵燈あり、其製尤奇なり、是は御供所に行方にあるなり。御同所石の大鳥居は寛永中に酒井忠世の造立也、備後國より巨石を得て南海を廻りて當山に立るよしの銘あり。

右己巳七月十日大田垣氏漆奉行澤氏同道にて拜見記之。

○弘賢和歌

文化六年嘉定にはじめて饅頭を賜りぬれば、まぢうといふ事をこめ題にてよめる、けふはいつよりすいしかりければ

弘賢屋代太郎

とのうちにはすいしきかげをまぢうけて

又たぐひなき水無月の空

これを長岡侯のきかせ給ひて、おなじくはまんぢうとたち入よかすと仰られしと、堅田侯につたへさせ給ひつれば

水無月のてる日いとはず文よまむ

ちうたはた巻手をもはなたで

とよみて奉りぬ。

○心越禪師

心越禪師。名興偉。明浙江金華婺郡浦陽蔣氏子。嗣壽昌無明禪師之法。初住杭州永福寺。延寶五年歸化。八年入京。天和元年。我先君義公招之。寓于江戸別荘。元祿五年。特請住水戸俗宗山天德寺。八年九月晦没。年五十七。後移天德寺于川和田。以其故地。號壽昌山祇園寺。以師爲開山祖。壽昌一派。傳于此土。實自師始。今視其筆蹟。人物風采可想見焉。余嘗愛

師書畫。蕭灑無一點香火氣。常置子座右。頃命成章堂。模勒公于世。使知先公之敬愛異客名實固無虛士云。越師書畫

天明七年丁未三月廿日水戸立原萬識

水藩文學稱甚五郎字伯時

○養川書執政四君書

養川法眼書執政四君書の事

思ふ事など問人のなかるらん

仰けば空に月ぞさやけき

大僧正慈圓の歌にして新古今集にいれり、此初五もじかきたまひたるは伊豆守信明朝臣、七もじは和泉守乘完朝臣、この五もじは采女正氏教朝臣、下の句は彈正大弼忠籌朝臣、まどかなる月のかたゑがきしは狩野養川惟信法眼なり、これは五月廿日あまり八日、田安の御殿にならせたまひし折から、定信朝臣をばじめ四人の御かたゝも供奉し給へり、終日いみじき御もてなしどもあり、かねて惟信法眼めされてまいりしかば、定信朝臣惟信にあふせて大和歌の心をゑがせられ、四人の御かたゝにこれが讃をこはせたまひければ、かくめづらかなるさまに書い

でられたり、あふげばそらにといへることくあきらかなる御世の光りに鹽梅のかなへ味うるはしく、濟川の舟波靜にしてかく興ある御まといは、さくらかざせる春のいとまにも、から錦たちかへるめり、さるは殿のうちまつりごちたまふいさゝかの御いとまにも、雪に螢にみぬ世をてらしものしたまふ、ひとへに治る御世のかしこきなれば、いまこれを表装せさせ給ひながら、御家につたへられむとて、この事のよししるしつくべきむねのたまはせ給ふ、本より夏野の草の花なきことのはを、小鹿のつものつかみじかき筆にかいつらねむははかりおほきものから、いさゝかそのあらましをしるしつけて奉らなむ。

寛政五年のとし六月藤原安辰謹識御右筆長谷川綱左衛門

覃按。白川侯者。田安公子也。而爲白川養子。

所撰勸諭錄。大塚大佐跋。此和歌亦有微意。而使惟信書之。及四君書之也。不知登時四君能解微意否。如此文所記。則未足論也。己巳八月七日記。

○竹堂元日詩并序  
竹堂詩文

元日朝在局。々中或問以有元日詩否。嗚呼吾炎後家計多事。其窮至歲除極矣。舊債山積。左券來責者。相踵于外。飢寒匱乏之訴。亦徧于中。於是左謝右諭。百方分疏。喧囂犯慮。倥偬亂懷。凡平生所以爲心。一時從而破壞。其惟應接之不暇。而何有於詩。不惟無詩。并與筆研一事。棄在度外。處置猶未了。朝期既至矣。乃顛倒衣裳。至于此也。今因其間。始悟世有詩者。而我亦乃其文字中之徒耳。賦此爲對。然此唯可爲吾輩貧者言。富人雖語之亦不曉也。

兒子訴寒妻訴飢。風燈守歲但嗟癡。起來黃鳥喚人甚。方覺世間元有詩。

篠本廉

篠本竹堂先生。名廉。字子温。稱久兵衛。初名久文化六年己巳九月五日沒。以八日發喪。十日葬于鯉河橋長周山榮林寺。

○琵琶二條

一文化六年七月二十七日河村翁のもとにて吳服と云る琵琶をみるに、甲に蟲ばみ所々に有て古代のもの

のとみゆる、平佐長と切付で有、撥面黒漆にぬりて梵字二字有、クレハドリと有よし、隠月の角に明月あり、傳へいふ明惠上人の銘也といへり、この比巴十面のうちの一也と箱に書てあり。  
右は飛鳥井殿宮中の侍女に久貫といへるが京より携來れる品といへり。大田垣氏記  
一琵琶 高辻綱長卿銘新涼と有り 天文五年四月と有り

右日本橋下横町左側二三間めの道具屋にあり。右根津權現以下九ヶ條大田垣氏代紳録より寫す七月廿日

○禁裏御遊

文化五年十月二十一日 禁裏御遊

盤涉調 調子

蘇合香 一具

千秋樂 二返

御笛

比巴

彈引今出河大納言

西園寺中納言

箏

四辻前大納言

同 中納言

笙

臨時樂聖 護院宮

箏

久世前大納言

笛

平松前大納言

笙

樂所林日向守

笙

鷹司殿下

笙

辻下野守

笙

林攝津守

笙

辻和泉守

笙

豐薩摩守

笙

東儀出雲守

笙

音頭 安倍加賀守

笙

同右兵衛志

笙

上越後守

笙

辻駿河守

笙

音頭 山井下總守

笙

岡設岐守

笙

安倍信濃守

笙

山井備中守

笙

大鼓

笙

鉦鼓

○重刻祖師御書序  
奥州莫來ツクシの關九面邑ツクシの産深見要言翁深く本化の佛乘

を信する事久し、かつて大志願を發し世に傳ふる所の宗祖の御書、文字訛謬多くして後人の請を得ん事を恐れ、みづから諸山の本寺にいたりてその眞跡を模寫する事數百通、且御書は古より録内録外を分つといへども、三澤書の文によれば、法門の事は佐渡の國へ流され候し以前の法門は但佛の示前の經と思召せとあるを證として、佐渡以後の御書を以て一部として、あへて内外の別に拘らず、新たに校定する所内外の御書六十五卷、みのりの花の櫻木に壽して久遠の人に附囑せんとす、其志ふかく其力つとめたりと謂べし、夫佛の金言は法華經にあらはれ、宗祖の心は佛の言を傳へて墨に染ながして書せ給へる文字なり、然るに訛謬多き事ははじめ草書を寫して眞字片假名にかへし時、龍蛇飛動の勢ひに隨ひて鱗爪のたがひなきにしもあらず、今校定する所誤れるを正し、闕たるを補ひ、雲霧を披きて青天を見るがごとし、深見翁年頃の信心あつくして身延山に詣る事三十五年、自讀の題目六千部、宗祖五百遠忌の報の恩ために勸唱題目百万部紫銅を以て供養の寶塔をつくり、石ごとに銀の蓮華座を置、一晝一遍一字三禮の經石

一部延山の善學院檀林の前なる究竟石の上に納め、又七面山に紫銅の華表をたて紺紙金泥の法華經を納め、宗祖の堂を銅瓦に葺き改め、佛像を刻む事五體、寺々に納る所の本尊百幅、其外勸進喜捨の物かぞふるにいとまならず、余深見翁を知る事四十年に近し、その終始かはらずして信心一のごとくなる事金石をも貫くべし、よりにて思ふ、吾家世々此宗旨を奉じてことに父祖の信心あつかりし事を思ひ、その交の久しきがためにその求めに應じて一辭をしるす事しかなり。

文化己巳六月

大田草識

○深見要言自序代作

吾宗祖の御書録内録外をあはせて數百通、さきに梓にちりばめて海内にしく事百有餘年、おほむね高閣に束ねて繕きみるものすくなし、われわかき時より大願を發し、東西にゆき南北にはしりて、諸本山に納る所の眞蹟を以て校合し、その訛れるを正しその闕たるを補ひ、漸善本となれり、よりにてこれを重て刻せんとするに、資財乏しくしてその功をなしがたし、こゝに三の清信土あり、黄金を喜捨して梨

棗の費用をたすく、所謂洛陽の清水氏藤吉藤太郎浪花の山本氏宗兵衛なり、猶力の足らざるは十方に勸進して一生の業を終んとす、そも安房の國小湊誕生寺は宗祖の出現の地なり、これより五十餘年さきに焼失し、いたづらに柱礎をあまして再建の年をまつ事久し、仰ぎねがはくは此御書の板成りて後檀家を以て日本國中の寺院に納めしめ、その餘財を以て誕生寺を再建せん事を思ふ、又三大部の學問は檀林の要とする所、猶御書をよむべき學問の所を定め、日々夜々に講究し、學匠の力をかりて翻譯し、ゆくゆくは支那西竺にも渡したく、これ宗祖の御書門抄に所謂正像二千年には自西流、東暮月の西空より始るがごとし、末法の五百年には自東入、西朝日の東天より出るが如しといへる金言あにむなしからんや、精衛は微木を啣て東海を填んとす、みる人予が大志願を笑ふ事なかれ。

右は深見翁にかはりて書し文也。

○王世吉詩

安永六年丁酉吾友中神守忠順の文苑餘力をみしに清人王世吉來寓于崎陽。久世尹公後守命賦詩。王

賦五律。四支韵中押迷字。尹公試詰問之。王呈單帖云。蒙問迷字韵四支與八齊俱收。而八齊韵古亦通支。故齊字韵四支亦載。俚句依四支韵也。謹繕箋以祈指教。王世吉拜具。予謂四支八齊素通韵者。不待王言。自非古詩。頗似窮者。

予が撮壤編に抄し置し事三十餘年、其詩を見ざりしに、今年己巳七月三日の頃病に臥したるに、關宿の藩中久世大和守金谷氏より一幅の詩を示すこれをみるに

亭高宜島嶼登陸準潮

期倚馬通霄漢環刀靜

遠睡千家屐氣暖萬

嶺瑞烟迷把酒看空濶

遡洄向日曛

丙申冬至月客居長崎

應

王命爲觀海亭一律

汾陽王世吉題并書

此詩をみるに王命とあるは長崎奉行の命に應ずる事を云、唐人は長崎鎮臺の事を王府といひ、王上と稱する也、此一幅久世家の臣より來りたればまさしく

久世丹後守長崎奉行たりし時の事にて、四支の韵に八齊の韵の迷の字を押ししたり、丙申は安永五年丙申なるべし、今年卅三年にしてはじめて此詩をみる事を得たるも亦奇といふべし、こゝに觀海亭とあるは長崎奉行の西役所の事なるべし、立山の鎮府よりは海みえず西役所よりは海よくみゆ、久世尹公のときしばらく觀海亭と稱せしなるべし日記

○煙草盆古器

津侯藤堂の家に古き煙草盆あり、高虎君の頃のもの也とぞ、松板にかな釘を打てつくれる也、清末侯利毛識の話なり。

○日南窪

近頃麻布日ヶ窪より二ツの桶を堀出せしに、その中に多くの土偶人ありて古雅なる形也、日ヶ窪はもとひなくばといひて、江戸砂子にも日南窪と書り、古へ土偶人をつくりし所ゆへ雛人形の意にてひなくばといひし歟、その堀出せる土偶人をいまだ見ずと、山東京傳の話也。

○李笠翁詩聯

享和改元のとし辛三月三日、遠江の國濱松の客舎に

宿して王蘭谷が書し聯をみしに、窓臨水曲琴書潤人  
讀花間字句香とあり、何人の句なる事をしらす、今  
年巳八月廿六日計府中にありて、すこしのいとまあ  
れば李笠翁が一家言を携て讀しに、伊山別業成寄  
同社二五首の詩あり、其二に

南軒向暖北軒涼。宜夏宜冬此一方。裁遍竹梅風冷  
淡。澆肥蔬蕨飯家常。窓臨水曲琴書潤。人讀花間  
字句香。詩債十年酬未始。擬從今日借奚囊。

九年をへてその詩をみる事を得たり八月廿六日  
日雨中誌

○駒掛堂

菱川師宣の繪本にやまとめいしよ繪本盡といふ三卷  
あり、其中に

駒掛堂

こゝにあさくさ川のきしをかゝげだうをたて、あ  
り、こまかけだうといへり、まつち山いほさき  
こまかけ皆名所なり、本たいは馬頭觀音なり、む  
かし此あさくさ川のわたりし守追手の風に帆をかけ  
てはしる船中より此だうをみればだうのかけるや  
うに見ゆるさまによつてこまかけだうと名付と  
有、あさくさくわんをんへさんけいのかへりさ、

あしをやすめんためにこの所よりふねにのりて江  
戸橋にのぼり方へ舟付風はげしければ舟中へ  
かけ浪するを見て心ある人のよめる  
身をしれば人のとがとも思はぬに  
うらみがほにもぬる、袖かな

覃按、是今の駒形堂なるべし。

此外江戸名所は

龜井戸筑紫の天神

武藏國角田川

武藏國品河沖

觀音寺内體

武藏忍岡

澁谷金王櫻

○茶膏

長崎より茶膏を贈れる箱の中に

姑蘇南濠南新

巷底顧蘊玉秘

製椀花茶膏工

味精與四遠著

兼言文筆者。則六朝所謂文筆。當以劉勰言爲據也。  
云々九月五日

○寺川郷談

土佐國の邊鄙本川郷寺川の庄の村々の風俗を書たる  
もの一冊寺川郷談と云寛延辛未の年の事也、北川氏  
より借得て寫し置り。

○渭南集抄

陸放翁冬晴閑歩東村由故塘還舍詩に  
水落枯萍黏蟹殼。鄉人植竹以取蟹謂之蟹殼雲開寒日上魚梁。

又十二月八日步至西村詩に

多病所須唯藥物。差科未動是閑人。多病の句杜句  
を全用セリ

祭朱元晦侍講文

某有捐百身起九原之心。有傾長河注東海之淚。路

脩齒耄。神往形留。心歿不忘。尙其來饗。

暖東坡帖

此碑蓋所謂橫石小字者耶。頃又嘗見豎石本。字亦  
不絕大。數簡行筆尤奇妙可貴。與成都西樓十卷中  
所書郭熙山水詩。頗相甲乙也。紹熙甲寅十月二十  
三日務觀題

橫石豎石の字面白し己巳小春十二日  
假臨南軒抄之

名已久近有根  
徒將廢料混充  
發賣今特刻此  
庶免士商致悞

又香囊の箱の中の紙には

不二價

とのみありしも亦雅なり八月廿九日  
霖雨中記

○煎汁

薩摩より出る鯉煎汁を、外の國にてはニトリといふ、  
薩摩にてはセンといふ、和名抄に煎汁とあれば古語  
なりと、忍池子の話九月初三

○文筆

朝野群載に文筆部あり、保己一檢校群書類從これに  
よりにて文筆部をたつ、按陽湖趙雲菴が陔餘叢考に  
文心雕龍曰。今俗常言。無韵者筆也。有韵者文也。  
是六朝人以韵語爲文。散行爲筆耳。云々。北史邢所  
傳雜筆三十餘篇。此專言筆也。而邢臧傳文筆九百餘  
篇。劉逸傳文筆三十餘篇。則又文與筆並言。可見文  
與筆自是二種。若筆即是文。何以有專言筆者。又有

○普濟寺石幢の事

武州多摩郡柴崎村普濟寺六面石幢の事前に記せし柴崎村はもと立川村といひし所也、立川山の天鑑といふ僧密宗の一派にてその修法の具也、法嗣門鑑修法不正の事ありて遠流す、此時立川派の密宗漸滅せり、此法今澁谷金王に傳ふと云、碑面の年號は後に普濟寺に立かへし時彫しと云、天鑑は嵯峨淳和の時の人弘法大師直弟のよしなり。

右土井徳人ことし此地に遊びて土人の説をきけりと云。

己巳十月十二日於野木瓜亭所語

○勝頼滅亡記

武田勝頼滅亡記一冊

甲州柏尾山理慶比丘尼著

山は勝沼に近き所なり

右同人甲州より寫來て示す、實録にして甲陽軍鑑等にのする所と異也。

○芝山家好文

芝山前權中納言藤原持豐卿序文寫

吹風枝をならさず、四の海波まづかなる時とて、世こそりて風雅の道に心をよせざるはなし、爰に

縁龜庵の主人、五とせ過し頃象瀉松まにあそび

て、雄島の松の實を袋に入れてもてかへり、その後打わすれてありしを、去年の春み出ていかにかせまし花質のならむこともあらがねの土にいれ置しも、せめての心ざし也、天地の神の御心にあわれとみそなはしたまひけん、青くくと生出たるをかぎりなくよろこぶの餘り、詩歌連誹をあつめて一卷とせまくおもふにより、やつがれにそのはじめにこそがきせよとのぞむに、いなみがたく、松のおもはんこともはづかしながら、かたくななることのはをつりてもとめの口をふさぐ物にこそ

松島や雄島の小松十かへりの

花はあるじぞ宿に見るべき

文化萬歳元年五月一日 前權中納言持豐

右金吹町萩の屋の翁のもとより得て寫す。

○競奇遺聞

競奇遺聞五卷文化二丑年七月官許文化第三丙寅春正月成刻伏藩書林伯耆山中勘兵衛顯とあり、序に是我邑刻書之鼻祖也とあり、其書は梅翁といへるもの奇異の談をあつめし時もなき書なり、禁犯戒邪淫僧尼

采風集

晚秋寄劉季子

浮聲織調日陳陳。藝苑何時又漸新。金翅劈雲誰有語。棘猴欺世國無人。風烟慘淡天將暮。草木凋衰秋不振。消息陰陽窮必變。爲君先寄一枝春。

右は多喜定吉へ太田才助より贈答の作なり文化六年の春刻になりし時町奉行根岸氏より沙汰有之右詩の意甚不祥なるによりて吟味有之。

○修性院開基の事

江戸日暮里修性院日蓮に石表あり

夫當寺開闢者元祿年中觀現院日遠上人到于斯境一寺建立

寛政庚戌迄凡九十餘年 八世境智院日政

○武備和訓抄

武備和訓五册附錄二册筑前片島武矩於浪華所著一覽のまゝ抄録す享保二年丁酉五月の板也

一祐成が虎女に戯れ大石良雄が浮橋伏見之里の傾城傾城也に通ひし皆是仁義の忠路也、まさに其間惡衣惡食の艱難カチ狀を以て禽獸に比すといへども、心は天下に富めり、武人必心を清潔にして形はいやしかるべし。

の條は、陳繼儒が僧尼孽海の中より抄出して此方の事に附會し、回船漂流の條は近頃幸太夫が事などに近し、紀州熊野浦出船せし者カムサツカアミンキカなどに漂流し、鼻の下に角二木に唇に角一本ありて牙のこどく、顔は横に島のある者八九人皆婦女也、三本の角は鯨の牙にて筆の太サに削りて絲にてつなぎ、牛の鼻つらを通したるがごとく、穴をあけて付たるもの也、下唇にあるは下齒より出したり、すべて婦女の顔の飾也、面の横島は鯨也、穴居せるなどいへる事幸太夫が物語に近し、その外はみるにたらず。

○荒政輯要

清人汪志伊が嘉慶十年文化二年乙丑に著す所の荒政輯要の初に

翻刻最善

荒政輯要

屏山堂藏版

これは江蘇兩藩垣各刻板一副と序にも書たれば翻刻の多きをよろこぶなるべし。

○錦城詩

一武備志に、本朝の新影流の手法を載て刀劍の術を以和奴明朝より日本人をの藝とするといへるを、或備士是をいふかりて曰、刀劍の術和奴のみ。

一器具足がつたり等のからくりの如きは、一たび石打にあひ礮備等に戦ふ時は皆機關はなれて二たび用る事不成もの也。

一齒武者白齒武者を略して云へり

一熊澤氏鏡の脇を合る事右を上にして逆を用るは鏡本戎服なり、西戎の衣は左むねに合るにより鏡は左むねなりといへり、愚云、外に又據あり、六具をかためては左右の手後に廻りがたきものなり、順に胸を合る時は高紐むすびがたし、又一つにはすべて兵家は陰を貴ぶ、故に左を以貴として、進むを本意とし、右を賤しとして、退くを心とせず、甲冑の具皆射向掛りとて左の方へ進ませ、少つ、すみかけて製之、相引などは餘程左へゆがめり、鏡の脇順にむねを合る時は退く形になり、逆に合る時は進む形になれり、武士として如此事をも知らずんばあるべからず略

一士たらん者はかならず過言を慎むべし、若藝者な

らば我が家藝の道には猶更謙退して誇るべからず、先年宮本武藏二刀之元が弟子芝任と云浪人來り、知行四百石にて仕官す、其國の執事何某武藝を好きて己が家禮の若黨數十人彼が門弟となして二刀を習しむ、一日執事芝任に謂て云、足下が劍術尤鍛鍊いふべからず、願はくは其奥手とする所を見たしと、芝任が曰、我が藝に八人詰と事の候、恐くは尋常の者八人八方より我を圍候とも容易切抜る術也と云、執事聞て究竟の壯士八人を出し、幸足下が門弟也、是等を敵手にせられよと募る、劍客莞爾として弱者ども木刀風を見せ候は、皆逃亂候はんと云、壯士等大に怒りて今迄は師弟是より後は寇讎也、僅の技藝を抱へて大國に來り吐出す言語こそ有べけれ、唯擊殺せと知り、鬚をなで腕をさすりて争進む、其中に清水何某とて其頃九州無雙の大力あり、三年竹の六寸周ありて節短なるが風に曝れて火色になりたるを根引にし、長サ四尺八寸に捻切、己が三尺六寸の鞘蓋を用竹刀とし、廷上に躍出る、是に繼て七人の勇士各木刀を提て後にしたがふ、芝任枇杷の木刀を八の字のごと

くに組み中央にたてり、清水芝任が正面にむかへば其外の七人周て八陣の方位のごとくに是を圍み、颯と聲を掛るとひとしく八方一度に奮迅して打之、清水四尺の竹刀を葎がらの如くに擧、力を揮ひて打之、芝任飛蝶のごとくに躍り左右の二刀をむなしとせず、或は潜りて圍をぬけ、千變萬化に相闘ふ、清水竹刀を横斜に掣、芝任を摒除に追詰、延かけて打けるに、芝任の首の鉢を筋違に左の肩骨を打碎て大地に打居ける、劍客大勇力に打れ立所に息絶たり、執事も興を覺しける所に、一時計彼に蘇れり、厥后四五日を経て遂に逐電せり略中或一藝に名ある人の歌に、上手とは外をそしらす自慢せず身の及ばぬを耻る人也略下

一右の戒ものがたりについていふ事あり、彼清水氏は元來寺澤家の浪人なりけるが、後に黒田家の陪臣となれり、或時冑の名鍛妙珍と云者の家にいたり、様の蓋を乞て見けるに、最上の重蓋を出して清水に見せけるが、清水曰、此冑の如きは我が心にいらす、是は我拳を擧ても能挫くべしと、鍛冶大に嘗りて曰、御士の言は鐵石のごとく成べし、

其冑は拳を以て碎き給は、御望に任せ價をうけず、妙珍が秘製を用ひ冑を作りて進すべし、疾々冑を破給へと募る、元來清水は大兵ならず、面相容貌頗平人に類しければ、絶世の強力とは思ひがけざるも理也、清水莞爾として冑を左の掌にのせ、右の人さし指を以て壓之に、鐵砲の痕より大に指の形に壓窪り、其後蓋を基盤にのせ拳を擧て徐に打之けるに、冑ひしげて荷葉の風に破たることくになれり、後細川家に至り臂力を以食祿五百石に仕官せり、劍術柔術其外武藝に聞ゆ、誠に絶代の壯士也。

愚云、清水力に誇る意あり、冑を碎きたるは血氣の甚もの也、妙珍が嘗る事ありて後に冑を碎ねば男夫の道立ぬになりゆきたるは先の過言ある故也、游侠は武道にあらず、武士萬人にまさる力ありとも常に隠して人知られず忠義にあらざればこれを奮じと覺悟すべし的論

一鳥銃は夫近世の兵器月々年々に名人競出て尤古流は用るに不足もの也、されば故實のいふべきものなくして唯武門貶卑の器とする事悼に餘れり、此



器ありて長兵短兵弓弩ともに用る處を知らず、唯一人の達人あらば孫吳の利兵孔明衛公が堅陣たりとも挫くにかたからず、連城銃大銃に巧妙の人あらば是萬人の敵成べし、羅山先生井上重繼外記と稱之師範也のよく萬斤の大銃を一人にて是を放つ、其巧機捷輕大敵を挫ぐの至功を書れしを彼の文集に載たり、大神君も慶長十六年八月十三日淺間山に登り、的を二町の外にかけて手自大銃を射給ふ事三たびにして三たび中る、又井上氏に台命ありてまばしば此藝を精熟せしめ、且多くの大銃を作しめ給ふ、近世の巧手は其時代に十倍して奇巧の妙をなす事勝て謂がたし、寛永年中肥前國耶蘇一揆の時世上皆大銃ありといへども、其藝未精により、九州の諸侯連城銃を運歩して城を打抜むとすれども、巧手なくして皆的を失ひ城にあたらす、阿蘭陀人を召て打しむるに日本人より拙手にて皆後の海に鉛玉を折やり、砲者家流軍云、當作みなく手空うせり爲拙手耳可思 若當世の如き名人あらば其賊一日もよく城にかゝわらんや軍云、城を破る城中小銃の上手大勢在し故小城に據て大軍

を拒事數月にして年を越たり、松平豆州能其功を知らるゝにより一世の間家臣に鐵砲を習しめられし事最大也、尤其藝の優劣を明辨して習すんばあるべからず。  
一萬治中肥前國唐津の邊におゐて武士の人を討て立退あり、三十目玉の鐵砲に玉藥を納て擲之民屋にかけ入人を追ひ、追手來らば彼の鐵砲を放すべしと、義勢により敢て入者なし、一兩日を経て捕手郷導を先に立都合八人一騎歩の細道を連り來れり、罪士鐵砲を臆の柱にくゝり付て前後の規星を直くして發之けるに、分盤の矢つばをはづさず、八人の真中を打徹しけり、三十目玉さへかくのことし、以上大銃の精巧をおもふべし、且亦陣營城壘を燒落に火箭の術あり、尤堅陣を挫き大艦を覆すも又此術にまさるものなし、或は唐船の進退するを帆を燒て孤舟となすの事様々無窮の妙術あり異國の舟は櫓を用す帆のみを以て進退するによりまか云 中華の書に、地雷天燈砲佛狼機等の名狀あり、兪砲の一類也、愚當世を思ふに本朝に名人ある事南蠻と云とも其精妙に耻べからず、唯恨らくは其巧を知人の少事を。

一或大名猪狩の場におゐて大なる猿の其長七尺計なるが出て、列卒を引裂噬殺しなどして白刀を奪取て高木にのぼれり、其主消息を見て強弓に命じて射之さしむ、射人山鳥の羽を以て作たる節蔭の矢にわたり、四寸の雁股の上刺を番ひて射之に、猿片手にて中に其矢を取て折之射手慮けるは大馬股にて矢ざし鈍くしてこそは一の矢は射損じたらめ、二の矢を以て射落ものをと中刺を番ひて又射之、猿二の矢を又取て始のごとく折之、射人二筋の矢を射損じ赤面して忿之、大守則鐵砲の上手に命ず、砲人木の下によるを見て猿難、活事を悟りて、合掌罪を謝す、砲人眉間を的にして放之に猿則樹下に落たり、衆たちより見けるに、首半分は碎て微塵となれり、其鐵砲は拾五奴玉なりといへり、武人必しも武備を逞しふせんと思は、此藝を舍べからず。  
一馬を乘に故實を専とし馬上うつくしく手綱のかゝりより鞍が、へ鏡の蹴出し隅の手綱等、各大坪氏荒木氏杯の規模に倣て拍子に乗る事尤然なり、武人必其分にて騎乗の道たりぬと思ふべからず、諸

邦みな馬を乗ども其國々家々の風儀ありて同じ、大坪流にても大に異なる事あり、唯うつくしく恭盤の面のことき馬場を地道三四返速道十返ばかりにて我も馬も少汗かく程にて乗間よく度々乗るは馬の爲にも樂となり、我も勞ずしてよけれども軍云、後翁所謂騎馬如牧士者信然々々とても其如きの稽古鍛練にては事一平日の鍛練未熟の間輪を乗事をかくべからず、馬の輪は弓の卷葉のごとし、其乗事數百返に至るべし、貫繩を強く引せて鏡を當居木うつり鞍玉を自得すべし、數百返に至り我も目くるめき馬も倒るゝ事あり、手綱を以たゝき鏡を以蹴起て又乗るべし、駢足をのるとも馬により三町ばかりの馬場にても十餘返も乗べし、人により馬をいとひて斯いふを誘る者もあるべし、又御者の風にも依べし、つよく乗ほど馬は早く體又血の落る事もあるべし、如斯乗る馬は必一曲ありて口剛く間も強からざれば其術に堪ざる者也、尤乗相よきものを以稽古馬とするは惜き事也、借亦長途をつよくのれば息する事あり、尤御者の耻也、息合を知事大

事成べし、櫻狩千里を乗る時此未抄うち其書を返して不書なりぬ

草按、雲霞集に櫻狩の事あり。

○矢鏃圖鑑

矢鏃圖鑑といふ書ありと、近藤正齋の話。

○宅地

文化六年己巳十二月廿五日列相青山下野守殿より會計府小笠原伊勢守に令をつたへて新に宅地を賜ふ、此年の秋願置し大窪通り岩出平左衛門上地なり、翌廿六日御禮廻りして後廿七日大雪ふれり、いさゝか詩を賦して喜を記す

嫩松街外大窪西。境靜車塵與馬蹄。

新賜空閑營宅地。子孫安得一枝柄。

嫩松街とは若松町をいふ、市谷原町の西にあたり

己巳臘月廿八日雪朝記

○姫路城築立由來

姫路御城築立由來

一秀吉公本城計築之給 天正九巳年

御用木は宍粟郡津田谷より出

此時御材木整固仕

河内住 西脇太郎右衛門

四十一歳

當時六代以前

一羽柴美濃守様御代

外廓御繩張築立

一池田三左衛門尉輝政様御代 慶長八卯年より

附城數々築立並堀通等

此時御用木宍粟郡より出此外大木壹本

揖西郡小犬丸村佐水より出同整固仕

右 太郎右衛門

六十三歳

右之通傳承尤本人記録等ハ無御座候代々之者口傳

ニ而御座候以上

巳十一月

河内 西脇太郎右衛門

○井伊掃部頭教諭榊原刑部大輔詞

井伊掃部頭様榊原刑部大輔様へ御教詞之扣寫

政房公へ井伊掃部頭直孝公御物語被成候教諭覺

井伊掃部頭様御腰物役馬淵七郎左衛門と申仁御登城

之度々御供にて於内腰掛緩々致對談後に者至極心易

罷成種々物語之上此書之咄被申出候故不苦候は、何

卒一覽仕度段致懇望候得は安き御事に候重而御供之

節致持參掛御目可申由にて其後御登城之節又々御供

に而致懷中被爲見候故屋敷へ罷歸篤と致拜見致返進  
度旨申談致懷中罷歸候此書付之通掃部頭様御子様方  
へも今日加様之御物語被遊候旨兼々左様御心得可被  
成由被仰候間御書留させ被成候由

上包ニ

榊原刑部大輔様へ旦那御物語被申候趣書留之覺  
いづぞ緩々掛御目候は、申談度存候所今日預御見舞  
大慶之至に候能序に候間御咄可申候乍慮外極老之  
申事に候能々被留御心候而御承知頼入候明日も難計  
衰躬に候へは誠に遺言同前に御心得頼存候別之義に  
も無之候誰々も存候御奉公之事に候得は老耄之心  
底に久敷貯候事申置度輕き役々等之公儀へ御奉公と  
申者其役々之上之勤有事に者其儀を務隨分と精力粉  
骨を盡無懈怠相勵申より外之忠節も無之候各や我等  
共之様に御厚恩を以大名にも成候者之御奉公と申は  
左様に輕き儀には無之候只下々へ愛憐深き事肝要に  
候是は人君たる者之常之事に候誰人もしりたる事い  
ふに不足と御間可在之哉左様之儀は勿論に候得共一  
通左様計に而者公儀へ之御奉公とも難申候左様計  
之事に候得は唯今事がましく御咄中に不及候我等之

唯今御心付申味は左様計之味にては曾而無之候侍分  
者不及沙汰足輕等迄を常々大切に致し下々之者に候  
得は理不盡成事多在之物に候男がましき罪などは一  
入秘藏之事總而目長に見過し候様に致し少々之過失  
は打捨常々念頭に召仕隨分力の及候丈々は厚く恩を  
あたへ候様に御心掛可在之候夫を如何と申に戰場總  
而事有節はたのみにいたす物としては召仕之外は無之  
候常と違俄に至極大切に成物にて矢玉之掛り候節は  
足輕は一番之垣に候得ば大切至極に成鎗玉に成候得  
者最早垣一重に成候故侍分一入大切至極なり采幣を  
持ながらうしろを拜み候様に覺へ申候其節は扱く  
日頃龜末に召仕候儀常々懇意に可致事今少にても加  
恩を加へ置可申事に候を油斷致捨置候只今にても加  
恩之約束にても致度様に存候ものに在之候此段は御  
親父共や我等共は直に見申候事にて御自分や我等子  
共杯は未覺之事に候得は篤と覺悟有之悻共など、  
永く御參會も在之候節は無用之雜談に被致候半より  
は寄合之節は必加様之事被申談候て相互勵合被申候  
事第一之忠勤と申物に候一通に承知候ては是は一方  
之身之利害に在之候と存候左様之事には曾而以無之

候御自分之家や我ら共之家の足輕者上様之一番之園  
 ひ侍分は二番之垣に候我等共は三番之垣に候我等共  
 之身は公儀之御爲に身命限りと粉骨をさへ盡候得ば  
 職分は盡申様に在之候得共左様に而は無之候外園ひ  
 より御馬所まで随分丈夫に垣を致申事公儀へ之忠勤  
 第一と申ものに候此外之さゝいの小事は大名之奉公  
 に足り不申候此段まのあたり身に徹し覺申事に候故  
 御咄申候右も申候通に御親父や我等共は忘度候而も  
 直に覺候事故歎難忘度々御自分や悴杯も直に不覺候  
 なれども近き事にて親々之咄も直々に承知其上左右  
 に居候者共も父之供も致直に戰場を歴候者も多候得  
 は直に見候程にこそなけれ其心得も可在之哉と存候  
 御自分之子共我等共之孫曾孫之代に成候而は昔咄草  
 紙物之本杯聞候様にて心に徹し身に染候様に無之實  
 もなき事時の勢ひ計にひかれ時めき候事計を上へ御  
 奉公之様に覺へ召仕之下々は我家來我心之儘に致す  
 物とのみ存る様に成行物に候御自分之家や我等之家  
 杯左様に時之勢ひに成候事は則天下御微運に成候端  
 と申物大切至極勿體なき事に候此段随分常々忘却無  
 之様に御心得悴共とも寄合不絶御申談兩家之子々孫

々へも被申傳候様に心を被用程之眞忠之御奉公は無  
 之候間左様御心得可有之候又大名ども幸にして人多  
 所持致し自由を致榮耀榮花に暮候と申爲に所領を所  
 持申味にては無之候無用之者を貯へ置候は忠勤を盡  
 す備の爲にて候無用之費を致候にては曾て無之候公  
 儀より之御厚恩を被報度被存候は下々之者を随分  
 と大切に常々撫育を加られ候様御心掛け可在之候治  
 世之御奉公者此一事に止り申候儀にて却而治世程忘  
 却し安き物に候随分御心掛可在之候治世之御城御普  
 請土居堀塀等之園ひを念入御手傳等相務候様なる事  
 には無之候此心掛第一大切至極之御用心之事に候必  
 々失念無之様常々御心掛可在之候

天明三癸卯九月十四日寫之 中村利英  
 天明五乙巳年十一月二日寫之 安部井又藏  
 文化四年丁卯十月七日得會津藩一柳氏藏本寫之  
 杏花園

○攝州白雉  
 當正月廿八日攝州西成郡九條村字本村と申所に而白  
 雉捕候よし當月四日大坂町人過書町にて伊賀屋長次  
 郎と申方へ代錢三十七貫三百文にて同村百姓市兵衛

下男藤七より賣渡候段村役人共申聞候に付早々先方  
 へ懸合白雉取戻し可差出旨申渡爲掛合候所追日伺付  
 入用等も相懸幼其外同仲間も有之儀に付相談之上可  
 及挨拶旨申聞追々掛合候得共相對に而は難行届依之  
 右白雉賣主へ差戻候様御達之義大坂町奉行佐久間備  
 後守殿へ御懸合今廿五日村方へ請取御役所へ差出候  
 よしにて御書上本紙繪圖とも仲之間御組頭中へ御狀  
 一封六日限を以差立之二月三日晝過町着いたし同四  
 日御殿へ持參當地へ差送り候ては道中手當此度長崎  
 表より鳥獸御用に付高木作左衛門手代相添當地へ罷  
 出候風聞有之候間御同人江戸御役所へ振合開合其外  
 早川八郎左衛門殿稻垣藤四郎殿より白牛差出候類例  
 等爲開合取計候積り

一右白雉野鳥を捕へ候儀に而殊之外衰候由之所先買  
 手長次郎功者之ものにて追々伺付此節は凡八九分通  
 肉付丈夫に相見へ候得其人馴付不宜大坂御役宅内に  
 庭籠補理移し入晝夜兩人宛共番人付置朝夕長次郎罷  
 越伺いたし候義に御座候右に付當地へ差立候に付  
 而は手附手代足輕并伺付人差添道中之義も漸平均六  
 里步行位ならでは難相成よし左候へば凡廿日餘も可

相掛然所道中八十八夜に懸り候ては鳥痛候よし右長  
 次郎申聞運くも三月十日頃迄に當地著いたし候様右  
 日積りにて來月廿日前大坂表差立候様道中籠用意等  
 もいたし候に付來月十四五日頃迄には御下知到著不  
 致候而は間に合不申候右之心得を以申上候積り右長  
 次郎儀も幼年より伺鳥相好み鍛錬いたし候者に付諸  
 鳥遼國へ差送り候義も度々手掛候趣に御座候當時之  
 伺餌は小麦五分玄米二分大麥一分半粳一分半外大根  
 之葉水にしたし置伺付申候右白雉惣羽色白く背薄青  
 く目の上下并頬之邊赤く足薄鼠色にて通例之雉より  
 は少々小さ方に御座候右は閏正月廿五日朝御書上に  
 て二月三日著致し候事

享和三亥年  
 右は篠山十兵衛御代官に付右同人手代口達之趣  
 右白雉享和三亥年三月御城へ來候由

○烈婦假名略頌  
 一たんの 勇氣より猶  
 年來の 貞節こそは  
 まさりけれ しもつけの國  
 あしかがの こほりの内に

川崎の

逸八が  
人なみに  
きこえたれ  
時とかや  
あくるとし  
その名をば  
寵愛す  
逸八は  
おもりつゝ  
ひと言は  
まろしなく  
はつくきの  
まかるべき  
いひければ  
のたまふよ  
ありともいかで  
いづべきや  
まうとめの  
この子さへ

村の農民

後家のはつこそ  
すぐれしものと  
はたちになりし  
よめ入しつゝ  
男子をまうけ  
勘彌と名付  
まかるに夫  
風のこゝちの  
いまはのきはの  
もしも醫藥の  
この世をさらば  
わかき身なれば  
人にもそへと  
うらなくものを  
さらぬわかれの  
をつとの家を  
いはんや男  
おはするうへに  
かくてしあれば

とにかくに  
つがせんと  
わかれしが  
十とせあまり  
農桑に  
ほねをおり  
いやすく  
老ひとに  
勘彌をも  
としをへぬ  
なりければ  
いふやうは  
はなれても  
その方は  
もとめよと  
逸八に  
いなひつゝ  
つかへきて  
なかりけり  
勘彌もん

もりたて家を  
かたくちかひて  
それよりこのかた  
ひるはひめもす  
身をくるしめて  
よるはよすがら  
ぬることもなく  
つかふるかたて  
をしへそだてゝ  
勘彌が四に  
まうと勘右衛門  
もはや乳房を  
そだちもすべし  
外に縁をも  
有し時にも  
ちかひしごとく  
朝なゆふなに  
をこたるひまは  
かゝりしほどに  
中氣をやみて

こしたゝす  
老ぼれて  
ねてくらし  
わかちなく  
朝といひ  
こゝろよく  
すゝめつゝ  
をきぬれば  
このむをも  
みせずして  
くりかへし  
すがのねの  
つかへけり  
飛彈たくみ  
すぐなるも  
わざなれば  
なぐさまば  
こともやと  
はしらたて  
きくときは

かてゝくはへて  
ひるはひめもす  
よひあかつきの  
めさむる時を  
食をこのめば  
その度々に  
今しも箸を  
又も食事と  
さらうむいろ  
まづのをだ巻  
むかしを今に  
ながき年月  
又ある時は  
うつ墨なほの  
老のむかしの  
見つゝ心を  
病をやしなふ  
近きあたりに  
棟あけなんど  
やみほゝけたる

老人を  
つれゆきて  
見せけると  
老人かな  
佛神に  
よなくは  
すあしにて  
かくばかり  
つくせしも  
寛政の  
身まかりし  
きこえける  
時よりの  
さらなりや  
佛事の施物  
つとめさへ  
なかりしは  
あけくれの  
聞えつれ  
なき子とて

せなにかきおひ  
心ゆくほど  
きくもめでたき  
又ある時は  
祈誓をかけて  
水ごりかきて  
やまひをいのり  
心のまこと  
其かひなくて  
とうの年にぞ  
七十七とも  
夫にをくれし  
年の貢は  
醫師の禮式  
家につきたる  
一もかくこと  
皆此はつが  
手づくりとこそ  
勘彌は父の  
あなづられては

家たゝすと  
もちひつゝ  
かひありて  
ひとよりは  
川浪の  
行儀さへ  
ほめらるゝ  
かゝみなり  
かゝみぞと  
いひつたへ  
折しもあれ  
ちぎりにや  
廿日あまり  
事なるに  
かげまげく  
うかゝひける  
そひねして  
そのひまに  
いりきけん  
うらうへを

こゝろ心  
やしなひ青し  
手習なども  
よくおぼへつゝ  
立居ふるまひ  
にうわ者とて  
はつは女の  
勘彌はわらべの  
村の内外に  
ほまれを得つる  
いかなるすぐせの  
去年の霜月  
よひやみのよの  
みどりのはやし  
はつが家をぞ  
はつは勘彌に  
すこしまどろむ  
いかでかまのび  
二人のをのこ  
まかとをさへて

うごかさず  
をしいるの  
わきざしの  
物をとに  
まうとめの  
そやつきれ  
わめくこゑ  
たへかねて  
きらせじと  
まさりつゝ  
をさへしを  
飛てゆき  
するところを  
はたらかさず  
おそれけん  
かげみへす  
ぬす人は  
けつふみつ  
あたりまで  
引てゆく

ひとりのぬす人  
衣類雑具や  
刀をうばふ  
奥にいねたる  
聲たてければ  
物ないはせぞと  
はつきくよりも  
たいまうとめを  
おもふ念力  
大のをのこが  
すそよりぬけて  
まうとめきらんと  
まつかととらへて  
このいきほひにや  
ふたりはにげて  
をさへられぬる  
身のがれんと  
せどのはいりの  
十間ばかりぞ  
持たるやいばを

うちふりて  
はなさずして  
聲をあげ  
給へやと  
ちかどなり  
をりかさなり  
おほせけり  
手をひて  
しけるをも  
やしなひて  
なければども  
かたわにや  
あらたまの  
みさほより  
まさりぬる  
はたらきを  
きこえあげ  
四とせの春  
五十兩  
三石餘

きりても突ても  
はつはかざりと  
人々出あひ  
よばゝりぬれば  
何某それがし  
なんなくとらへ  
はつは十とこゝろ  
息絶なんと  
人々いたはり  
命につゝが  
むまれもつかぬ  
なりもぞすらん  
年月へぬる  
ますらおにだに  
いさましかりし  
わがおほ君に  
文化といへる  
小判のこがね  
持つたへつる  
諸役免除の

つくりどり  
恩賞に  
おきなさへ  
まかすがに  
人々も  
ものはなし  
まらなみも  
たまものは  
さかへみすらし

たぐひまれなる  
馬うしなひし  
おもひ出つゝ  
上中下の  
是をかんせぬ  
みどりのはやし  
まらぬめぐみの  
未の代までの

右屋代太郎弘賢所述

○打毬  
日本書紀皇極天皇三年 中臣鎌子連略  
偶預ニ中大兄於法興寺槻樹之下打毬之侶。而候ニ皮鞋  
隨毬脱落。取置置掌中。前跪恭奉。按是ハ蹴鞠ノ  
日本紀略。村上天皇天曆二年五月廿一日甲子。於二  
條院。有打毬事。又見扶  
桑略紀  
又花山院寛和二年五月卅日丁酉。天皇出御南殿。有  
打毬之興。番長以上各十人。左右近衛。左右兵衛。  
宮人。并廿人爲二番。皆著的冠。騎馬立南階前。左  
勝奏音樂。此事希代之勝事也。六月六日癸卯 後太

上法皇於仁和寺覽競馬八番云々。次左右近衛舍人各三人。射五寸的。次近衛等騎馬打毬二番。本朝世記。寛和二年六月六日。騎馬打毬。一條禪閑御代始記。大宋の御屏風。唐人の打毬のたしを繪に書たる御屏風を云。續日本後紀。

承和元五月戊午。御武德殿。令四衛府馳盡種々馬藝及打毬之態。

嵯峨天皇御製經國集

早春觀打毬使渤海客奏此樂

芳春煙草早朝晴。使客乘時出前庭。回杖飛空疑初月。奔毬轉地似流星。右承左礙當門競。郡踏分行亂雷聲。大呼伐鼓催籌急。觀者猶嫌都易成。

七言排律

六朝沈君攸。有桂櫺沈中河詩。雄渾工緻。是七言排律仍先於七言律也。若初唐。則有蔡孚打毬篇。云德陽宮北苑東。雲作高臺月作樓。金鑰玉鑿千金地。寶杖瓊紋七寶毬。寶融一家三尙主。梁冀頻封萬戶侯。容色從來荷恩顧。意氣平生事俠遊。共道用兵如斷蔗。俱能走馬入長楸。紅鬃錦鬣風驟驟。黃鬃青絲電紫驪。

奔星亂下花場裡。初月飛來畫杖頭。自有長鳴須決勝。能馳迅足滿先籌。曹王漫說彈基妙。劇孟休矜六博投。薄莫漢宮榆葉罷。還歸堯室曉垂旒。升庵外集○潘趙吉士恒夫寄圖寄所寄

打毬

韓退之

汗泗交流郡城角。築場千步平如削。短垣三面綠透迤。擊鼓騰騰樹赤旗。分曹決勝絢前定。百馬攢蹄近相應。毬驚杖奮合且離。紅牛纓絞黃金羈。側身轉臂著馬腹。霹靂應手神珠馳。發難得巧意氣巖。數聲四合壯士呼。此誠習戰非爲劇。豈若安坐行良圖。

同前

羅寅所

畫倦拋書戲綵毬。三郎乘醉興悠悠。朦朧日月波心滾。混沌乾坤水上浮。風度鳥聲如唱采。雁移花影解低頭。寸衷自是無關鎖。踢破人間萬斛愁。

大久保西山云、打毬ハ騎馬ニモカガラザルモノ歟、天曆三年打毬騎馬云事不見寛和二年ト禁秘抄宗忠公ノ記騎馬ト云フコトアリ、騎馬ニテノ打毬故騎馬打毬ト斷タル歟。

○丸橋忠彌被捕事

石谷將監殿御代

慶安四年卯七月廿四日夜

丸橋忠彌

右者御茶之水。上御中間町ニ罷在候。牢人徒黨一卷之者。弓打藤四郎案内にて。兩方より同心廿四人前後。二手に分參り。先手に而召捕申候。則此方於御番所御寄合。其上久世大和守殿。牧野佐渡守殿。御出座に而一二之者。被召出御前に而御褒美銀被下。其上將監殿より一之手へ時服二ツ二之手へ時服一ツ被下候。

御褒美

銀八枚

此方同心

銀六枚

同

堀江喜左衛門

辻 小兵衛

原 兵左衛門

先手

檢使

神谷金太夫

後詰

檢使

羽田長右衛門

後詰

名前記無之

○石井源藏屆書

一浪人石井源藏申上候。私親石井宇右衛門と申者。青山因幡守殿に知行二百五拾石取相勤罷在候處。二十五年以前攝州大坂に而赤堀源五右衛門と申浪人父宇

右衛門圍討仕其節立退申候。其刻私五歳に而弟一人二歳に而罷在候。唯今半藏と申罷在候。相煩罷在召連不申候。右源五右衛門父之敵に御座候間。見合次第討申度候。爲後日申上候。由右源藏申來候。

元祿十一年寅十一月十七日

右之赤堀源五右衛門名を改赤堀水之助と申板倉周防守方に相勤罷在候處。勢州龜山城内三之輪石垣門之下にて源藏并半藏兩人にて五月九日晝討留申候。由元祿十四巳年同月廿七日申來候。

○前原伊助杉本九一右衛門欠落書付

南御役所書上帳之内書拔

元祿十五年午十二月十五日

一本所相生町二丁目清右衛門申上候。私店五郎兵衛と申歳四十に罷成候もの。昨日欠落いたし候。爲後日申上候。由右は清右衛門五人組庄左衛門同道申來候。

右之もの諸道具改置候得と伊豆守方にて申付候

欠落五郎兵衛書置文言

口上之覺

私事内々存念有之候へども。只今迄隨分と忍び罷

在候得ば近所之衆家來等迄其色を見せ不申候今日存念之場へ罷出候久々御借宅に罷在大慶奉存候然上は跡々諸道具は貴様御了簡次第如何様とも可被成候若御僉議等御座候共御自分は不及申店肝煎十兵衛共に少も御存知無之事候爲其如此候以上

午十二月十五日

五郎兵衛

宗房書判

山田屋清右衛門殿

七兵衛殿

覃按、此五郎兵衛宗房とは前原伊助が事なり、芝泉岳寺石塔に法名刃補天劍信士前原伊助宗房四十一歳とあり、此訴書に四十歳に罷成候とある翌元祿十六年未二月四日切腹。

午十二月十五日

一本所徳右衛門町一丁目長十郎申上候私店浪人杉本九一右衛門と申歳三十七八に罷成候もの致書置昨日致欠落候爲後日申上候由右之長十郎五人組市右衛門八左衛門并店請人相生町三丁目伊右衛門店作兵衛同意申來候

右之もの諸道具改置候得と伊豆守方に而申付之

書置文言

拙者共義亡主内匠頭憤を散可申たあ今曉可遂本意存立候先頃より緩々と致借宅過分之至に御座候以參謁右之御禮申入度存候へ共此節之義態指扣無其義候別紙に書付申趣宜敷頼入存候以上  
十二月十四日  
杉本九一右衛門

大屋長十郎殿

○牧野一學届

元祿十五年午十二月十九日

一牧野一學方より斷我等屋敷前に當月十五日朝拔身十文字鎗一筋山鳥羽無根矢一本鎗之鞘五ッ并淺野内匠頭家來村松三太夫と記有之候竹札二札捨有之候に付御支配方へ相伺候處御當番御目付鈴木次郎右衛門殿差圖に付右品々松前伊豆守殿御番所へ相納候旨一學使者茂木藤太夫申來候

○堀部彌兵衛書付

元祿十五年午十二月十九日

一米澤町市兵衛申上候私店浪人堀部彌兵衛と申歳七十三同人悴同苗安兵衛と申歳三十二相成候者當月

十右衛門同心一組より二人つゝ三組に而六人罷出候

○義士切腹被仰付候事

一右同日淺野内匠頭家來共去年十二月十五日之朝七時本所二ッ目吉良上野介屋敷へ押込上野介を討捕即日芝泉岳寺へ立退候に付彼もの共四ヶ所へ御預ヶ之處不殘切腹被仰付候由細川越中守方へ御預十六人之檢使御目付荒木十右衛門御使番久永内記毛利甲斐守方へ御預ヶ十人檢使御目付久留十左衛門御使番齋藤次左衛門松平隠岐守方へ御預ヶ十人檢使御目付杉田五左衛門御使番駒木根長三郎水野盛物方へ御預ヶ十人檢使御目付鈴木次郎左衛門御使番赤井平右衛門右之通承り候間爲覺書記置候

○義士子供の事

一右同日内匠頭家來切腹被仰付候もの共之子供之儀は拾五歳以上は遠島被仰付船出來之内上り座敷入幼少之ものは十五歳迄親類へ御預其外兼而出家に成候者も有之由右悴共一卷此方御番所に而被仰付候牢帳並十五歳迄の預り證文帳面に有之

十四日より不相見候跡に彌兵衛妻安兵衛妻并下人男一人下女一人罷在候に付様子相尋候處淺野内匠頭殿浪人之由申候爲御届申上候由右之市兵衛五人組藤太夫同意申來候  
右之もの諸道具改置候様伊豆守方にて申付候  
右彌兵衛妻並安兵衛妻共に兄本多孫太郎家中只見福右衛門と申者方へ引取度由申候由に而家主訴來に付勝手次第に相渡候様に未三月十二日右之もの共へ申付る

○吉良左兵衛御預の事

一元祿十六年未二月四日九時評定所俄御用に而罷出候處吉良左兵衛年十八荒川丹波守猪子左太夫同道に而被出候父上野介義淺野内匠頭家來共に被討候に付左兵衛義領知被召上諏訪安藝守へ御預被成候由被仰渡安藝守家來澤市左衛門茅野忠右衛門加藤平四郎に渡被遣候尤左兵衛大小鼻紙袋共に安藝守家來三人へ御徒目付相渡申候  
一右列座仙石伯耆守殿丹羽遠江守殿長田喜左衛門殿御徒目付六人御小人目付七人并與力稻澤彌一兵衛伊豆守殿方柴田市郎左衛門遠江守方辻九兵衛町田

右丸橋忠彌訴人書付石井源藏敵打書付前原伊助  
杉本九一右衛門欠落書付牧野一學屆書堀部彌兵  
衛書付吉良左兵衛御預之書付義士切腹の事同子  
共之事書付右件々は南町奉行所古文書より抄出  
せし由鳥亭馬に得て寫置己巳六月廿四日

○東匡義士行

一片義氣蓋壤間。白虹貫天氣如神。碧血千年磨彌明。  
誰知而今日擊真。億昔匠作犯不避。杜郵期迫命委塵。  
忿惱不散身先隕。宿草空掩夜臺春。遺臣四散宗嶽盡。  
喬木青社事亦新。一夫唱義衆左袒。糾合四十又六人。  
深謀秘算誰能覺。東漂西竊飽艱辛。詭迹曾逃花柳巷。  
託名鸞窟屠酷津。張良未得狙擊便。武陽欲進徒逡巡。  
仇家一日弛警備。方夜酣讌會衆賓。謀人速報好消息。  
抹額袴褶束裝頻。四更更盡寒漏徹。梯屋斧闔驚四隣。  
冥搜炬索認暗號。利戟快刀地燭燐。主人竄伏不知處。  
人氣餘暖在臥茵。行履尋到薪炭廠。甘心始得宿憤伸。  
殷勤祭首舊主墓。誰何無人夜向晨。投謀有司去自首。  
進止唯命伴件陳。有司執法且拘繫。東武官邸託四鎮。  
朝野自是爭嘩傳。萬口齊唱是忠臣。諸鎮閱忠館待厚。  
留止在葦十餘旬。公義私情難兩全。盤水加劍俱自殉。

君不見古來衆養偷生者。賣降投款每相因。了得是君  
未了事。千古公論不可泯。

○品川大門

品川のはづれに大門あり、若き男老翁に尋けるは此  
門は何の爲に如此候哉と尋ければ、翁の曰、此門は  
我等若かりし時分上總様の門なりしが、彫物に立木  
の藤を彫たり、此時分江戸中の諸人見物する時に白  
髮の老人此ほり物をつくんと見て此君の御代久し  
かるまじ、子細は藤咲門の口を閉てとてよからざる  
彫物也といひたりと沙汰せしが、程なく大坂一亂の  
時不覺の罪にて御身體御滅亡にて、今信州諏訪の御  
住居誠哀也、其後駿河大納言様御やしきの御門なり  
しが、今品川の辻門となりて往來の旅人目にて見る  
も有心にて見るも有道書  
○六樹和文大阪金谷與右衛門和文也  
かなやぬしのふみかへしたてまつりつさてもうるせ  
くかうさくに見どころあるふでづかひになむかな  
ぶみはげにかうこそとおぼへて候ちかきよにはみ  
だりにふるめきたる詞をのみとりまじへてひたふる  
に人のみ、をとおろかすべきかまへものし候へど

なか／＼つたなく見るだにむづかしきこゝちして候  
をこれはさやうのすぢとはたがひてなかつよのふみ  
かきのさまをかしくくまねびうつされて候おのれ  
などふつにかたはしをだにまねびとるべうもおぼへ  
候はずかゝる人にはしたしくげむざんにいりてを  
しへをもうけまほしくおぼへて候猶くはしくはこと  
さらにまゐりてこそ聞へ奉らぬあなかしこ  
ときしあらばなにはのうみに船うけて  
玉藻かつかむ人を見てまし

雅望

石川氏號  
六樹園

南畝大人

○本朝武家根元抄

一豆は俵ながら川水に三日ひたし、日にほせば五斗  
ものは二斗になりて大分に積をくによし。  
一團は軍監のもつところ、源の頼義朝臣安倍の貞任  
をせめられしとき俄に雨ふりて施のまほれしか  
ば、團をもつて軍謀せしに、いくさに利ありしよ  
り團をもちゆ、後代にその制法はうちわの軸の頭  
半月にしてわたり一寸二分下略

一がい陣の時の引わたしを祝ひて後御食をいたす、  
さて引わたしより後は魚類なるべし、打あはび鯛  
鮒鯉數千海老などあるべし、蟹鮒時鳥鶯等は其座  
にみるべからず、かくて數獻あるべし。

一北條氏康公の家老に北條左衛門大夫は大がうのお  
ぼへあるもの也、下野の小山にて百騎計の武者の  
中へ只一騎のりこみ八方にかけまはし、よき敵  
廿騎計を乗たをし、其勢に雜兵百四五十計をわが  
旗下のものに首をとらせて、のこるものどもを追  
まくりぬ、是は長六寸尺ばかりの大馬にてありしと  
也。

一古へ相馬の將門は大音にして千八百の兵に及びし  
も言語分明ならず、頼義義家はものいひはあきら  
かにして小音なりき、義朝は音聲はよく去て吃クモリぬ、  
小松の重盛は大音にしてまかも言語分明也き、ま  
れども千騎の兵にはかゝらざりき、頼朝は千人に  
かゝりて明也、義經は小音にして舌の根もとお  
らす是良將の一失也とまるとをけり、千人にまじ  
る聲は世にまれなり、太鼓貝の聲をかりてかけひ  
きを自在にせしむるまことに軍謀の寶器なり。



一舟に酔人は蘇香圓をなめてよし、又梅干を食してよし、梅干は血をとめ渴を止るの能有。

一出陣の引わたしは、前の左は土器、右は昆布、向ふの左は打鮑、右は搗栗也、歸陣の時は前は同前、向ふの左にかち栗、右に打あはび也、門出の御飯の上は大麥を三粒をく、麥に勝方といふ名ある故也、雜煮はつねのごとく向ふに鯛の丸物をつくる、吸物は鮓の丸物、肴は鯉、香物數子三種なるべし、蓬萊の臺前に節分の大豆をく、此豆を食すれば方角をえらばずといへり、これ大概を云、家々吉例にまかすべし。

一陣中にて可忌もの、遊女博奕等これ敗軍の基なり、楠正成は陣中にして小車妻の新三郎を切たるは遊女を置し故也、和田和泉守が甥也けるが、和田大によろこびけるとかや。

一忍びのもの火を用意す、火朽の方貫岩草の莖五々焔焔焔焔右細末にして竹筒に入て持、火うちの火はやく付て妙也。

一又心ざしある武士は首をとる事かなはざる時は人のとりたるを所望して帳につく事あり、ある人軍

戦に首をとりはぐれ、傍輩のよき首とりたるをしつけの脇指に替て買とり帳に付たり、其事あらはれて諸人其かふたる人をそしる、馬場美濃守山縣内藤高阪をのく批判せらる、首賣たる者は日頃大剛の譽ありとも大臆病のものといふべし、首をとりながらわが手柄をいはんとてそれをあらはす心きたなき未練の者也、買たる人は心がけ武士道をたしなむ英雄の人也と批判あり。

一とせ常陸の國におゐて佐竹義重と小山の高井豊前守合戦しけるに、高井がた利をえて首五百を討取、其中に岡本左衛門尉といふ者は武勇智略ある者にて、數度のたかひに首をうちとるといへども、此度はいかにしてかはひとつもとえとらず、遺恨に思ふ所に、敵一人田の畔をつたひ横道してにぐる者あり、見かたに佐藤新三郎といふ者此よしを見て、只一騎追かけ一町ばかりにして追つめ、つき落し首をとりて立歸る、岡本これを見て又畔をつたふて佐藤に行あひ、さても御手がらかなとほうびしざまに新三郎を切ふせ、敵の首をうばひとり、味方の陣中に入けり、諸人此有様を見てあ

れみかた討よといひけれ共、さしも亂れあひたる中なればとがむる人もなし、うたれしものはいたづらになりぬ、この故に味方をはなれて遠く獨り立するは無功の人のする事なり。

右本朝武家根元三卷中より抄出す、丸屋源兵衛開板とあり

○袋翁和歌

袋翁横田氏孫兵衛

山のはにおほふ霞の袖やまづ

我立袖の春をみすらん

十五夜月

君ませばこゝも雲井の名にしおふ

あづまのひるの月やすむ覽

○成島道筑和歌

信遍成嶋道筑

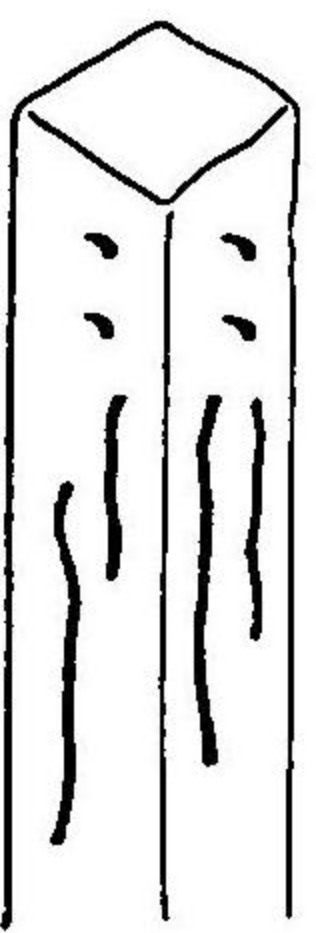
川風のすゞしくくる、船の内に

家路まぢかき名残をぞ思ふ

○谷中日暮里修性院石表

日暮渡宮

山上に四面の石碑あり



寶曆六年十月廿一日開

發起高田義石

庭造岡崎計

不二つくば

あひの木がらし

ひらく庭

近頃日野大納言資枝卿の歌を石にゑりて山上にたつ

側に建し制札に 日野大納言資枝卿御歌 正面打

事無用

常州水戸産江府深川安宅住源延貞建之

○殿範幽趣

観菊於種樹家齋田某之庭

此有名家在。秋芳忽得尋。荒園捧晚節。數畝飛分金。

砥筆甘盈蕊。傍牆馨著襟。騷人終古意。不改與情深。

主人何爲賣。自有一家香。繁蕊猶和月。幽枝只傲霜。

寒蜂含露戀。醉客對花狂。堪食秋容淡。教人生最長。

三

傅公雖比隱。晚艷咲春花。雅俗多回箭。王侯各駐車。

千姿受露潔。五色帶風斜。未得陶令意。知歸種樹家。

四

庭有延年者。秋風欲盡時。重圍只俯仰。紅白還參差。摘得仙尤嗜。栽來蝶早知。人間多少賞。幾度促新詩。

五

黃花殊引客。不得閉林扉。日日榮無恙。年年節未違。九來重至九。歸去亦忘歸。何用添餘醉。殷勤問白衣。

時

寛政十年歲次戊午孟冬上浣雪齋會君選並書増山氏長島侯也

右一卷藏巢鴨種樹彌三郎増山氏長島侯也家己巳九月念五觀

○六郷稻毛古文書

小泉次太夫

武州六郷並稻毛いほり人足之事私領方へも

高次第申付可懸者也

慶長十年正月九日

小泉次太夫殿

目錄

一武藏國神奈川稻毛川崎領慶長十巳年元和八戌年迄十八年迄十八ヶ年分之事

一同國六郷子安從慶長十三申年元和八戌年迄十

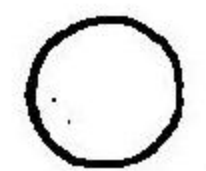
五ヶ年分事

一同國小机領從慶長十八丑年元和八戌年迄十五ヶ年分事

一所々上給

右小泉次太夫代官所々務事皆濟也

寛永元甲子年七月日



己巳九月廿一日  
借抄子近藤正齋

○渭南文集藏書印

渭南文集ニ藏  
書ノ印記アリ



是近年舶來  
ノ清人ナリ

○カラフトノ事

蝦夷地カラフトより北高麗の堺に川あり、四里ほどの所なりしが、年々砂にて埋りて今は一里ほどになり、カラフトとは蝦夷人の語蝦の事をいふ、カラフトの島の形エビの形に似たる故也、と高橋梁山の話庚午正月五日所聞

一説唐人の來るゆへにカラヒトといふといふは鑿說なるべし。

○はせをくら

權伴友權田某なる者さいつ年雜談のあまりに、此するが臺中坊某君の藩に、元祿の昔はせをの翁伊賀よ

り初て大江戸へ來り給ひ居をトし藏ありと言しに、權も其頃は世のたつきひまなく心にもとめざりしに、去年霜月の頃たま〜淺草へまかりしに、古本屋にて此はせをくらの本をもとめ閱すれば、彼權田氏の言ひしと實に符合せり。

此辰四月廿七日ものへまかりけるに、ふと思ひ出して中坊公のやしきへ立寄、舊相識服部仁左衛門央勝にたいめし折から、此はせをくらの事を問へば、仁左衛門言ひけるは、此三月頃よりはせをくらの修理にかゝり、昔のことく立かへ、今大かた作事出來てと言しにて、そのみくらを見たしと乞へば、服部氏自案内して見せけり、藏は長サ五間二間計のあしたか藏なり、今大工たちこゝかしこをしらへ居て、いまだ土をばぬらで有、則そのみくらの古き材を乞得て歸り、一ツの聯にし、今御府内に樓川をつく宗匠なければ、江戸座古き宗匠萬葉庵平砂二代年七十有餘、赤ばねの邊に庵しけるを行て、此はせをくらの古き材へ古池や蛙飛込の句を題書させて、西川藏珍とす。

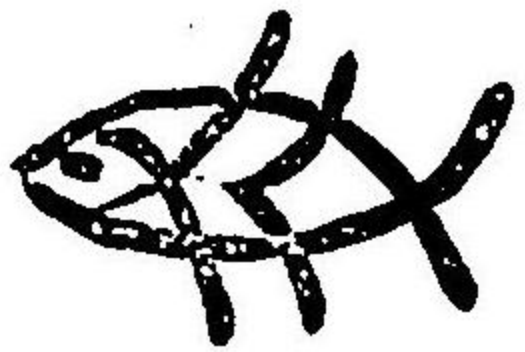
又服部氏言ひけるは、はせを翁伊賀より來りし頃は、

此屋敷の主人奈良御奉行にて江戸におはします、明暦の災に此藏残りて有りしに、此藩中濱島當時家老濱島市之進とはせを翁と親類のよしみ有て、濱島にたよりしに、いまだ普譜も出来ず有ければ、此土藏のうちにはせをまばらしく僑居なせしと言、これより深川へ庵を結ぶと也。

旭和居士 當時中坊長兵衛様、花入と泰里の記文濱島、四代先讀破守様、兵方權方へ、惠れたり

樓汕君 今小川町二千石、森右衛門様也、長兵衛様大御父也、中坊方御養子に御入被遊候中坊御舍弟也、中坊長兵衛様御内、服部仁左衛門中央勝、權三十年之舊相識也

文化六巳十一月五日 西川 權



はせをくら  
神風や伊勢の桃取に鸚鵡藏あり、江戸の駿河臺に芭蕉藏有、さればむかし松尾桃青の頃、伊賀の上野より東都に趣かれし時を馬下りの地は中坊讃州公の藩中にして、むま見所に隣る途込のうちに假寝せられ

しを、杉風深川に草の庵をむすびてはせを庵也、古池は中に呼むかへしなり、借彼ぬりごめは、明暦の災にもかゝらで、今にめでたくときはかきはの文庫なるを、前の旭和主人はせを藏と名づけ、阿翁の肖像をもおさめ給ふ、さるをことし三周の追福ながらに、孝子樓汕主人脇發の歌仙行および桃さくらの句々を加へ小冊となし、先考に手向給ふ、その趣を述よとあるにいなみがたく、例の愚なる老のくりことを樓川書

世人みな陸月十一日ながら

いでや此藏びらさせん十二日 旭和居士

朝起の目のさめしえら梅 樓汕

うぐひすの盛に猫の聲かれて 樓川

紙ひらくと干魚のうへ 鶏口

事をげく月になるまでもの忘 兀子

水のまふけに蟲はなしぬる 壺龍

右歌仙

下略之 發句等略

その前に此ふた木の有こそ風流の因縁なれ 桃さくら案内にたつやはせを藏 樓川

追加

ことし此月此日家の大人の靈前に小冊をさ、げ侍りて

はや三とせ橘月の忌日かな

樓汕

安永戊戌

右はせをくら冊紙員七葉

右の版本は

西川權藏書

序と歌仙表六句巻軸發句二句まきうつしにして奉る。

○隱岐國造驛路鈴

隱岐國周吉郡總社大明神號并司職億岐國造家系之由來寶物等傳來之儀相尋候處總社大明神者人皇十二代 應神天皇之御宇鎮祭社稷之靈神ニ而内藤三座祭中殿者大己貴命 玉著酢命 左者 稻田姫命 右者 命事代主總而六神三座延喜式神名記出候所者玉著酢神社御座候

一國造號傳來之儀者舊事國造本紀ニ隱岐國造者輕島豐明御宇觀松彦伊呂止命五世孫十總會姫賜國造と出申候職號傳來之所據に御座候其後職掌變改仕候而貞治七年今年改之有之御教書と申傳所持いたし候

古記

隱岐國總國造職之事

藤原朝臣義介

右以人被補任彼職也宜承知勿違失地下依仰執達如件

貞治七年卯月十七日 左兵衛尉源義親判

一驛路鈴二口傳馬驛馬を取候符器に有之候制度之出所先者日本紀

孝德天皇之記に見申所に始り候製物に御座候哉之旨申開候一口は先年

禁庭へ被召登御返被下候砌唐櫃一龜判金一枚拜領いたし其以來社中之秘物にいたし大切に所持仕候一口者此度持參仕候品に御座候猶又右之一口取出候譯は慶長之頃迄當社兩部を用國分寺と申真言宗より相交神事執行いたし候處其節爭論有之裁斷によりて唯一之社例に立歸り當時堅神務いたし候

如右以前於總社僧徒執行に相用候雜具は長持様之箱に取置候所社内混雜いたし神事勤行之節本殿之内出入之妨にも相成候故去々丑年造營相濟遷宮之砌右無用之雜具取片付候内より驛路鈴見出し申候

先年

禁庭之御用に立候分と引競候處同物同形大小輕重少も相違無之候依之珍物と申品小家之重寶にいたし候事無詮儀に付乍恐

公儀へ指上候者其所を得第一千有餘年堅固に傳り候吉例捧度出訴いたし候由御座候

右之通申出候此外職號並古器傳來之儀何分儘成記録等いたし驛鈴いつ頃より持傳候哉由來之古記も無之由申聞候依之吉田家をも相糺候處別紙之通御座候

口上覺

一隱岐國造之儀御尋に付私覺悟之趣左に申上候  
一國造家柄之儀者國史にも記有之從往昔神職連綿正統之家筋にて尋常之社家とは聊相違有之候當國造儀天明六年當家執奏を以從五位下隱岐臣に致任官右在京中同人驛路之鈴祕藏之由達天聰寬政二年鷹司殿下依御内命當家故二位殿より驛路之鈴可致持參旨被達候處早速持參仕二位殿殿下へ被差上宮中に被爲留置御遷幸之御用に達し翌亥年唐櫃に納め御下ヶ被下置黃金一枚御下行

奉頂戴候之由承知仕候右之外御用之儀御座候は、京都へ申登仕様相調具ニ書上可申候以上

正月十四日

吉田殿家

鹽田兵庫

口上覺

一隱岐國造并驛路之鈴之儀當正月中御尋に付私覺悟之儀早速書取差上尙又京都承合候に付篤と被相調今般被申越者國造儀は舊家に而舊事本紀等に書記有之驛路之鈴之儀者日本紀廿五

孝德天皇之卷審に書記有之右之重器相違無御座候于今同人秘藏之由達

天聰寬政二戌年鷹司前殿下依御命當家より被致推舉

禁裏御用に達翌亥年唐櫃に納御差戻黃金一枚御下行被下置候先達而私書上候通に而外に趣意無之候間右之段可申上旨今般申來候に付如此御座候以上

三月十一日

吉田家

鹽田兵庫

○豐樂亭記

風俗之美。使民知所以安此豐年之樂者。幸生無事之時也。夫宣上恩德。以興民共樂。刺史之事也。遂書以名其亭焉。慶曆丙戌六月日。右正言知制誥知滁州軍州事歐陽脩記。

日本橋に清風と云刻手あり、東坡書の豐樂亭記を墨本にして贈れり、落字脱誤ありてよみがたけれ學ば問所知事鈴木白藤子に問しに、全集より寫して贈られたり。

○生島新五郎島にてつくれるうた  
花の江島がから絲ならばたぐりよしよもの身がやどに

江島ゆへにかかどにはたてがみせてたもれよ面影を

これは八丈島にてうたひておどる也、此うた生島新五郎のつくれるうた也。

釣鯉からし酔もなき涙かな

右は生島新五郎島にての發句也。

○澤庵和尚和文

矢野氏へ答ふ辭并弟の方に遺す文

報社丹詞

澤庵和尚

脩既治滁之明年。夏始飲滁水而甘。問諸滁人。得於州城西。南百步之近。其上豐山聳然而特立。下則幽谷窈然而深藏。中有清泉。滄然而仰一無出。俯仰左右。顧而樂之。於是疏泉鑿石。開地以爲亭。而與滁人往遊一其間。滁於五代干戈之際。用武之地也。昔太祖皇帝嘗以周師破李景兵十五萬於清流山下。生擒其將皇甫暉姚鳳於滁東門之外。遂以平滁。脩嘗考其山川。按一作按其其圖記。升高以望清流之關。欲求暉鳳就擒之所。而故老皆無在者。蓋天下之平久矣。自唐失其政。海內分裂。豪傑並起。而爭一有所在一有爲敵國者。何可勝數。及宋受天命。聖人出而四海一。嚮之憑恃險阻。剗削消磨百年之間。漠然徒見山高而水清。欲問其事而遺老盡矣。今滁介於江淮之間。舟車商賈。四方賓客之所不至。民生不見外事。而安於畎畝。衣食以樂生送死。而執知上之功。休養生息。一作賦。涵煦百年之深也。脩之來此。樂其地僻而事簡。又愛其俗之安閑。既得斯泉于山谷之間。乃一無日與滁人仰而望山。俯而聽泉。掇幽芳而蔭喬木。風霜冰雪。刻霜清秀。四時之景。美無不可愛。又幸其民樂其歲物之豐成。而喜與予遊也。因爲本其山川。道其

武士のとるてふ梓弓矢野の何某兵の庫の寮にそなはりしは世をかさね丹陽に家居せし人也、わかうしては勇める心たくましく猛きいきほひたゆまず、これは武士のむねとするたしみに、螢をあつむる窓の前秋風吹とうらみ雪をつむおしまづきのみぎりには、さきを惜み、春の日も巻をとるにみじかく秋の夜も靨をならすにがらす、もろこしの詩大和歌を心にかけてぬはなし、さるにより國ひとたびかはり人四方にはなれし後もいづれの境にても人のまもにたす、師としかしづかれぬ、因幡なる國に行ては遠山松の色にこゝろを染、石見湯にしては高角の月の詠に思ひをのべ、八雲たつ出雲の國につく海づら朝夕の八重霧は八重垣つくるかとながめ、かなたこなた國めぐり又もとの江にすむ月もむかしの秋にはあらず、あれゆく垣根紫の堇のみゆかりもうとくなれば、水の江の翁の昔にもことかはらじとや故郷をばよそになしはて給ひぬ、折ふし此國の司弱冠の昔世にかしこき人や有ともとめられし時にあひに逢ぬまかしより此かた、後見として此家をさまり民恨る色なし、誠に美人を天の一方に望むといへるは

これらの人を思ふなるべし、心ひとつをもて萬の事にむかふがうちに、何のいとまありてや草木の花のいと愛べき類數集め、物ことの生意をみると、是や程夫子が窓の前の草のためしならん、數有なかに名もかしこき花のすへらきなん添ありがたきに、歌をそへたまはるさへなきは、口をとちて春を送るといへど、いなみがたくて野邊に生るかつらだにもあらず、林にまげき木の葉の數にも入がたきやうなど、三十一文字の數かぞふるまでの返し筆にまかせ侍る名もたかき雲のはつかに物ぞ思ふ

ひとの心の色ふかみ草

弟の方に遣す文

澤庵和尚

御手前萬事御才覺肝要に候先書に何事も天道次第との御文尤に候其分なる義も候得どもたゞ天道より金銀米錢あたへたる事はなく候人の才覺にて候縦一石の米をかたはしくらひはてて其時天道より借銀借米有間敷候何事も人間の業と御心得可有候天道は此方次第のものに候天道次第といふ事も候得ども夫は常の人のしる事にてはなく候世上申天道は杏に違ひ申候古今に蓮の葉は丸く松の葉は細く候其如く我

思へたゞ滿ればやがて欠月の

十六夜の空や人の世の中

此歌至極の理に候長文のていむづかしく候へども兄弟に生れあひ御爲よく候へかしく如是候何とぞふりを御かへ候て借金のみなきやうに御分別專一に候親類に遠ざかりしたしき知音に恨を結ぶも多分貧故にて候

心だに誠の道に叶ひなば

祈らすとも神や守らん

皆是にて候尙期後音之時候恐惶

○法問和解

文化五戊辰年五月初二日大樹儲君遊獵次。就子天恩山羅漢禪寺。誦聽禪誦之台命降及。請法門禪誦了。

玉璇問。今日恭值降臨於大樹儲君。幸有瑞世雨。

サイワイ好イ願聽一聲雷。茲テヒトツ天下ノ人ヲ驚カス機

シメリガ致ス。願聽ニ一聲雷。ナイサギヨキカミナリヲ聴キタ

イモノダ

師便喝。天地ヲ動カシ古今ヲ

僧云。説妙談。玄。太平姦賊。佛祖ノ教ニ順テ玄談妙説ト

爲人法ヲ説クドモ元來内心

身に應ずる天道をよくわきまへ少身の者は少し引さがりて花麗をせず大名は夫程に身所持所則天道に任ずると申候百石取身にて二百石とる人の體天道に背き身に不似合振舞をする人は一生貧乏神の責物にて候鶴の眞似する鳥は水に游て死する天道の罰にて候鶴は鶴鳥は鳥の働天の本理にて候ケ様なる謂を不知して天道と計人毎にいふて寐ていつも天道より彼に食を被宛候様に思ふ事大成誤也人は品々に世をわたる天道にて候然るに細工人も定規なくてはならざるものにて候人は人を定規にするが能候但我心の様なる人を定規にせば三五の十八にて候分限を我と不申して身を持分別能摺切ぬ人と申事にて候酌子定規如何貴殿のは御分限よりふり廻し手廣く見へ申候是は天道に御背候間つまり惡敷候半分笑止候我等申事違ひ申まじく候冬は寒きものにて候若あたゝかなれば明年草木滋しからず夏暑からざれば秋萬事あしく候物毎に位の正しき處が天道にて候大小ともに身の分限に應じて十人抱て可然候得ば七八人心持後悔少候月を御覽可有候十五夜は圓滿に候へば一分づゝかけ申候是人間の見せしめなり

ハ小兒ヲ誰カス如ク佛祖ヲ欺ク大伎 行棒下ノ喝。亂世英雄。合戦ヲ好ノ。臨機不變。作麼生是超佛越祖談。諸佛諸雄。是亂世傑傑。モノダシ。作麼生是超佛越祖談。諸佛諸雄。是亂世傑傑。モノダシ。

師云。我有三十棒。喫否。棒カ有ルツ

僧云。那妨爲學人。下ニ一頓。苦シクゴザラヌ爲我一

師便作ニ打勢。

僧云。若謂レ不知ニ痛痒。又作麼生。イタクモカユクモ

ツシナル。ナントモ無イト云

師云。扶過ニ斷橋水。伴歸ニ無月村。バカナヤツニハ相手

在ナ面白イ。ニナラヌ此ノ自由自

事モ知ラテ

僧云。太平元是將軍令。不許將軍致ニ太平。爲臣可憐

ス事ハモトヨリ君ノ御座ナレドモ

君太平ヲ致サレテハ承知セヌ

師云。好箇禪僧。イ坊主ダ

僧云。謝ニ師尊答。ゴアイサツカ

丰信問。四海波平龍眠穩。九天雲靜鶴飛高。天下太平

作麼生。是大尊貴生。ナント可憐ナ太平ノ時

師云。當軒太坐。不啻天下治ル眞

僧云。然雖與麼是非已落ニ傍人耳。已ニ善惡彼此ト世間

僧云。句下得ニ一坐具子。許ニ呈上。否。左様仰ラレ、テ

タ我ガゴザル申上タイカ御

開ナサレテクダサロフカ

師云。何妨。イエ

僧以坐具打地云。擊ニ碎驪龍領下珠。敲ニ出鳳凰五

色瑞。意在ニ

師云。一任添意氣。ハゲミナ若

僧便藏身無レ地。ドフモカクサレ

蘭草問。山呼萬歲聲。祝今日大樹儲君降臨。威風凜

々。此外更無レ有麼。今日御成ノ御威勢イサマシキ事テゴザ

ルカ

師云。有不道無。亂分

僧云。作麼生。ドツテ

師便喝。此ノ意ハ

僧云。莫ニ胡喝亂喝。メツタムシヤウ大キ

師云。我不ニ胡喝亂喝。我ハケモ無イ

僧云。藏無レ地。ドフモカ

師云。曹溪鏡裡絶ニ織埃。分明ナル事鏡ニ

僧云。與麼則草木叢林悉光輝。左様ナレバ大千世界草木

ニ聞テ

居マス

師云。權柄在レ手。殺活臨レ時。トキカケ

僧云。如上且置。忽有ニ銅頭鐵額漢。出來。如何接。

ツレハ先ズスナラヤウゴザルカ不圖金鐵ヲ鑄

タル如キ氣ヲ出テ來ラバドウウサツシナル

師便打。文字上

僧云。打任レ打。要且無ニ祖師意。打タツシナルコトハカ

目イガ不分

師云。莫ニ眼華。ウロキ

僧云。水流元入海。月落不離天。水流テ外ニハ行カヌ皆

見エテモ元

來テテ不離

師云。好箇消息。好イ事ヲ

本源問。橫鋪ニ四世界。豎蓋ニ一乾坤。和尙尋常手段。

世界天地ヲネカシタリチコシ

タリ事ハ和尙平生ノ自由ダガ

作麼生。是太平一曲ノ高處一

ドウテゴザル

師云。囉々哩。聞イ

僧云。與麼則竹密不レ妨流水過。山高豈礙ニ白雲飛。

是レハ珍ラシキ太平ノ曲

テ格別ナモノデゴザル

師云。只還ニ肌骨好。其ノ方好

イ見識ダ

師云。讚嘆不レ少。ダイブホ

僧云。萬歳々々萬々歳。日出タイ

○大高源五忠雄書

一私事今度江戸へ下り申ぞんねんかねても御物語申

上候とをり一すじに

殿様御いきどをりをさんじ奉り御家の御ちじよくを

すゝぎ申度一筋にて御ざ候かつこは侍の道をたて忠

のため命をすてせんぞの名をあらはし申にて御ざ候

もちろん大勢の御家來にて御座候へばいかほどかい

かほどか御かうおんの侍も御座候所にさしての御懇

意にもあそばしくだされず人なみの私儀にて御ざ候

へば此節たいていに忠をもぞんじながらへ候て御そ

もじさま御ぞんめいのあいだ御やういくつかまつり

まかりあり候てもよのそしりもあるまじきわれらに

て御座候へ共なまじひに御をばちかく御奉公あいつ

とめ御尊顔をはいし奉り候朝暮の儀今以かたときも

わすれたてまつらすまことに大せつなる御身をすて

させられわすれがたき御家をもおぼしめしはなたれ

候て御うつふんをとげられ候はんとおぼしめしつめ

られ候相手をうちぞんじあまつさへあさましき御

左やうがいをとげられ候段御うんのつき候とは申な  
 がらむねん去ごくおそれながらその時の御心底をし  
 はかり奉り候へばこつすいとをり候てつかのまも  
 やすき心も御さなく候されども御たんによにて時  
 節と申所と申ひとかたならぬ御無調法ゆへ  
 天下の御いきどをりふかく御去をきに被仰付候事に  
 御さ候へばちからをよび申さぬ事まつたく  
 天下へ御うらみ可申上やう御さなく儀にて候ゆへ御  
 城まさいなくさしあげ申たる事に御さ候是  
 天下へたのし奉り候ていきどをりをぞんじ申さぬゆ  
 へにて御さ候まかしながら  
 殿様御らんまんとも御座なく候上野介殿へ意趣御座  
 候ゆへにて御さりつけ被成たることにて候ゆへ其人  
 はまさしくかたきにて候主人の命をすてさせられ候  
 ほどの御いきどをり御座候かたきをあんおんにさ  
 し置可申様むかしよりもこしわがてう共に武士の  
 道にあらぬことにて候それゆへさつそくかたきかた  
 へとり掛可申處  
 大學様御へいもんにて候へば御免なされ候時分若  
 や

殿様御あを少々にてもおほせつけられ上野介殿方  
 へも何とぞ品もつき候て  
 大學様御ぐわいふんよくせけんもあそばし候やうに  
 もまかりなり候は  
 殿様こそ右の通に御さ候とも御家は残り申事にて候  
 まかればわれは出家まよもんとなりまたはじが  
 いつかまつり候てもいきどをりをやすめ候はんと此  
 節まで口惜き月日を送り候處にそのかゝるなく安藝國  
 へ御さなされ御へいもん御ゆるしと申名ばかりにて  
 御さ候尤年月過候はばなにとぞ御よに出させられ候  
 事も御さあるべく候はんかよしさやうに御さ候とて  
 も此節にて  
 殿様御あとはたる申たることにて御さ候へばこのう  
 え前後を見合申はおくびやうの仕るところ武士の本  
 意ならぬことにて御さ候此うへにも  
 天下を御そまやう申あげなにとぞ相手方へ御手あて  
 もくだり大學様をも世間ひろく御とりたてあそばさ  
 れ被下候様に一命にかけて御なげき申あげせひ御と  
 りあげ御さなく候は、其時相手かたへとりかけ可申  
 よしまきりに相談の衆も御さ候尤一理は御さ候へ

ども左様のとたうがましき事可仕道理にもあらずそ  
 のうへ御ねがひ申上御とりあげ御さなくに付相手方  
 へ取かゝり申候だんひとへに  
 天下へ御うらみ申上候にひとしく御座候まかれれば以  
 の外之義大學様はじめ御一門之御かたゝ様へまで  
 御ためよろしからぬ事にて候ゆへ  
 殿様御いきどをりをはらし奉候よりほかのこゝろ御  
 さなく候だんゝみぎ申のこしさうらうごとく武士  
 の道を立候て御去の難をむくる申までにてまつた  
 く  
 天下へたのし奉り御うらみ申あぐるにては御座なく  
 候まかれどもおぼしめし御座候て  
 天下へ御うらみ申上たるも同前とてわれゝどもの  
 親妻子に御たゝり御さ候てもちからおよび申さぬ事  
 にて候まゝまんいちさやうの事になり候はいかねて  
 被仰候通りに何分にも  
 上よりの御げじのとをりにじんじやうに御かくごな  
 さるべく候御はやまり候て御身をわれと御あやまち  
 なされ候御事などくれゝあるまじき御事に候まゝ  
 かならずゝさやうに御こゝろへなざるべく候よの

つねの女のごとくかれこれと御なげきの色見へさ  
 せられずおろかにをはしまし候はいかばかり氣の  
 毒にて心もひかれ候半にさはなくさすがつねゝ  
 の御かくごほど御さなされ候ておぼしめしきりかゑ  
 つてけなげなる御すゝめにもあづかり候御事さてさ  
 て今生のまあはせみらぬのよろこびなにごとかは是に  
 すぎ申候半やあつばれわれゝきやうだいは侍のめ  
 うりにかなひ申たる義とあさからぬ本望に奉存候  
 さきにての首尾のほど御心にかげられまじく候わた  
 くし三拾一歳幸右衛門廿七歳九十郎廿三何もゝ  
 つきやうの者共にてたやすく本望をとげ亡君の御心  
 をやすめ奉り未來ゑんまの金札のみやげにそなへ  
 可申まゝ御こゝろやすくおぼしめしたゝ御そく  
 さいにてなにごともし時節御まちなさるべく候御よわ  
 ひもいとふ御かたふき被成候ておほほどもあるまじ  
 き御身にさぞゝ御心ぼそくおぼしめされたより  
 もあらぬかたにとほしく月日を御去のさあそばし候  
 はんとぞんじたてまつり候へばいかばかり心うくぞ  
 んじ候へどもそのだんちからおよび申さす時にのぞ  
 み候ては主命をそむき父母をかたにかけていかなる

山のおく野の末にもかくれまたは主君のために父母の命をもうしなひ申事義と申物のやみがたき故にて御ざ候是らの道理くからぬぞもじ様にてをはしまし候へども筆にまかせ申のこし候九十郎御母公へもよりくはおほせきかされ候てかならずくおろかになし申さぬやうにたがいに御ちからをそへられさるわひかな御ほつたいの御身にて御座候へば此後はいよく以ほとけの御つとめのみにてうさもつらさも御まされましくみらいのこと朝暮御わすれなく世もおだやかに成候は寺へも節く御参りあそばし候ひとつは御うちの御やうじやうにも成申候まゝ姥へもあきらめ候やうによくおほせられ可被下候かし

元祿十五年九月五日

大高源五

御母人様

右玉田成章寫于京師某家云

○横川勘平宗利書状

一筆致啓上候其後は打絶御左右も不承御遠々鋪罷過候寒氣甚御座候貴様御家内皆々様彌御堅固被成御暮候哉承度奉存候私義當表へ七月末に罷越唯今迄無恙

罷在候其御地滞留仕候中は諸事預御厚情不淺奉存候内々存念之儀も一筋に相極り死も近々と相覺候於此世は此書中限之御暇乞に罷成候而別て御殘多存候日頃はケ様之切にをよひ候てはつよき事は人も勝れ木石の様にてさる勇士ぞかしと自慢に存候へしが不日の命に迫り候ては其御地皆々様御事も思ひ出しいつよりは御名殘おしう存候まかし落涙はものふの常にて候於最後の働は唐のはんくわい筑紫の八郎殿にも劣申まじくと兼而覺悟候間通いさぎ能き打死可仕と御推察可被下候委く得御意度候へども死出のたび一筋に急ぐ身にて心もなにとやら聞鋪御座候故乍早々如此御座候隨而宿所之事老人共之儀に御座候間御世話可然様に奉頼候將亦徳兵衛母儀事貴様借家に居申前々御念頃之間彌御世話奉頼候此度書状遣し候間御届頼存候今度必死一連書付掛御自候間御慰可被成候

一大石内藏助

同主税

吉田忠左衛門

同澤右衛門

原惣右衛門

同瀬久太夫

間喜兵衛

同孫九郎

同十次郎

小野寺十内

新六

同幸右衛門

片岡源五右衛門

磯貝十郎右衛門

早水藤左衛門

千馬三郎兵衛

菅谷半之丞

湖田又之丞

近松勘六

大石瀬左衛門

中村勘助

富森助右衛門

赤垣源藏

矢田五郎右衛門

奥田孫太夫

堀部彌兵衛

大高源五

同安兵衛

岡島八十右衛門

貝賀彌左衛門

矢頭右衛門七

勝田新左衛門

武林忠七

杉野十平次

村松喜兵衛

倉橋傳介

同三太夫

毛利小平太

岡野金右衛門

茅野和助

不破數右衛門

木村岡右衛門

三村次郎右衛門

十二月五日欠落  
矢野伊介

同

寺坂吉右衛門

同

同

前原伊助

神崎與五郎

横川勘平

奥田貞右衛門

以上五拾人

拙者儀存寄御座候て先達て切腹仕事も可有御座候

欠落者爰に注す

中村清右衛門

鈴田十八郎

中田利平次

此三人江戸表一所に罷越爰元取沙汰惡鋪御座候を聞てまきりに恐れ利平次は十月九日清右衛門十八郎は十月廿九日夜に入欠落す比與不及評尤藏之助仕方ケ様に延々にいたし方々へもれ候儀よきとは難申候

矢野爲助

瀬尾孫左衛門

十二月六日朝欠落

小山田庄左衛門

此者十一月二日小袖金子少々ぬすみ取欠落す

田中貞四郎

十二月四日欠落す



唯今迄丈夫に相見ゆる分四十八人  
一去年夏籠城之覺悟節に臆病を悔先否して大學殿  
善惡を親様々之手術をいたし藏助方へ伺公し首を下  
手を束右同志之人數に加里又今度之首尾に驚速に逃  
る大臆病仁爰に注す

- 一粕谷勘左衛門 井口忠兵衛
- 杉浦順右衛門 田川九左衛門
- 酒寄作左衛門 木村孫右衛門
- 田中六郎左衛門 松本新五左衛門
- 橋本次兵衛 井口半藏
- 土田三郎兵衛 生瀬重左衛門
- 大塚藤兵衛 三輪喜兵衛
- 田中代右衛門 前野龍藏
- 田中序右衛門 梶半左衛門
- 近藤新五 以上
- 奥野將監 河村傳兵衛
- 北山源五左衛門 近藤源四郎

去年丈夫者之内誠之切に成引はず臆病仁爰に爰  
す

里村津右衛門 此内傳兵衛取分  
平野半平 恐備見ゆる

- 此者ノは逃る上に大石家拂物之代金三十兩ぬすみ取  
京都へ欠落す比與不及評
- 岡本二郎左衛門 同喜八郎
- 佐々小左衛門 同三左衛門
- 長澤六郎右衛門 上島彌助
- 此者共臆病不及評
- 田中權右衛門 幸田與三左衛門
- 稻川十郎左衛門 板戸新助
- 山上安左衛門 仁平郷右衛門
- 高谷儀左衛門 多儀太郎左衛門
- 豊田八太夫 各務八右衛門
- 陰山惣兵衛 渡邊角兵衛
- 川田八兵衛 久下織右衛門
- 井子利兵衛 佐藤伊右衛門
- 佐藤兵右衛門 惣右衛門養子  
原兵太夫
- 以上

右申通委細に得御意度候得共心闇敷又は皆様へ御暇  
乞も申度候ゆへ狀數相認に付不能詳候恐惶謹言

十二月十一日

福田屋彌三右衛門様

横川勘平  
宗利



同 利兵衛様  
同 小三郎様

參人々御中

右玉田成章寫諸播州菩提寺中

○寺坂吉右衛門書狀

今日は快晴當分ながら  
先奉珍重然者先日ちよつと  
噂申上候鹽辛殊外程過  
彌あしく成候へとも先々  
奉入御覽候とても御さかなには  
成申ましく候いかふ揃からく  
見分あしく御座候以上

卯月十二

喜平次様

寺坂吉右衛門

○堀部安兵衛書狀

亡主内匠頭繼敵吉良上野介殿  
討取内匠頭憤を爲可散今度

增訂一語一言

同志之輩と一集上野介殿屋敷  
討込申候一生之爲御暇乞如此  
御座候委細之儀者別紙に相認  
申候間我等父子亡命以後御  
披見一紙之通諸事御世話頼入  
存候已上

十月十四日

堀部安兵衛

佐藤條右衛門様

○田村右京太夫書狀

御手紙之寫寺坂吉右衛門書

淺野内匠唯今於私宅  
庄田下總守大久保權左衛門  
多門傳八郎被參切腹被  
仰付候死骸近き親類中へ  
無遠慮引取候様に可申遣由  
右三人被申候尤御老中えも  
被申上候由に候間御勝手次第  
早々御引取可被成候以上  
三月十四日 田村右京太夫  
淺野大學様

六百四十三

○大石内藏助書狀

手紙の寫  
一兩日中御發足御下向之由  
此度者遙々御登之儀御真切  
之御志感入候諸事繁多  
時節故緩々と不得御意残念  
存候以上

四月廿日 大石内藏助

堀部安兵衛様

猶々御發足之節面上萬々可  
得御意候以上

是は赤穂へはやがけにて登り籠城可仕覺悟に而候處  
籠城無之むなく歸候故口惜くや候はん爲後證之感  
狀之氣味に而

○菅野三平書狀武通

書狀の寫

爲年始之御祝意先達而奉恐  
札候然者舊冬以來吉田忠左衛門  
近松勘六申合當春江戸へ可罷  
下と奉存候處愚父七郎左衛門儀不知

其主意を強而制止之候最本意を  
爲申聞候は、却而喜悅可仕と存候  
得共御手前様へ指上置候  
神文之手前御座候得者假令  
父子之間にて茂此儀口外難仕  
君父忠之間に於て聊當惑仕  
依之自殺仕候最吉田近松へ  
以別紙不申候間從御手前様可然  
奉頼候恐惶謹言

正月十三日

菅野三平

重次

大石内藏助様

書置寫

去年亡主傳奏御馳走之儀に付  
吉良上野介殿如何様之御體憤  
被成御座候哉於殿中被及及傷  
候處御同席之御方々御押留被成  
不被遂御本意御生害之節  
嘸御残念可被成御座候段我等式迄  
難忍仕合に奉存候故去年赤穂

被召上候節より同志申合候儀  
在之時節考へ此度罷下り候付  
御暇乞をも不仕罷下候ては後日之  
思召も恐敷不孝の沙汰及可申候  
處心外之儀と存御暇乞に參上仕  
候得は達而御留被成段御尤の思召  
入難有奉存候得共

神文に而申合たる儀とかく難申上  
御心に違申事に候思召に隨ひ候へ者  
忠儀を忘申に似たり忠儀立可申と  
存候得者思召に違不孝之罪猶可被  
重候依之自殺仕候一通殘置候間  
於山科大石内藏助へ早々御届  
可被下候且又此度同道申合衆  
群來り可申候右之衆中へも申  
置度候得共事急に候間無其儀候  
宜被仰傳可被下候以上

午正月十四日

菅野三平

七郎左衛門様

右七郎左衛門義は津國菅野村之代々郷士にて御地頭

大島雲八様にて庄屋代官にて可然身上之者にて候三  
平儀先年兒小姓に被呼出其後相續側にて相勤居申候  
委書付入御覽度候得共九牛之一毛とやらん書立候  
は、紙數五十や三十枚にて中々被書不申略之候又  
隙にて居候節少々、書付可懸御目候

○官品正從の事

伊藤長胤輯

官品正從之事並文武散官之事

○古諸侯ニ五等ノ爵アリテ公侯伯子男ト云、又天子  
諸侯ノ臣ニ通ジテ公侯伯子男卿大夫士マデ一命ヨ  
リ九命マデノ次第アリテ、貴賤高下ノ差等ヲ分  
ツ、後世位階ノ始リナリ、初ニス、ムヲ一命トシ  
テ一命ノ士ト云、段々經アガリテ九命ヲ至極トス、  
上公九命ト云コレナリ、秦漢以來ハ此法ナシ、周  
禮ニ詳ナリ

周 九命

王公

八命

作牧

七命

賜國

命九

六命

賜官

五命

賜則

四命

命九

三命

受位

再命

受服

一命

○秦ノ時爵二十等ヲ置、徹侯ヨリ公士ニ至ル土地ヲ

アタヘズ、只貴賤ノ次第ヲ分ツバカリナリ、微侯ト云ハ微ハ通也ト訓シテ爵位上通於天子ト註アリ、又武帝ノ諱微ヲサケテ通侯ト云、關内侯ト云ハ侯號アツテ居三京畿一國邑ナシ、漢書ニ具ナリ、自餘詳ニスルニ不及

- 秦 微侯 關内侯 大庶長
- 爵 駟車庶長 大上造 少上造
- 二 右更 中更 左更 右庶長
- 十 左庶長 五大夫 公乘 公大夫
- 級 官大夫 五大夫 不更 簪裹
- 圖 上造 公士

○漢ノ時秦ノ二十等ノ爵ヲ用レトモ功勞ヲ賞シテ常ニオカレズ、百官ノ次第ハ祿秩ノ多少ニヨリテ中二千石ヨリ百石マデ十四等アリ、丞相大尉等並ニ諸候軍又ハ諸候ノ國ニ仕ル國官ハコノ外ナリ、後漢モソノ通ニテ少々増減アリ、史漢ノ内ニ吏二千石ト云其祿數ヲ呼テ直ニ官ノ名ト稱スルナリ

- 漢 中二千石月本百八十斛 二千石百二十斛
- 秩 比二千石百八十斛 千石九十斛 比千石八十斛
- 十 六百石七十斛 比六百石六十斛 四百石五十斛

- 四 比四百石四十斛 三百石四十斛 比三百石三十斛
- 等 二百石二十斛 比二百石二十斛
- 圖 百石十斛

○三國魏ノ時黃鉞大將軍ヨリ以下令史等ノ賤職マデヲ九段ニワリテ第一品第二品ト云、第九品ニテ極ル、其後晉宋ノ二代ハ三國ノ例ニ從テヤ、沿革アリ、梁ノ時官秩ノ品前代ノ如ニシテ丞相ヨリ以下書令史等マデ十八段ニワリテ品ヲ改テ班ト云フ、其内一班ヲハジメトシテ十八班ヲ極官トシテ周ノ九品ノゴトクシ、班數多キヲ貴トシテ丞相大宰等ノ官皆十八班ノ官ナリ、陳ノ時ニ梁ノ制ニ從フ、然レトモ又通典ニ第一品ト立テ第九品マデアリテ又十八班トストイヘリ、十八班ト九品トヲ通用スト見ヘタリ。

○北魏ノ時ニハ又九品ニ分テ每品ニ從品アリ、官品ニ正從ヲワカツコトハ是ニ初ル、四品以下正從トモニ又分テ上下階トス、凡三十階ナリ、唐ノ官品是ヨリ出、然レトモ第一品從一品第二品從二品ト云テ正一品正二品ト云フコトナシ、北齊ノ時ニ至テ全ク魏ノ制ヲ用テ正品從一品ト云、隋唐以來ノ法

コレニ本ヅク北周ノ時ハ古姬周ノ法ヲ追テ九等ニワリテ九命ト云、每一命ヲ二階ニ分テ正九命九命ヨリ以下正一命一命マデ凡十八階アリ、正朝官ヲ内命ト云、諸侯州縣官ヲ外命トス。

○隋唐ノ時專ニ北齊ノ制ニヨツテ正一品ヨリ從九品下マデ凡三十階ナリ、是ヲ流内ト云、又視流内流外勳品視流外等ノ品ナリ、其内隋唐以前ハ品命ノ制アリトイヘトモ百官ノ次第ヲ立タルバカリニテ是ヲ官ノ名トスルコトナシ、隋以來ハ別ニ官ヲ置テ位階ニ分ツナリ。

○通ジテ是ヲ見ルニ官品ト云コトハ三國ノ魏ヨリ起レリ、品ニ從アルコト北魏ノ時ニ初リテコノ時ニ三十階ニ分ツ、從ニ正ヲ合セテ正一品從一品ト云フコトハ北齊ノ世ヨリ初リテ隋唐以來コノ法ヲ承用フ、岳珂愧詒錄ニ云、官之有品自曹魏始品之有從乃自魏始ルト見ヘタリ。

○古散官ト云フコトナシ、隋唐以來コレアリ、文官ノ位階ヲ文散階ト云、武官ノ位階ヲ武散官ト云、散ト云ハモト散木散人ノ散ノゴトク物ノ役ニ立ザルコトヲ云也、官職ニテサノミ時要ノイソガハシ

キ役目ニテモナキヲ散官ト云、韓文ニイハユル投閒置散乃分之宜ト云即コノコトナリ、隋書百官志ニ曰、居曹有職勞者爲執事官無職務者爲散官ト又散實官散號官散號將軍ノ名アリ、文獻通考ニ云、散官之名雖見於此又曰當時之仕于朝者不任以事則置之文散正如今日宮觀設官之比トヒマナル官職ヲ散官ト云、後世ニ遂ニ位階ノ名トナル。

○散官ノ事本隋ノ世ニ起リテ唐ニ備ル、然レトモ隋ノ世ノ散官ト云ハ正一品ハ最貴キユヘニ虛シテ置ズ、九品ノ内何レモ散官アリテ古官ノ勞ニ酬ヒ、全ク虛名ニテ位階バカリヲ名付ルニ非ズ、唐ノ世ニイタリテハ特進以下名號ヲ建テ是ヲ散官ト云、官職ノ外ニコノ名ヲ設テ位階ニ尊卑ヲ差別シタルナリ、岳珂愧詒錄ニ委ク論アリ、其說ニ云、前世合於一而唐則折爲二ト是ナリ

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| 唐 | 正一品 | 從一品 |
|   | 正二品 | 從二品 |
|   | 正三品 | 從三品 |
|   | 正四品 | 從四品 |
|   | 正五品 | 從五品 |
| 官 | 上下  | 上下  |

品 正六品 上下 從六品 上下  
 正七品 上下 從七品 上下  
 正八品 上下 從八品 上下  
 正九品 上下 從九品 上下

右イツレモ文官ニハ特進開府等ノ名アリ、武官ニハ將軍校尉等ノ名アリ、事イタツカハシキユヘニ是ニ舉ズ、唐官鈔ニ之ヲ詳ニス。

本朝之制 親王稱品凡四階諸王諸臣稱位凡三十階官曰任位曰叙唯正一位虛而不授。

○推古天皇ノ時ニ始テ大德冠以下ノ冠位十二階ヲ行フ 孝德天皇ノ時ニ大織冠以下七色十三階ノ冠位ニ改ラル、此後大織冠以下十九階ニ改ラル。

天智天皇ノ時増シテ大織小織ヨリ以下大建小建マデ二十六階ヲ定ラル 文武天皇ノ時ニ至リテ爵位六十階ヲ改メテ明大一ヨリ淨廣四マデ十二階ヲ諸王ノ位トス、正大一ヨリ進廣四マデ四十八階ヲ諸臣ノ位トス。

文武天皇ノ大寶元年ニ明冠四階ヲ親王位トシテ一品ヨリ四品ニ至ル、淨冠十四階ヲ諸王ノ位トシテ正一位ヨリ從五位下ニイタル、直冠ヨリ進冠マデ

三十階ヲ諸臣ノ位トシテ正一位ヨリ少初位下ニ至ル、スベテ四十八階アリ、是ヨリ前カタハ位階ニ隨テ冠ヲ賜フ、コノ時ニ罷ラレテ位記ヲ結ビ又服制ヲ定メラル、又外位二十階アリテ直冠ヨリ進冠マデ六段ヲ正從上下ニ分テ、外正五位ヨリ外ノ初位下ニイタル、其後令ヲ定ラル、時ニイタリテモ此制ニ從ヒ、親王四品諸王諸臣三十階上ニアグル制ノゴトシ、冠位ノコトマタミヘズ、右ノ事シゲ、レバコノ所ニアラハサズ、官制沿革之ヲ詳ニス。

○又大寶年中ニ令ヲ定メ給フ官位令ニノスル所親王一品ヨリ四品マデ凡テ四階諸王諸臣正一位ヨリ少初位下マデ凡テ三十階コレヨリ以後歷朝承明ラレテ沿革ナシ

一品 二品  
 本品 四品  
 朝 正一位 從一位  
 親 正二位 從二位  
 王 正三位 從三位  
 四 正四位上 正四位下  
 階 從四位上 從四位下

諸 正五位上 正五位下  
 王 從五位上 從五位下  
 諸 正六位上 正六位下  
 臣 從六位上 從六位下  
 三 正七位上 正七位下  
 十 從七位上 從七位下  
 階 正八位上 正八位下  
 圖 從八位上 從八位下  
 大初位上 大初位下  
 少初位上 少初位下

○宋元ノ散官又唐ノ制ニ因テ正從九品ノ差アリ、官號ハ少々沿革アレトモ大ニ異ナルコトナシ、是ニ舉ルニイトマアラス。

○明ノ時ノ散官又唐宋以來ノ通ニテ文散官ハ正一品采祿大夫ヨリ從九品登任佐郎マデ九等十八級、武散官ハ正一品榮祿大夫ヨリ從六品忠武校尉マデ六等十二級アリ、但上下ノ別ナシ、詳ナルハ皇明官品圖ニコレヲアラハス。

○周時外官六萬三千六百七十五人内二千六百四十三人外諸侯國官六萬一千三十二人又内職女職一萬五

千九百五十人都計内外官及内職掌人七萬九千六百二十五人コレハ文獻通考内周禮ヨリツモリタルモノナリ、大抵天下ノ官七萬餘人王朝列國都合シテカクノゴトシ、カルキ役人マデヲ合テ之ヲ數ルナリ。

○漢書百官公卿表云吏員自佐吏至丞相十三萬二千八百八十五人

○剛書編<sup>八十</sup>云。臣博考前古。君交武中興。承前世官冗之弊。裁省天下四百州縣官。止七千五百餘員。額數極少者也。唐制文武官一萬八千餘員。額數極多者也。我朝自成化五年。武職已逾八萬。合文職計之。蓋已逾十萬矣。是職員極冗。未有甚於此時者也。右官品正從自制度通中抄出

○篠弼詩  
 將遊京師渡河舟中作  
 西國長橋下。東風驛路津。奔流當健急。朔吹拂蓬頻。  
 日入城牆赤。月升洲渚新。施工皆少壯。舟客有胡秦。  
 欸乃放歌子。嗟來粥食人。轆轤長糾繩。滄海轉車輪。  
 星宿看無影。烟波難辨晨。楊堤汎水曉。既見洛陽春。  
 訪千丈和尚無名庵<sup>庵在程</sup>  
 負劔尋來逢坂東。愛山棲逸似支公。金蘭交誼深方外。

水月詩情熟定中。八詠遙含淡海勝。三人今并白蓮宮。  
休言菴主無名號。千丈長松自起風。

正月十九日賜國民觀樂於承明門外雲共不能免觀  
九天闔闔曙光平。宸殿春開丹鳳城。舞雜三方嚴綴兆。  
廊分兩廊奏韶諫。翳花龍袖聯翩舉。帶雨霓裳儼釋成。  
爲是陽春多白雲。巴人蓬累促歸情。

彼 弼 草

大坂讀破屋町  
篠塚長左衛門

○恭打の花見

ささらぎ中頃四方の花ざかりなりとて京中の男女老  
たるも若きもいさみあへる、我も友びとに誘れ先東  
山の花と急ぎ四條河原鼠戸の前をゆくに、上下とな  
く立こみてゆくとも歸るともあしもとを去られず、  
からくくより出て祇園の櫻門に立やすらひ、をくれ  
し友を相待けるに、我よりさきだちていつくともま  
らぬ人ふたり心まづかみえて打かたらひゆけり、  
ひとりとは色白なる男ひとりとは色黒き人也、井垣の  
もとにまだつぼみたる花あるをながめ入て色白なる  
男のいふ  
ひらかざる花のかたちや重オウゴンか半

跡に先に諸人のゆくを見て黒き男  
我がちにつゞきて出る花見哉  
林に暮をうたせける人のあるを見て  
暮串はすみかけてうて花の下 白  
ふしぎなる事をいふ人々かな、此句作をきくに皆恭  
の手の詞也、日ごろ恭の友にて遺恨は有ながら互に  
にくからぬ中なれば、けふは打つれ出つるか、かゝ  
るいひすてまでもはげむにやと推したり、そこに  
彼二人がつれたる供の者どもをよびて、汝らは清水  
山に行て花の陰に待べし、芝居は何人のをさゆると  
もをしてとれ先をとらるゝなといひて  
花によき所をとるや先手後手 黒  
人々の入こまんに暮を打て去たをはふて出入せよと  
いひつけて  
遊山する地をやぶられな花の陰 白  
おかしき事と思ひ猶跡をまたひてきく程にかたわら  
に暮打まわし大勢ならびあたる中におさなき人影も  
見へてうたひまふ聲しければ  
兒や花のぞき手もがなまくの内 黒  
花見にはせめあひなれや順の舞 白

中手こそならぬ花見のまどろの場 黒

此二人の知たる人ひとりたたくしくゆくを見付て  
聲をかけ、れど去らず過ければ

手をうつを去らざるは何花の友 白

つひには此人もあいつれて

見をとしをせぬやなみ木の花ざかり 黒

あれを見んこれをといふをきいて

四阿にやかかりがましき花の友 白

清水の花はけふを盛也其中にかつ咲残りたるもあり

又枯て時去らぬもまじれりけるを

所々だめをさゝあやはなざかり 黒

いたみてやまだ目をもたぬ花の枝 白

鹽籠といふは大かた散過たるを

あげはまとなるまほがまの櫻哉 黒

爰に垣ゆひまはしあたりへ人をよせざるあり色こと

さらにもえければ

守るてふ關は屋ぶらじ花盛 白

山に行て爰かしこに酒宴しけるを

さしかはす花見の酒やかたみ先 黒

よわからぬ相手もがもな花見酒 白

花にゑいて皆持となるや下戸上戸 黒

あまりに呑過して歸るさうたてかるべしひかへられ  
よといふて其のむ人にかはりて

興さむるかためはいかに花の酔 白

此三人もをのが芝居に入て盃さし出けれど、ひとり  
は下戸とみへてさかづきをもとりあへねば

さかづきは打て返しよ花の友 黒

あれなるを一枝おりて笠づとにせまほしけれど、  
人の見るめをとげなし、おらじといへば後にあ

たる友のいふ、これ程たくさんなる花なれば何の  
くるしかるべき、たいくおられよといへりけれ

ば

花の枝は助言のごとく切てとれ 白

おる人にはねかけよかし花の露 黒

よそを見る顔しておるや打かひ手 白

折えたる花や梢の猿はひ手 黒

花守のとがめたらん時には 黒

手を見せよおるかおらぬか花の枝 白

花守やおるを見付て追おとし 黒

見とれては目あり目なしよ花の色 白

花あらば這ても見まし岩根道 黒  
 打はさめちる二またのはるの雪 白  
 高みより飛手にちるな花の枝 黒  
 木ずるまでわたり手もがな花盛 白  
 手づから茶をたて、

こうたて、見るは花なる白茶哉 黒  
 家の内にてちいさき枝を見るさへうれしきにまして  
 此遊山はとて

花少しいけてだに見し竹のふし 白  
 けふ此山に打むれたる人々いくらにやといひて

もく算のならぬ群集や花の山 黒  
 種や人まくに及ばぬはるの山 白  
 夕日にはむかへど花はひがし山 黒

けふ此二人のおかしき手あひをみてこなたには  
 何事も思ひよらずあまりほろなさに  
 斧の柄は朽ぬにもどる花見哉

寛文二年三月中旬 立岡

○弓馬の事六條  
 たけ記未成書  
 弓馬

つぼむ馬  
 人の館の内にこしらゆる馬場をばつほ馬場といふべ  
用集

禮馬  
 壹番に供の先へ引馬を禮馬と申也他國へはひかせ申  
用集

小笠原宗信辭世  
宗信辭世 小笠原備前守政清法名

おのづから犬笠懸を射おほせて  
 虚空に馬をのりはなつなり

未期まで馬の事わすれぬ希代の事なりと世の人申け  
用集  
 鞍に手形をつくる

待賢門軍事の條  
 十二月廿七日巳刻ばかりの事なるに一村雨さつとし  
 て風は烈しく吹たりけり、鎌田が鞍の前輪にも氷筋  
 のたれば乗兼けり、悪源太是を見たまひて手形を  
 附て乗れやと宣ければ、打物抜てふつふと手形を切  
 てぞ乗たりける、鞍に手形をつくる事此時よりぞ始  
れる平治物語

○里見重代の太刀

永祿七年正月七日鶴臺合戦の條  
 里見重代の太刀大きつほう小きつほうといひしも此  
 合戦失けるとかや、小田原方も此由を聞て随分尋け  
 れども終に見えける  
小田原記

○學善坊吹貝  
 相模大山に學善坊と名付山臥、薩摩と號す大貝一ツ  
 持たり、此山臥より別に吹ものなし、五十町へ聞ゆる  
 氏直小田原北條 出陣には大山寺より此山臥來り旗本に有  
 て貝吹今も其子孫貝よく吹といふ  
北條五代記

○江戸より蝦夷地宿村留

從江戸下總常陸陸奥國東海岸通り并箱館より蝦夷地  
 久奈志利迄地名津輕三廐より奥州道中千住宿迄宿村  
 留

|     |      |       |      |
|-----|------|-------|------|
| 千住宿 | 壹里半  | 新宿町   | 貳里八丁 |
| 八幡町 | 三里   | 船橋宿   | 三里九丁 |
| 芽田町 | 貳里半  | 白井村   | 貳里   |
| 酒井村 | 四里餘  | 根木名村  | 貳里   |
| 加茂村 | 壹里八丁 | 多古村   | 貳里   |
| 松山村 | 壹里   | 八日市場村 | 貳里   |

刑部少輔範滿者南畝云基氏二男 武藏國小手指原の合戦に重  
 病なりしかども馬にかき乗られ足を力皮にゆひつけ  
 させて合戦したまひ股切おけされ、酒田左衛門尉と  
 いふ家人に首をとらせけるとなり今川記  
 武器にうつぼといふ事なし、うつぼといふは古笙の  
 笛の名物也、うつぼ達智門とて二の名物ありし也、  
 さて今のうつぼはその笙いれし器なり、それを八幡  
 殿安倍貞任たひらげ給ひし時矢を入そめたまひしよ  
 りかくいへり、さるほどにうつぼといふ字公家に秘  
 事にせり兼載雑談

○兵談二條

たけ記  
 兵談  
 禮と勢

夫武は禮と勢となり、禮なければ、欲情多し、勢な  
 ければすゝむ事かたし、二つなき時は亂の本なり、  
 卒には欲をすゝめ士には義をすゝむべし  
諸書用集北島家説也

北絹を忌む  
 軍の道具にはほつけんなどはせぬなり、にぐるきぬ  
諸書用集  
 とよむなり

|      |      |       |                          |      |        |
|------|------|-------|--------------------------|------|--------|
| 新玉村  | 飯岡村  | 壹里半   | 久之濱村                     | 廣野村  | 壹里八丁   |
| 小濱村  | 銚子湊  | 拾八丁船渡 | 木戸村                      | 富岡村  | 壹里半    |
| 波崎村  | 荒野村  | 壹里    | 熊川村                      | 長塚村  | 壹里八丁   |
| 砂利村  | 矢田部村 | 壹里    | 高野村                      | 小高村  | 壹里半    |
| 太田新田 | 日川村  | 壹里    | 原野町                      | 鹿島村  | 貳里三拾壹丁 |
| 溝口村  | 深芝村  | 拾八丁   | 中村                       | 岩井町  | 壹里八丁   |
| 泉川村  | 鹿島宮中 | 三拾貳丁  | 駒ヶ峯村                     | 新地村  | 五里半    |
| 下り津村 | 荒野村  | 貳里    | 直リ村                      | 岩沼宿  | 壹里廿九丁  |
| 大志崎村 | 汲上村  | 貳里八丁  | 増田町                      | 中田町  | 三拾貳丁   |
| 槌山村  | 小生村  | 貳里    | 長町                       | 原町   | 三里拾八丁  |
| 夏海村  | 中ノ湊  | 壹里廿八丁 | 鹽竈町                      | 松島町  | 三里廿丁   |
| 馬渡村  | 村松村  | 壹里廿八丁 | 小野町                      | 矢本村  | 貳里半    |
| 石神村  | 大橋村  | 壹里    | 石ノ巻                      | 湊町   | 壹里六丁   |
| 森山村  | 下孫村  | 壹里八丁  | 渡波村                      | 桃浦   | 拾八丁    |
| 助川宿  | 小木津村 | 壹里拾九丁 | 小淵村                      | 空鳴村  | 拾八丁    |
| 伊師村  | 荒川村  | 壹里    | 鮎川村                      | 山鳥渡場 | 拾八丁    |
| 神岡村  | 平潟湊  | 壹里    | 湊町ヨリ                     | 辻堂村  | 貳拾九丁   |
| 關田村  | 植田町  | 壹里半八丁 | 飯野川村                     | 柳津村  | 壹里半    |
| 新田村  | 湯本村  | 壹里半八丁 | 寺池村 <small>登米といふ</small> | 黒沼村  | 壹里四丁   |
| 平町   | 四倉町  | 壹里    | 石ノ森村                     | 若柳村  | 貳里半    |

|      |        |         |        |       |      |                            |        |         |
|------|--------|---------|--------|-------|------|----------------------------|--------|---------|
| 金成宿  | 貳里六丁   | 是より奥有壁町 | 貳里拾三丁  | 鷺木    | 貳里半  | 是より蝦夷地入口此道は順道なり又左の道の道筋も有之候 | 七重泊    | 四里半     |
| 一ノ關  | 拾七丁    | 山之目     | 三里六丁   | 龜田    | 貳里半  |                            | サワラ泊   | 貳里半     |
| 前澤   | 貳里三拾壹丁 | 水澤      | 壹里三拾四丁 | スクモツベ | 五里   |                            | 貳里半    | 是よりエトモへ |
| 金ヶ崎  | 壹里半餘   | 鬼柳      | 拾八丁程   | モリ    | 拾八丁程 |                            | 鷺木泊    | 三里      |
| 黒澤尻  | 三里廿三丁  | 花巻      | 三里     | ヲトシベ  | 五里   |                            | ヤマコシナイ | 四里      |
| 石鳥谷  | 貳里半    | 郡山      | 三里三拾四丁 | シラリカ  | 四里半  |                            | ヲシヤマン  | 三里餘     |
| 盛岡   | 四里廿七丁  | 澁民      | 四里三丁   | ヲイバ   | 四里程  |                            | レブンケ   | 三里程     |
| 沼宮内  | 四里半餘   | 小繁      | 三里半    | ベン    | 貳里半程 |                            | アブタ    | 拾五丁     |
| 一ノ戸  | 壹里三拾貳丁 | 此間浪打    | 壹里餘    | ウス    | 貳里半程 |                            | ヲシヤル   | 三里餘     |
| 金田市  | 三三五丁   | 此間浪打    | 三三三丁   | モロラン  | 貳里   |                            | グウレ    | 三里      |
| 浅水   | 壹里拾七丁  | 五ノ戸     | 貳里廿丁   | ホロベツ  | 貳里   |                            | ホロベツ   | 三里      |
| 藤島   | 三三三拾四丁 | 市川の     | 七ノ戸    | モロラン  | 海上壹里 |                            | エトモ    | 三里拾貳丁   |
| 野邊知  | 壹里程    | 渡あり     | 五里廿九丁  | ワシベツ  | 貳里   |                            | ホロベツ   | 三里      |
| 刈和澤  | 三里半程   | 馬門      | 拾丁程    | アイロ   | 四里   |                            | シラライ   | 四里      |
| 野内   | 貳里拾七丁  | 小湊      | 四里拾丁   | コイトイ  | 五里   |                            | エウブツ   | 四里      |
| 大濱   | 五里貳拾壹丁 | 青森      | 壹里拾三丁  | シモムカワ | 四里   |                            | サル     | 四里      |
| 平館   | 三三半餘   | 是より弘前へ  | 三三拾六丁  | アツヘツ  | 貳里   |                            | ニイカツ   | 三里      |
| 今別   | 壹里程    | 母衣月     | 貳里餘    | ウセナイ  | 三里半  |                            | ミツイシ   | 貳里半     |
| 箱館   | 壹里半    | 三瓶      | 廿七里程   | ウラカ   | 貳里半  |                            | ムクチ    | 三里      |
| 大野所泊 | 四里半    | カヤベ     | 貳里半    | シヤマニ  | 四里   |                            | ホロマン   | 四里      |

|        |       |         |                |      |           |     |
|--------|-------|---------|----------------|------|-----------|-----|
| ホロイツミ同 | 貳里半   | トワヘツ    | 貳里餘            | チウルイ | 右之場何も番屋あり | 貳里  |
| セウヤ屋泊  | 三里半   | ナル、所    | 右セウヤは寄道なり順道左の通 | 箱館   | 三里        | 邊切地 |
| ホロイツミ  | 三里程   | アツフ休    | 三里半程           | 茂邊知  | 三里        | 泉澤  |
| ナル、    | 貳里半   | ロシベツ    | 貳里             | 木子内  | 三里        | 尻打  |
| ヒロフ所   | 四里    | モンベツ    | 三里餘            | 一ノ渡  | 貳里半       | 福島  |
| トウブイ屋泊 | 貳里半   | ユウト     | 四里             | 松前   | 拾里程海渡     | 三蔵  |
| ヲホツナイ同 | 四里    | アツナイ    | 三里餘            | 今別   | 貳里餘       | 母衣月 |
| シヤクベツ  | 貳里半   | ハシクロ    | 壹里半            | 平館   | 三里拾六丁     | 蟹田  |
| シラヌカ所  | 四里    | ヲタノシケ   | 三里             | 大濱   | 壹里拾參丁     | 青森  |
| クスリ同   | 三里半   | コンブムイ   | 三里半            | 野内   | 四里拾丁      | 小湊  |
| ソントキ休  | 貳里    | ゼンボウジ   | 三里程海渡          | 刈和澤  | 拾丁程       | 馬門  |
| アツケシ會所 | 貳里半程路 | ベカンベラシ  | 是より陸           | 野邊知  | 五里廿九丁     | 七ノ戸 |
| ヤンベラシ休 | 二里    | ノコビリベツ  | 通貳里程           | 藤島   | 貳里廿丁      | 五ノ戸 |
| イナヲウシ同 | 貳里半程  | アンネベツ   | 十里餘路           | 浅水   | 三里拾五丁     | 三ノ戸 |
| ネモロ所   | 八里上   | ノツケ     | 右ネモロへ寄は入道      | 金田市  | 壹里餘       | 福岡  |
| アンネベツ  | 六里程舟  | ニシベツ    | 左の道の道もあり       | 一ノ戸  | 三里半程      | 小繁  |
| ノツケ    | 三里海渡  | クナジリ    | 又左之通           | 沼宮内  | 四里三丁      | 遊民  |
| ノツケ    | 二里半   | イキタルウシ休 | あり             | 盛岡   | 三里三拾四丁    | 郡山  |
| シベツ    | 九里程海渡 | クナジリ    |                | 石鳥谷  | 三里        | 花巻  |
| シベツ    | 登里程   | イシヤニ    | 壹里程            | 黒澤尻  | 拾八丁程      | 鬼柳  |

|     |        |      |        |     |        |         |         |
|-----|--------|------|--------|-----|--------|---------|---------|
| 金ヶ崎 | 壹里三拾四丁 | 水澤   | 貳里三拾壹丁 | 杉川  | 壹里半    | 本宮      | 壹里七丁    |
| 前澤  | 三里六丁   | 山ノ目  | 拾七丁    | 高倉  | 日和田    | 福原      | 郡山      |
| 一ノ關 | 貳里拾三丁  | 有壁   | 貳里六丁   | 小原田 | 笹川     | 都合貳里廿八丁 |         |
| 金成  | 拾六丁    | 澤邊   | 廿丁餘    | 須加川 | 壹里半    | 笠石      | 久米石     |
| 宮野  | 貳里半    | 築館   | 貳里拾九丁  | 矢吹  | 新田     | 大和久     | 都合貳里廿八丁 |
| 高清水 | 壹里廿丁   | 荒屋   | 壹里拾三丁  | 白川  | 壹里三拾三丁 | 白坂      | 三里四丁    |
| 古川  | 壹里廿丁   | 三本木  | 三里拾丁   | 蘆野  | 貳里拾壹丁  | 越堀      | 八丁      |
| 吉岡  | 壹里廿貳丁  | 新町   | 貳里十九丁  | 鍋掛  | 三里九丁餘  | 太田原     | 壹里廿五丁   |
| 七北田 | 貳里     | 國分町  | 壹里八丁   | 作山  | 貳里三拾丁  | 喜連川     | 貳里四丁    |
| 長町  | 三十貳丁   | 中田町  | 三十壹丁   | 氏家  | 壹里半    | 白澤      | 貳里廿五丁   |
| 増田  | 壹里廿九丁  | 岩沼   | 壹里廿五丁  | 宇都宮 | 貳里壹丁   | 雀ノ宮     | 壹里半五丁   |
| 槻木  | 壹里半程   | 船廻   | 壹里餘    | 石橋  | 壹里半    | 小金井     | 新田      |
| 大河原 | 三拾丁    | 金ヶ瀬  | 廿五丁    | 小山  | 壹里廿四丁  | 間々田     | 都合貳里四丁  |
| 刈田宮 | 貳里拾丁程  | 白石   | 壹里半    | 野木  | 貳拾五丁   | 古河      | 壹里半     |
| 齋川  | 壹里半    | 越河   | 拾八丁    | 中田  | 此間舟渡シ  | 栗橋      | 都合貳里三丁  |
| 貝田  | 壹里八丁   | 藤田   | 壹里     | 幸手  | 壹里半七丁  | 杉戸      | 壹里半三丁   |
| 桑折  | 貳里八丁   | 瀬ノ上  | 貳里八丁   | 粕ヶ邊 | 貳里廿八丁  | 越ヶ谷     | 壹里廿八丁   |
| 福島  | 壹里廿五丁  | 根子町  | 拾壹丁    | 草加  |        | 千住      |         |
| 若宮  | 壹里七丁   | 八町ノ目 | 壹里六丁   |     |        |         |         |
| 貳木柳 | 壹里貳丁   | 二本松  | 壹里六丁   |     |        |         |         |

○松前奉行支配役人名  
 吟味役 高橋三平 鈴木甚内



|       |         |         |             |          |
|-------|---------|---------|-------------|----------|
| 同格    | 大島榮次郎   | 菊池惣内    | 柳 權十郎       | 庵原直一     |
| 同並    | 柑本兵五郎   |         | 早川八郎        | 玉井屎助     |
| 調格    | 佐藤茂兵衛   |         | 鈴木覺次        | 近藤斧八     |
| 調役    | 比企市郎右衛門 | 原半左衛門   | 荻野藤太郎       | 杉山良左衛門   |
|       | 坂本傳之助   | 木原半兵衛   | 河西祐助        | 中村金右衛門   |
|       | 富山元十郎   | 寺田忠右衛門  | 内藤源左衛門      | 近藤磯右衛門   |
|       | 宮本源次郎   | 湯淺孫作    | 中村伊太夫       | 大島勝兵衛    |
|       | 三浦喜十郎   | 森 覺藏    | 大地十郎左衛門     | 洞 金助     |
|       | 荒井平兵衛   | 田邊安藏    | 前田彌左衛門      | 豐田彌太郎    |
| 調役並   | 増田金五郎   | 深山宇平太   | 平島長左衛門      | 石原助太郎    |
|       | 岩間哲藏    | 小俣次郎八   | 塚田富次郎       | 大塚惣太郎    |
|       | 高橋次太夫   | 太田彦助    | 小普近藤重藏      | 御勤奈佐瀬左衛門 |
|       | 最上徳内    | 吉見専三郎   | 御天藤原田與三郎    | 御天田六三郎   |
|       | 岩佐左五太夫  | 高橋藤藏    | 御番西山平十郎     | 御天長野七太夫  |
| 調役下役元 | 關岡右衛門   |         | 同丹内専助       | 同大西垣右衛門  |
|       | 中村小一郎   | 村上次郎右衛門 | 同竹内五郎助      | 同龍崎八郎左衛門 |
|       | 松田仁三郎   | 向井勘助    | 御船手永倉勘右衛門   |          |
| 同下役   | 長島新左衛門  | 田口久次郎   | 書物方出役 高橋勝太郎 | 向井忠藏     |
|       | 井上喜左衛門  | 小川喜太郎   | 田口市三郎       | 杉山貞藏     |
|       | 石坂武兵衛   | 福井千馬助   | 御用達 北村甚右衛門  | 田中金六     |

|        |                     |               |
|--------|---------------------|---------------|
| 御船拾艘之名 | 千春丸 萬全丸 天福丸 濟通丸 飛龍丸 | 吟味役格          |
|        | 凌風丸 政徳丸 如神丸 吉祥丸 萬春丸 | 調役            |
| 場所高    | 高二千石                | 松前奉行          |
|        | 御役料千五百兩             | 在勤中御手當金七百兩    |
| 持高     | 御役料三百兩              | 吟味役           |
|        | 高百五拾俵               | 江戶掛手當金貳拾兩     |
|        | 御役扶持拾人扶持            | 江戶掛貳拾兩 年々金五拾兩 |
|        | 高百五拾俵               | 調役            |
|        | 御役扶持拾人扶持            | 江戶掛金拾八兩       |
|        | 高百俵                 | 同並            |
|        | 御役扶持七人扶持            | 同斷拾五兩         |
|        | 高三十俵三人扶持            | 同下役           |
|        | 御役扶持三人扶持            | 同斷拾四兩         |
|        | 在勤年御手當              |               |
|        | 御合力米三百俵四ツ物成         | 吟味役           |
|        | 御手當金百貳拾兩            |               |
|        | 右月割を以被下候            |               |

|          |                       |      |
|----------|-----------------------|------|
| 調役之者被下物通 | 別段御手當金六拾兩             | 吟味役格 |
|          | 御合力米百五拾俵四ツ物成          | 調役   |
|          | 御手當金九拾兩               |      |
|          | 右月割を以被下候              |      |
|          | 雜用金六拾兩                | 調役並  |
|          | 御手當金七拾兩               |      |
|          | 右月割を以被下候              |      |
|          | 雜用金五拾五兩               | 下役元  |
|          | 御手當金貳拾兩               |      |
|          | 右同斷                   |      |
|          | 雜用金四拾貳兩               | 下役   |
|          | 御手當金貳拾兩               |      |
|          | 右同斷                   |      |
|          | 會所吟味役 給金三拾兩 重兵衛 手代 拾兩 |      |
|          | 儀兵衛 拾五兩 長藏 拾兩 喜兵衛 拾五兩 |      |
|          | 庄助 手代助 五兩貳分ツ、左七 榮藏 見習 |      |
|          | 與市 小使 善六 又助 同使兼 久助 林七 |      |



レバ五章最舊作也。  
○昇道八本國備後ノ府内ト云所へ俄ニ下向老僧七十  
四齡ニテ病狀イヅレ吉凶ヲ見終ラズハ上京アルマシ  
キ也。

篠簞册子モ彫中ナガラ道人上ラズバ按正ナリガタ  
シ、冬ニモナルベシ、老ガ願ヒハ閉目後ト思フ故ニ  
延ルガ欣喜也。

○秋フカクナラバ必東ニ鞭サ、ルベシ、其節浪花へ  
下向セズハ談話モ叶ヒガタカルベシ、併幾回逢テモ  
別ノ袖ノ露ケサアハヌガ増シヤト云章モ有ナラズヤ  
盲翳モハヤ蒙々筆立ガタシ、亂書ヲ以テ思ヤラセタ  
マへ。

○古今取箇の大概

一往々頃積代頭東高之儀は諸録に有之故除之貫積は  
石高に改正以前之田法故貫高永高を記貫高は最初  
田地之上中下に無頓着田地千坪を以壹貫文の知行  
とす此軍役六貫一疋千貫百騎也尤島は半減の積に  
而國々不同有之永祿年中より壹貫文地千坪に而は  
上中下の無差別候故上田八百坪中田九百坪下田千  
坪と畝引を以立之尤一段と申候取扱は一反三百六

拾歩に而貫三百六拾文に而有之處三百文に而此頃  
古書物取扱有之此考不知或説に往古三百六拾坪  
一段は一步五尺四方故に當時三百坪一反に同様之  
由田畑の役は反錢反米棟別等を納る此反錢は私領  
寺社領又は無年貫地之無差別水田より公儀納且  
又田畑一段以下之取扱は大半小歩を用申候尙委敷  
貫高之部可入御覽候

一永高は名數に云關東に限る由有之候得共東海道筋  
慶長年中遠州豊田郡阿多古領十八ヶ村伊奈備前守  
永盛檢地水帳有之然に永高は田畑位付同位にて駿  
州等にては是を代方と申候て田畑代納にいたし候  
場所今に有之關東は往古之貫高を極置貫三拾貳貫  
文之地所永高八貫文と定し場所多し

一天正慶長文祿年中諸國檢地歩廣成事疑ひて太閤秀  
吉公石高檢地被仰付一村之檢地終てニヶ條掟書を  
村々へ下し給ふ初ヶ條に云御檢地高に七ッ免合を  
以可相納若大旱大風以之外の年は檢見を請石詰  
七分公納いたし残り三分は百姓作徳に可致旨掟書  
に書載有之七公三民免相也關東は土地口地多に付  
六公四民免合定免之收納法に候處寛永年中御勘定

年より相止

一延享四卯年より色取檢見に被仰付候依之御代官品  
々々伺書差出候寫

御取ケ豊年には厘取反取の場所共に豊年には何程  
迄は取付可申と申義只今迄の根取不拘實意之所得  
と相札尤定免檢見之場所共に一村限本田新田之譯  
迄委細に吟味を請書出候様被仰渡候に付左の通奉  
伺候

一此度極根取の義永々之御見合に相成候へ共是又  
豊年之年柄を以猶又其土地村柄相當之一盃を吟味  
可仕旨書上候義と奉存候尤只今迄之根取は高下有  
之候に付豊年に而も根取には難取付村方も有之候  
故惣取辻にて根取に相増候所々多御座候且又此度  
は豊年之取付にて其上外稼助成等迄も随分勘辨仕  
且只今迄反取厘取場所共甲乙不同之所其外吟味不  
行届所には事實を糺其村々一盃を相極置勿論立毛  
之義は通例之年柄に而は豊年之立毛同様に難取  
付義に御座候得共平年は此度之根取を元に仕不  
殘様吟味仕候様相心得罷在候

書面之通可被致吟味甲乙不同無之様相糺候義專

頭會根覺濟殿定免は百姓難儀に付檢見取御慈悲之  
儀に付御料所は一同に檢見取相成定免御差止と相  
成古來之仕來にて私領計定免と相成然に寛永十九  
年春より夏迄諸國飢饉にて御收納も莫太に減候に  
より伊奈半十郎諸御代官相談之上田地毛見之上石  
詰半分宛と定御取ケ法を極め島方反取り百文之  
場所今年より倍納に收納法改る今夏成有之は其節  
之收法にて御座候享保五子年より御取箇定免法被  
仰出同七寅年迄に諸國一統定免法に相成申候乍去  
定免不請村々は檢見取にて被差置候處定免法は私  
領有之切替之節上り下り御座候に付切替之時々を  
合て可上村々上ヶ兼候に付百姓安心之爲同十三  
申年より一村限根取法御吟味に付御料所之分根取  
相成乍去定免根取共に不請村々は村根取極置檢見  
之節村根取より出候へば村取通御收納申付村根  
取より過米は勿毛と號し捨毛にいたし御收納無  
之也定免根取御取ケ法に御座候尤引方法は畝引を  
立

一寛保三亥年より有來反取畝引は不相用候て當毛之  
出來方相應に御取ケ付被仰付候により根取法は此

要に候御下知

一寛延三午年御取ケ之義被仰出候趣は當年より定免に難成場所は二三ヶ年内に定免に致候様相心得可被伺候

午六月

右より以前に御取ケ御吟味有之候事無之候當時檢見取定免と二法有之は右に記候年限より相初り申候義に御座候

右御勘定木戸小三郎考

○帳中香抄

放翁日課

一劉後村文集云。昔梅聖俞日課一詩。余爲方孚若作行狀。其家以陸放翁手錄詩稿一卷爲潤筆。題其前云。七月十一日。至九月二十九日。計七十八日。得一百首。陸之日課。尤勤於梅。二公豈貧多哉。藝之熟者必精。理勢然也。

吞字

一山谷詩。雁行飛上猶回首。不受青雲富貴香。先輩云。此篇吞字。華嚴合論。天地日月有時爲無常見吞。大覺世尊爲無常見吞云云。此篇吞字

意略同。

スツナシノマロウトタケイ

一山谷詩。十字供籠餅。一水試茗粥。籠即飯之義也此篇嘲无咎之貧好事也。无咎雖其家甚窮困。好待客。客若來。則十字之籠餅。一水之茗粥。或以此一聯爲公之事非也。スツナシノクセニテマラウトタケイ者也

單按。スツナシハ貧ノコト歎マラウトタケイハ俗語馳走ズキ歎

又舍前榮戎葵。舍後荒苜蓿。

此一聯ハスツヲカワイタル體ヲ云

相國寺雲頂院般若經

一同詩。正園紅袖寫鳥絲。國史補。宗毫間。有織成界道。謂之鳥絲欄。博聞錄。以鳥絲欄爲紙也。某謂鳥絲欄者絹。實見之。冲痴絕和尚所書鳥絲欄金剛般若經。京師相國寺雲頂院有之。素絹而以黑絲作卦。故云鳥絲欄也。異聞集云。霍小玉傳云。玉管絃之暇。雅好詩。書篋箱筆硯。皆王家之舊物。又取綉囊。中出越姬鳥絲欄素段二尺。以授李生。李益也。

草云。故紙堆中有如此奇談。

ナガラノ橋ノ歌

一如阜事 本朝ナガラノ橋ニ用人柱其人ノムスメノ歌云

モノイエハチ、ハナカラノハシバシラナカスハキシモイラレサラムシ

銀屏宛轉

一山谷詩。銀屏宛轉復宛轉。意根難拔如雜本。

竹骨ホウグ張之屏風ワラ席ノ座敷ナリトモ對ニ妻妾一則妄習可萌發況銀屏宛轉トクルリト

タテマワシウス香ヲタイテ其中ニケウカル美人對セバイカナル釋迦達磨モ興ヲ發スベシ 又云

山谷所以戲陳元興也略クチキリヤウニ言フタレドモ山谷モ亦遂破戒

魁本大字

一豫章文集有二種。其一部魁本大字。其一部小木細字。某只見魁本。而不見小木云云。

單按 古文眞寶ノ本ニ魁本大字ト標標セルモ是ナルベシ。

鶴字

鶴字訓的マトノコマナコ也。

陸梁

一陸梁ハ文選ノヲタチ讀ニヲドルトヨムイキハタハリタル形ヲ云。

幾猴

一罵人曰幾猴者。彼邦之諺也。猶如本邦罵人曰人畜生曰人癩也。幾字與癩同字。註云幾也。フタウナル義也

頓塵馬

一山谷詩。忍看高馬頓風塵。亦思歸家洗袍袴。

頓塵馬トハ馬ノコロヒヲウツヲ云也、馬ノ頓塵者人之浴スル意也、或云。馬頓風塵之間之時。其首必著地。猶如人之頓首而其首至地也。頓去聲。

虞伯生翰林珠玉集。有題袞塵圖詩云。驂驪食粟石每既。立仗歸來汗如洗。脫羈展轉聊自恣。落花飛塵隨身起。君不見春雷起蟄龍。霧堆雲蒸九河水。見虞袞塵圖詩。則頓塵之義自冰解矣。

市ノザガシラ

一卷之書必立之師注平ハ本邦ノ市ノザガシラナリ

覃云。庭訓ニ藝才七座ノ店ナドイヘル座ノカシ  
ラナルベシ、今モ戲場ニノミ座ガシラト云名ノ  
コレリ。

船子和尙詩

一傳灯錄船子和尙詩。滿船空載月明歸。

嬌客

一嬌客トハスレメイテヒムシヤムトスル者ヲ云

贅婿

一凡男附婦家。謂之贅婿。タトヘバ人ノ身ニフスヘ  
コブノツクガ如シ。

マナイタ

一粗糲 マナイタトモ訓、サクトモ訓、又ハツカサ  
トモ訓ス。

山谷殿萬里

一山谷殿答王定國題門兩絕句。

頗知歌舞無竅鑿。我心塊然如帝江。花裏雄蜂雌蝶  
蝶。同時本自不作雙。

水餅

一同詩。詩來獻窮狀。水餅嚼冰蔬。

羅大經鶴林玉露丙集第四云。日本國僧。注此四字  
題也。○余少年時。於鍾陵。邂逅日本國一僧安覺。  
自言離其國已十年。欲盡記。一部藏經。乃歸念誦  
甚苦。不舍晝夜云云。略下  
雖似好事就騎之。為殿罷羅錄之。且又令知日本  
僧勤如是也。近來跨南船者。太半為利。而不為  
法。緇林憔悴哀哉。

一蒸豆作烏鹽作白。注。梅實條、、以鹽殺白梅、  
蓋本邦以鹽壓殺白梅為梅叶。叶字訛訓曰梅  
法師。々々二字。叶一字訛也。

一九釘食トハ天子不喫御以九枚之牙盤盛之具僕本邦  
諸侯往々用此義。

一用。九釐切。呼兒為用。又魚厥切。古文月字。唐

則天皇后作用也。卍字亦則天皇后製之。

幻住庵清規

一普應國師幻住庵清規云。

凡一日夜之間。四次坐禪之際。宜各屏心絕慮。自  
念忘緣。深究死生。力窮道業。除大小便利。不許  
共語。不許洗浣。不許補綴。不許看讀。乃至一應  
雜務。非公界普請。俱不許作。凡上床下地。出堂  
入戶。如臨深履薄。然勿使隣單知覺。動其道心。  
自然內外相資。身心寂默矣。

山谷履聲如度薄氷過之語。頭淨因與中峯清規臨深  
履薄暗合。

公文

一除書則給事中司之。除書者。本邦緇林之所謂公文  
等是也。奉行飯尾布施等カキアグルモノ也。

竹枝歌一里方

一竹枝歌 或云、コキリコ 或云、持竹枝歌如一里  
方有祭 或云、ムギツキウタ也。

覃接、三體詩抄云竹枝 日本ニテ坂下ノ祭リノ時  
ニ神ヲ迎ル者トモガ手ニ竹枝ヲ持テ躍テ唱ヘテ  
曰、有祭來ヤン。一里方有祭。竹拍子坊々、

增訂一話一言

水餅即湯餅之類而野物歟本邦野語云小麵餅之水  
ツケモノノミコノミ以麵麥紛造モノ皆謂之餅也  
氷蔬ハ凍損之菜蔬也

日本國僧

羅大經鶴林玉露丙集第四云。日本國僧。注此四字  
題也。○余少年時。於鍾陵。邂逅日本國一僧安覺。  
自言離其國已十年。欲盡記。一部藏經。乃歸念誦  
甚苦。不舍晝夜云云。略下  
雖似好事就騎之。為殿罷羅錄之。且又令知日本  
僧勤如是也。近來跨南船者。太半為利。而不為  
法。緇林憔悴哀哉。

鹽梅

一蒸豆作烏鹽作白。注。梅實條、、以鹽殺白梅、  
蓋本邦以鹽壓殺白梅為梅叶。叶字訛訓曰梅  
法師。々々二字。叶一字訛也。

九釘

一九釘食トハ天子不喫御以九枚之牙盤盛之具僕本邦  
諸侯往々用此義。

用

一用。九釐切。呼兒為用。又魚厥切。古文月字。唐

ト云ヘリ。ソレヲ今ハ武具ヲシタ、メテアラケ  
ナキ姿ニテサワラバヒヤセノト云ゾ、ソレデ  
モ神ハヤウガウアルゾ。

單 帳中香をみるついでに、如二里方有祭と  
いふにいたりて、先のとし抄寫せし三體詩抄を  
思ひいで、こゝにゑるせり、此抄なくては此語  
の意解しがたかるべし、かゝる何の役にもた  
ぬ事を覺へて一生を送るも又おかし元祿四 月次  
の遊といふ菱川の書本に、江戸山王祭の體をゑ  
がきて

祭禮やさあらばひやせ真桑瓜  
とありしもこれにてわかれり庚午正月  
七日記

冥懷

一冥懷 目ヲクイフサイデテマルヲ冥ト云。

魯直筆蹟額

一叙州無等院注云。在州南門外。魯直以元符間寓居。  
作喬木菴。注某謂天社年譜云。作橋木寮死灰菴。

○今猶存其寺額。亦魯直筆蹟。

以上二十七條帳中香梅花無盛祿漆桶 ヨリ抄出ス。

○早器居士傳

六百六十七

新莊直賴下宮内卿法印父直昌は細川右京大夫晴元ニ與カシ、攝州ニ於テ三好長慶ト戦ヒ、六月十二日戦死、郎從十二人同死、慶長十三年十二月大権現川越ニ放鷹ノ次、直賴謁見セシニ、仰曰下總國海上ニ一人ノ隠者アリ、其心質直ニシテ物ヲ飾ラズ、財利ヲ貪ルコトナシ、一瓢箪ヲ軒ニ掛ケ里人ノ贈ル物ヲウケ食トス、瓢箪空シトイヘトモ求ル心ナシ、三好家ノ者ト聞及ブ、直賴ガ父ハ往年攝州江口ニテ戦死ス、其時ノ事彼者能知ルベシ、汝海上ニ往キ彼者ニ逢其事ヲ聞ベシト單按、石碑に文祿五年とあれども逆修とあれは慶長十三年の頃存在するべし直賴乃海上ニ行キ彼隠者ヲ尋シニ、年七十餘ノ桑門法華經ヲ誦シテ居レリ、名ヲ惣歸居士ト云、直賴物語ノ大江口合戦ノ事ヲ話出セシニ、新庄ト云人戦死並ニ家來ノ者ノ首級アマタ實檢シタル由ヲ云、直賴流涕シテ曰、其新庄ハ某ガ父直昌ト云者也ト、居士是ヲ聞驚歎ス、直賴ナツカシサノアマリ居士ガ姓氏ヲ問ケレバ更ニ云ハズ、直賴又問フテ云、其合戦ノ時金幣ヲ執リ諸勢ヲ下知セシ武者アリト聞、是誰人ゾヤ、居士答曰某也ト、終ニ姓名ヲ告ズ、直賴川越ニ歸リ此由ヲ言上シケレバ大権現其御威アリシトゾ。

右寛永諸家系圖藤原氏秀郷流里人ノ説ニ云、居士茅屋ノ梁ニ樂品ヲ掛置里中病者アレバ是ヲ與ヘ救フヲ以テ樂メリト。右碑在下總國海上郡圓福寺堂側。歐陽公欲修唐書。乃集金石古刻之有益於史者。以益正舊書誤謬。今居士號家譜作總歸。而碑則其所製。乃作早器。此亦古刻之有益於史者。然則金石之蓄。豈特好古之具而已哉。印南識。



于時文祿五年丙申六月十八日山城國住口爲逆修施主敬奉歎未詳

三月朔日計府中にして辻民右衛門御書一冊を携へ來りて示すをみれば早器物語とあり、下總國海上郡三崎庄飯沼村圓福寺にて寫せしと云、諸家系圖にある説と同じくしてすこしく委く、早器居士の碑をも墨本にすり來りたれば一本を贈るべしと云、一昨日此碑を摸寫せしに今日この事をきくもめづらし三月朔日夕記



崎陽より一書を贈れり、秋亭余崧寫とあり、書の上に一印あり、會經御覽といふ事なるべし、書は木芙蓉に寫なり三月十日四日記

○揚誠齋集

揚誠齋詩集の唐本は京都建仁寺にたゞ一部ありて外になし、世上にある所の寫本は誤字多し、京尹牧野君にこふて全本を寫させ、校合せんとすれども年をへていまだ來らず、と五山堂蜀池桐孫の話也三月廿七日

○木香花

木香花 花鏡曰。一名錦棚兒。藤蔭附木。葉比スレバ蒿

微細小而繁。四月初開花。每類三葉。極其香恬可愛者。是紫心小白花。若黃花則不香。即青心大白花者。香味亦不及。至若高架萬條。望如香雪。亦不下於蓋微。剪條扦插亦可。但不易活。惟攀條入土。藥泥壓護。待其根長自本生枝。外剪斷移栽即活。臘中養之。二年大盛。○漢產上品即紫心小白花ノモノナリ、此物庚辰ノ歲始テ是ヲ傳テ官園ニアリ、予園中亦植之地産物類品さきの炭岡田寒泉の庭にありし枝を乞得て予が庭に挿み置しが、よく長生して枝を生ず、たゞいまだ花を開くを見ず庚午四月十日病間書此年庚午四月望始見白花。壬申四月花盛開。望如香雪。

○鴨跖草

鴨跖草 和名ツキクサ、又ツユクサ、又アヲバナト云、讃岐方言カマツカ、近江彦根方言コンヤトラウト云、所在ニ多シ、花碧色ナリ、又白色ノモノアリ、淡碧色ノモノアリ、白花青暈ノモノアリ○琉球種葉短シテ縦理多ク花至テ小シ異品ナリ○近江粟本郡山田村産葉ノ長六七花瓣大サ寸ニ近シ、土人多植テ利

トス、六月十三日ヨリ七月十三日ニ至テ花ヲ採ノ候  
トス、舉家野ニ出テ花ヲ取リ汁ヲ搾リ紙ヲ染、是ヲ  
青花紙ト稱シテ四方ニ鬻グ、其製傳アリ同日同書ヨリ抄出ス

○法興年號

南都法隆寺造釋迦銅像記 法興元卅一年歲次辛巳十  
二月鬼前太后崩明年正月廿二日上宮法皇枕病弗愈于  
食王后仍以勞疾並着於時王后王子等及與諸臣深懷愁  
毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸寸身蒙此願力轉病  
延壽安住世間若是定業以背世者往登淨土早昇妙果二  
月廿一日癸酉王后卽世翌日法皇登遐癸未年三月中如  
願敬造釋迦尊像並使侍及庄嚴具竟乘斯微福信道知識  
現在安隱出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共彼岸普遍六  
道法界含識得脫苦緣同趣菩提使司馬鞭首止利佛師造

○東醫寶鑑有治狐術

隋園の子不語新齊語に東醫寶鑑中有治狐術一條云云。  
未問其東醫寶鑑中是何卷頁。とあり、此書國刻あり  
て僻書にあらず、他日考索すべし四月中

○コラルド

コラルド 和名シヤムデイ、此物住年暹羅人長崎  
ニ持來ル、然ドモ本邦ノ人其用ヲ知ザルガ故ニ買ズ、

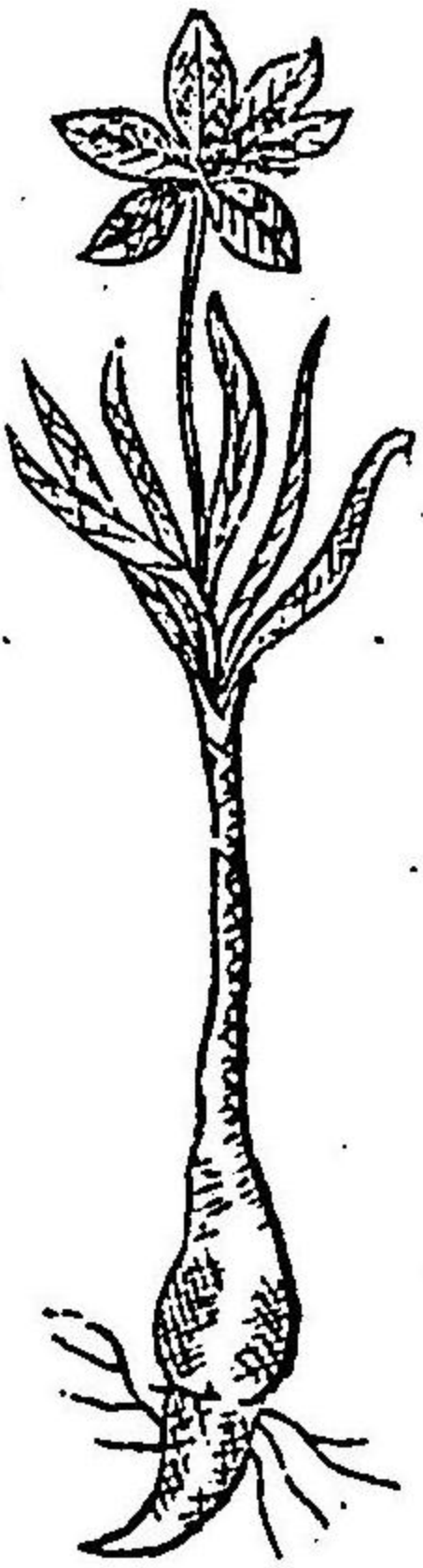
因テ、暹羅人は海ニ投ズ蜀山外史云、投之海中、邪今希  
ニ長崎海中ヨリ出ルヲアリト云、研テ膏色ニ用テ赭  
黄色ヲナス、秋景中山腰ノ平坡黃間ノ細路深秋草木  
又ハ松幹ノ類此物ヲ用テ甚妙ナリ、本邦ノ畫家銀朱  
墨藤黃三物ヲ合テ此色ヲナス、然トモ礫子中ニテ銀  
ハ沈テ底ニアリ、藤黃ハ浮テ上ニアリ、墨ハ中ニア  
リ、三物交リガタシ、漢土ニテハ藤黃中代赭石ヲ加  
テ赭黄色ト名ク、是亦代赭ハ沈ミ藤黃ハ浮ム、コラ  
ルドノ自然色ニシカズ○蠶産上品○伊豆田方郡湯  
島産上品辛巳ノ歲子始テ是ヲ得、壬午主品中ニ具  
ス物類品  
卷二

○三七

三七 一名山漆。東壁曰。此藥近時始出。商人軍中。  
用爲金瘡要藥云。有奇功。ト、按ズルニ此モノ本  
邦ニモ昔ハナカリシニヤ、駿府政事録曰。慶長十六  
年辛亥。八月十二日。金森出雲守可重初獻山漆草。  
其葉三七。而考見本艸綱目圖經相同。云云。今ハ世  
ニ多アリ物類品  
卷三

○泊夫藍

泊夫藍 ラテイン語サフラン紅毛語フロウリスエ  
ンタアリス又コロウクスヲリエンタアリト云、此物  
生草タエテナシ、乾花蠻國ヨリ來ル、東壁曰。番紅  
花。出西番回々地面及天方國。即彼地紅藍花也。按  
ズルニ此說大ナル誤ナリ、泊夫藍蠻國産ナルガ故李  
氏モ其何物タルヲ知ズ、花色紅ニシテ頗紅花ニ似  
タルヲ以テ安ニ番紅花ヲ以テ命ズ、近世紅毛人ドハ  
ニヤウスト云者本草ヲ著ス、泊夫藍ヲ圖スルヲ甚詳  
ナリ、根葉山慈姑ニ似テ五瓣ノ赤色ヲ開ク、蠻國ヨ  
リ來ル所ノ泊夫藍ハ即其花ノ葉ナリ、紅藍ノ類ニハ  
アラズ、有圖可考 此一圖以紅毛本草臨



按、泊サノ音ナシト云。

○樓葱

樓葱 一名龍爪葱和名マンテンネギ又サンガイネ

ギトモ云、救荒本草曰。樓子葱。苗葉根葉俱似葱。其  
葉稍頭又生小葱四五枝。疊生三四層。故名樓子葱。  
不結子。但搗下小葱之便活。ト此物葉ノ末ニ  
根ヲ生ジ又葉ヲ出ス王樹ノ枝ヲ出スガゴトシ、  
甚異品ナリ、東都希ニアリ、其由テ出ル所未詳、  
壬午主品中子具之物類品  
卷四

予去年玉川ほとり橘樹村百草村の一農家にて此樓  
葱を見たり、土人に名を問へばカルワザ葱とい  
ふと答へしもおかしかりき、ことしはからずも此  
名を正す事を得たり、讀書の一益今にはじめず庚  
四月  
既望

○方竹

方竹 和名シカクダケ 竹譜曰。體方而有如削成。而  
勁挺堪爲拄杖。亦異品也。ト其幹方ニシテ馬鞭草益  
母草ノ莖ノゴトシ、和産ナシ。  
○琉球産壬午客品中下野國那須郡佐久山白山松徹具  
之物類品  
卷四

按、予ガ杏花園中にもとより方竹の種あり、秋筭  
を生ず、六七尺にして頭の方枯れて葉を生せず、  
葉は春をへて生ずる也、此頃方竹すくなしとみえ

たり、今はまゝ見る事あり。  
格古要論云。晉戴凱之竹譜有五十餘種。方竹出西蜀浙江杭州府。西湖飛來峰山上亦有之。其竹節上有刺。蜀人謂之刺竹。

○キヨルコ

キヨルコ 紅毛人持渡ル芝類ト見エタリ、フラスコノ口ニ用ルモノ其質軟ニシテ甚シマリヨシ、紅毛語塚ノ口ヲボロツト云、故ニ和人開誤テ此物ヲホロツト稱スルハ誤也物類品 卷四

○人事

雲谷雜記云。今以物相遺。謂之人事。韓退之有奏韓弘人事物狀。蓋自唐已有之云云。  
覃按。孔安國古文孝經序。有或以人事請索之語。則自漢已有之。

○陶詩

陶淵明集雜詩十二首其十一  
嫋嫋松標崖。婉孌柔童子。年始三五間。喬柯何可倚。養色含津氣。粲然有心理。  
東坡和陶無此篇  
私曰。陶公之有此作。猶文貞之有梅賦。鮑麗

と作れるは享保十三年申年の頃の詩なるべし  
四月廿四日書

○寛文中大坂御天守雷火御注進狀  
寛文中大坂御天守雷火にて焼失の節江戸表へ御注進狀寫一通

猶以御武具不殘恙無御座候御米藏御鹽硝藏も別義無御座候

昨二日夜戌上刻より當地雷電亥下刻御天守上之重雷火にて焼上り候儀昨夜子下刻以次飛脚申上候其以後御天守不殘炎上並御天守之下大御番衆之奥御番所焼次御天守之下東之方櫛入置候御多門へ火移候付其續之御多門之埋門取壊候段重而今三日辰中刻以繼飛脚申上候御加番衆精出し右之取壊候所にて火消留被申候最早しめし申迄に御座候御殿其外御櫛御多門御金藏等迄彌無恙此上之安堵と奉存候押付御番衆豊前守組榊原伊兵衛丹波守組竹内三郎兵衛二人差下可申間委細口上可被申上候恐惶謹言

正月三日巳中刻

久保平左衛門  
渡邊筑後守

便巧。異其爲人。蘇公素有外好。而耽風水之情咏。至茲不和而何。

覃按。此詩語氣不與陶公他作類也。恐好外者。假託之乎。

僧萬菴の江陵集の初にも少年の詩あり。

○道本禪師歸化

道本禪師諱蕭鳴草云、己亥夏六月和尚應聘日本住持長崎崇福寺とあり、此己亥は享保四年なるべし  
贈別鎮臺日下部公丹波守解任歸東都賀藩鎮石河公土佐守重任崎陽

按。累代武鑑。享保二酉年五月廿八日御使番ヨリ任同十二年未問正月十二日辭

長崎奉行 作十郎

日下部丹波守

後元文三卯年三月子作十郎亂心にて妻を害し家潰る

石河土佐守不見重任とあれば二在勤目なるべし  
これによりてみれば道本の歸化は享保四年に相違なし、詩聖堂集注に明和年間歸化とあるは誤れり、徂來の詩支那高僧本禪師道成十年住長崎

石丸石見守

彦坂壹岐守

岡部丹波守

松平豊前守

渡邊丹波守

坂倉内膳正

青山因幡守

酒井雅樂頭様

阿部豊後守様

稻葉美濃守様

久世大和守様

參人々御中

一右焼失之御多門三間梁五十間餘

一右御多門に有之候櫛貳千六百石餘焼失

一御番衆奥之御番所三間梁拾五間焼失

○池田氏隨筆

一京嵯峨天龍寺門前制札簡條之内ニ

一寺家役者之外闕符舍屋令

檢斷事

是ハ開山ノ時分ノ僧ト懇意ナル者侍又ハ出家土民町人等



有テ他ヨリ來リテ右地中又ハ門外ニ住居スル者アリ、許ヨリ寺ニ付タル者ニテモナク家來ニテモナシ、其所ニ居テ子孫相續スル也、故ニ寺家役者之外ト有是等ノモノヲ闕符ト云、舍屋ハ則家也、若右ノ者ト他ノ者ト出入等出來ル時ハ此寺ニテ檢斷スルナリ、其上ハ諸司代ノ檢斷ニナルト也孟魁

一石蒜 俗ニスイセンノリト云ハ此物也、右根ノ皮ヲ去スリツブシ水ヲ以テノベ水囊ヲ以テコシテ、右ノ水ヲセウフノリヲ煮ルヤウニシテ、但薄クスルニハ水ヲ加ヘテトキテヨシ、此ノリニテ繼ケバ年ヲ經テ放ル、コナシ、又壺ニ入テ貯置時ハ幾年モ持也孟魁

一京都御靈ノ神事にサイノ戈ト云有、詩經九口ト云是ナリト



一竹林院京都四條ニハツノ窓ノ園ノコト 是ハ古田織部物好ニテ建タルヲ其頃ノ住僧古田氏ハ所望シテ當寺ニ移シタル由ニテ先年見申候然共小堀遠州ノ氣ニハ入ラザル由其節住僧ノ物語也。

右池田正樹隨筆にあり。

○南掌國每十四年例貢象 南掌國。每十四年。例貢象四隻。乾隆二十八年。遣使進大象一小象三云云。といふ事浮槎散人が秋坪新語にみゆ、乾隆二十八年は此方の寶曆十三年癸未なり

○對軸孤軸 名畫無對軸。李成。范寬。蘇東坡。米南宮父子。皆高尚士夫。以畫自娛。人家遇其適興。則留數筆。豈能有對軸哉。今人以孤軸爲嫌。不足與之言畫矣。

米元章子元暉。世稱小米。即友仁也。格古要論 按 今世に稱する所の狩野家の二幅對三幅對なるものこれを見てその俗なる事をするべし。

○古人題畫書于引首 古人題畫書于引首。宋徽廟御書題跋亦然。故宣和間楷書畫。用黃絹引首也。近世多書于畫首。趙松雪云。畫至元朝遭一切也。古善人畫者口多新增。俱見圖繪寶鑑。書同

按、唐の頃は色紙二枚を畫上に押したるなるべし、今の聖賢御障子の贊並に眞言宗祖師の像贊等みな

かくのごとし、色紙といふものもかゝるかたを寫せしものなるべしと思はる。

○星谷

大塚清土村に三角の井あり、雜司谷鬼子母神出現の地也、七本杉といふ靈木あり一本より七本出しが永祿四年五月十六日山本丹右衛門といふもの田を耘りて鋤の先にあたるものをみれば鬼子母神の像也、これを東陽坊に納じ文化戊辰まで貳百四今の大行院是也、御手洗の水きよく流れ出る橋の際を星谷といふ、雜司谷八境に星跡清水とあるは是也庚午五 月六日

○本淨寺

同所より護國寺の方へ出る道に大野山本淨寺と云寺あり、七面大明神あり、これは身延山貫首日脱上人紫衣勅許の時、此寺の檀那大野氏の力によりて事なれり、身延山に藏めてある所の七面の尊像の難形を贈りしを在家に安置するもいかいとて此寺に奉納すと云

○疥濕瘡

如來善巧咒經云。若疥濕瘡。亦用萎華。細末酥和。火上煎之。咒千八遍。塗上即愈。今俗間に濕瘡とい

ふもの疥濕瘡なるべし。

○柿蒂

白氏文集卷二杭州春望 紅袖織綾誇柿蒂。青旗沽酒趁梨花。柿蒂の模様は流行の織物にや。

○黒田與女中書翰美濃部伊織妻 眞節なる事 黒田公與勤候幾世より飯田町 藥店 龜屋久右衛門へ來る書簡寫

尙々何か認めちらし日永の御慰よろしく御らん分可被下候早々以上

拜見申上候揃かね候時こうに御ざ候へどもまづまづ御揃まし御機嫌よく御暮し被成候御事御めでたく存り、毎度御こまやかにおりから御尋被下有難こなたより御ぶさたのみ申上候扱亦こなたに御勤申上候女中の内にて公義より御ほうひ頂戴いたし候御事所々にもはなし御さ候由御委しく御聞被成度段被仰下承知いたし候右の女中生れ房州の出生にて御當地御出候て尾州へひさしくの内かるき御奉公に出相勤しばらくも御奉公いたし候間金子も少々たくわへ出來候間御暇戴候て番町邊のみのべ伊織と申候御はた本へ縁付候所男子壹人出

來兼々繁昌いたし居候所其伊織と申候人何か御用  
向にても御ざ候てや上京いたし居候内近邊の心易  
き人に少し金子借用いたし居候由の所右の伊織大  
小こしらへ候て所々の心易き人にもみせ御酒など  
たべ居候所へ其金子かし候人参り合候間右の大小  
其人にみせ候所其者殊の外いきどふり借用の金子  
もなし不申にさやうな物こしらへ候とか申候て右  
の伊織を足にてけ候よし伊織も御酒のうへと申か  
んにん出来かねぬき候て其人へきりかけ候由夫よ  
り殊の外むづかしく相成先所々へ御預けに相成候  
所きられ候者は程なく死去いたし候由右にて殊の  
外めんどうに相成伊織は直に芝の有馬様に御預け  
に相成すぐに其場所より有馬様御國許へ参り候所  
番町へ残り候妻子いたし方なくうちもしまひか  
れ是いたし何分にも其子を大切にそだて候半と伊  
織に母壹人御ざ候其母は家の親類方へ引渡し妻は  
子をつれ候て自分の田舎へ引込居候所其子五歳の  
時死去いたし朝夕なげきかなし居候内に伊織母  
江戸より尋参りせわいたしくれ候やうに申候に  
付またく母引取見届候て事もおはり候て自分も

其節はさほど老年と申候にも無御ざ候に付また  
く御奉公いたし候半と江戸へ出候所こなた御  
里様に御婚禮附の御中居召かへ御ざ候に付御目  
見へ致候所御首尾いたしそれよりこなたへ御供い  
たし参りひさく御勤上候に付御上にても厚思召  
様にて老年にもおよび候間表使格被下御勤申上  
候所金子も餘程出来候に付何卒田舎へ引入隠居い  
たし度願候間願の通御暇被下こなたにも三十年來  
御勤申上候に付隠居の節生涯御扶持被下候段被仰  
付下り候て田舎へ引込居候所去年秋頃其伊織御  
免御ざ候て有馬様御國元よりかへり候段承りかぎ  
りなふ歎さつそく江戸へ参り持合候金子にてさつ  
そくかれ是と、のい兩人新宅に居候所その段公邊  
へ達御聽貞節の御事とて御ほうびに銀十枚右伊織  
妻へ頂戴被仰付候御事に御ざ候右妻の名こなた  
に御勤申上候内は表使格に相成候てたきのと申  
る御事に御ざ候先あらまはしはケ様成おけ合に  
御ざ候委しき御事は中々認めとりかねひと  
へにこなた様御影さまと當人も毎度有難り候て  
御うえ様のみ申上居り何もその内御めも申

上候へば委しく御はなし可申上候よろしく御らん  
分可被下候めで度かしく

幾世

かめや  
久右衛門様

御返事

○美濃部伊織傳並妻留武始末書付  
元大御番美濃部伊織並妻留武始末書

西丸新御番松平石見守組與頭宮重久右衛門元七郎實  
兄元大御番石河阿波守組美濃部伊織已七十歳明和  
八卯年十二月二條在番にて下島甚右衛門並仲間  
手紙を爲負

同九年八月有馬左兵衛佐へ御預祖母貞松院並妻腹  
男子平内拾五歳迄親類へ御預安永三年八月廿九日  
貞松院八十三歳にて病死赤坂黒鍬谷松泉寺へ葬り  
其後平内は従弟大御番齋藤忠右衛門へ引取平内事  
忠右衛門在番留守中抱病にて病死  
○美濃部伊織先祖年忌第念頃に吊ひ次第に困窮衣  
服等賣去らなしては自身に不及無是非松平筑前  
守へ奉公次第に立身後表使を勤むされど老衰に付  
暇を乞生國房州へ隠居黒田家より扶助貳人扶持初

るん十四歳にて尾州へ奉公十四年勤め伊織方へ來  
る房州淺井郡眞門村内木四郎右衛門娘已六十六歳  
るん妹戸田淡路守家中に嫁するん隠居後美濃部家  
年忌等の事右妹へ托せし由  
去辰年俊明院様御法事に付伊織御預免左兵衛佐  
在所丸岡より江戸へ來西丸新御番與頭宮重久右衛門  
同居  
已年十二月廿八日るんへ御褒美として銀十枚被下  
之

甚右衛門忠領

下島友之助

同人次男

田中幸吉

斷絶翌出生

美濃部伊織妻儀は私實叔母に御座候伊織方へ縁組  
仕候譯は叔母儀幼年より尾州御守殿に相勤罷在候  
然る處伊織叔母聲大御番相勤候山中藤右衛門殿私  
共内縁有之養女に仕嫁候明和八卯年四月嫡男平  
内出生仕候同月伊織儀二條爲在番罷登候同年八月  
於二條相番下島甚右衛門殿と及口論手紙爲負候に

付知行被召上伊織儀は有馬左兵衛佐様へ御預御在所越前丸岡城中に罷在年數餘程相立候後は有馬家藩中之面々へ劔術並素讀手跡等を教罷在候之由此度承知仕候然る處伊織家族之者祖母壹人有之候是は伊織實弟宮重七五郎へ御引渡妻子は伯母野齋藤忠右衛門へ御引渡相成申候處祖母義も無間妻子方へ罷越同居仕居候安永三年九月廿九日八十五歳にて病死仕候翌未年三月廿八日嫡男平内抱瘡相煩五歳にて病死仕候是迄美濃部家斷絶仕候てより五ヶ年に相成申候右之間聊一類共より合力無之故難澁至極仕自今着類等賣拂祖母並平内養育仕居候處祖母平内共病死仕無頼奉存且又美濃部家先祖無縁に相成善提處赤坂松泉寺へ佛供料等も可遣手當無之儀共相歎き無據安永六四年松平筑前守様與へ奉公仕昨辰年迄三十二年之内給金之内を以年々佛供料并美濃部家先祖年回等無懈怠回香料相備申候然處及老年候に付昨年七月筑前家隱居願仕首尾好御暇被下扶持方頂戴仕罷在候依之私弟同藩中笠原新八郎方并當人實姉房州淺井郡真間村に罷在候此者方へ罷越居候處當三月伊織儀蒙御免此表罷

越候に付再同居仕當時新御番松平石見守様御組與頭宮重久右衛門方屋敷内に別宅仕罷在候伊織儀當年七十貳歳に相成申候妻儀は七十一歳に相成候右は御内々御尋に付荒々申上候以上

十月

追而前文ニ相認候

戸田淡路守内

有竹與惣兵衛

宮重七五郎

當時新御番相勤申候

改名久左衛門

齋藤忠右衛門

改名八左衛門

覺

一私儀大御番石河阿波守殿組相勤罷在候節爲代人京都在番松平石見守殿組へ罷登候節於在番心得違之儀御座候に付御吟味之上私義有馬左兵衛佐殿へ永御預被仰付置御在所表へ罷越罷在候處此節御慈悲之思召を以永御預御免被仰付當四月五日江戸表へ罷歸候之段冥加至極難有仕合奉存候乍併何之御奉公不申上罷在候儀甚以残念至極奉存候に付奉願坏は恐多御儀候故左様之儀にては無御座候得共私存寄之程申上候

氏長父子

にて御座候權現様より御代々御奉公奉申上台徳院様御代近江國知行所御朱印等迄拜領仕罷在御奉公仕候處私存寄違不調法之段可申上様無御座候へ共御奉公之不相勤誠誠残念至極奉存候乍併甚及老年候御用立候身分にては無御座候得共存念之程申上度迄荒増相認申候猶又御慈悲之處奉拜儀候以上

新御番與頭

宮重久右衛門方同居仕候

美濃部伊織

十月十日

戸田淡路守内

有竹與惣兵衛

文化六巳年十月廿三日大目付伊藤河州會日留守へ廣瀬實勝持參翌廿四日攝津守殿會日委細及物語候處早速右書付差出候様に被申候

差出候扣

此一件攝津守殿稽古講書之跡にて御咄申上候處書面一覽致され度段被申聞此書面差出候處御評議之上極月廿八日伊織妻於留武へ銀十枚被下置右松平石見守宅にて被申渡宮重久右衛門廿八日夜老若廻

増訂一話一書

勤伊織は松平石見守へ計御禮に罷出此節病氣に付駕籠にて罷越候午正月朔日廣瀬傳左衛門を以風聽同七日拜領銀初穂之由銀壹枚交着おるんより有竹與惣兵衛を以被惠請不申處無據志之處故受納追て肥後國産一反相祝相贈候積

右の一件猶蘭園全拾右之内作文有之候

猶蘭稿

氏長父子

二代目

國隆 號決山

四代目

國豐 號九草

五代目

國雄 號甘繩

右三人ノ詩文家藏不許他見

私ニ下島甚右衛門改名倅登人青樓の藝者次男木藏の手代右改名委細の譯別録にあり

美濃部乃傷之節柳原少兵衛此時大御番後轉御代官刀奪取候節詠候由

候由

黒髪のみだれ心のあとききを

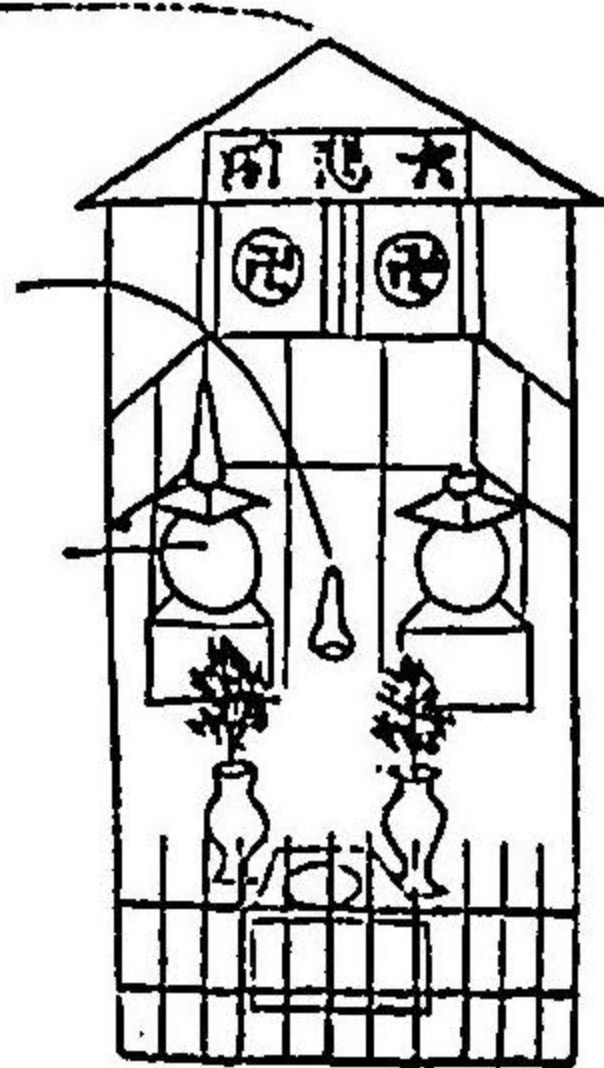
ひとに問はれていふよしもなし

右得白水文庫所藏寫畢庚午五月八日明和九辰八月七日周防守殿へ上村政次郎を以

月番 杉浦出雲守  
石川阿波守元組美濃部伊織此度有馬左兵衛佐へ永御預被仰付知行上候に付御勘定奉行へ被仰渡御座候様仕度と存候  
阿波守大坂在番に付此段月番私申上候以上  
右見計府簿中

○看品  
對州より朝鮮へわたす銅は大坂銅吹師泉屋吉次郎が方にて吹し銅なり、銅山は伊豫の別子立川なり、これをカンビンといふ、いかなる事と思ひしに天正年中の釋天荆が朝鮮に行し日記に看品といふ事あり  
天正十五年丁亥九月廿九日晴沈香之看品納六十斤  
臘月七日晴製短書呈護送官而請受陸物後成看品  
十一日晴云以十三日成看品之日限  
廿五日晴看品納銅鐵一萬二千三百斤自午刻至申刻盡納了  
カンビンといふ語は此ことばののこれるなるべし、文意を按するに看品とは長崎にて唐物の荷みせといふごときものなる歟五月廿九日朝記  
○正燈寺墓

山谷正燈寺の池の邊に古墓あり  
建武三年丙丑六月  
土岐六郎墓  
○淺草專當屋鋪に古碑三あり  
淺草專當屋鋪に古碑三あり



究竟妙覺トアリ  
是ハ右ノ方ノ五輪ノ頭歟  
雨をふせぐばかりの假堂に御座候近所みな草おひしけり居申候同じくは此堂なからましかはと被存申候

右は淺草並木東側町屋のうらにあたり雷神門よりは東の方面側菜飯屋たばこやのうら奥に御座候七月廿三日たづね見候たゞ今幸便一寸またゝめ差上申候  
○芝青松寺古墓  
芝青松寺の後山に古墓あり  
文寶

素性禪公子

正保二乙酉年  
霜月廿七日 松平鶴松歿  
すべて墓の上に鵞の字ありてあり鵞退といふ事なるべし。

○河口三八  
姓河口。名子深。字穆仲。號靜齋。東都人。元祿十六年癸未生。大和侯文學。居東武麻布中屋鋪。于時寶曆四年甲戌十二月十六日病沒。享年五十二。墓東武麻布善學寺。中村 門人著新文源流

○勾股全書  
勾股全書二卷若溪願應祥著萬曆三十八年程學海序  
○笠澤  
岩井安左衛門源清則字子養號笠澤  
以上六條庚午六月七日燈下書

○慈悲心鳥  
慈悲心鳥は日光山の奥五里ばかりへだりたる栗山におほくありて、朝夕の鳥のごとし、大さは鳩ほどありて鷹に似たる鳥なり、日光にもたま〜ありと、沼間氏の物語也、沼間は日光に十二年ほど居りしもの

也六月十日

○小倉色紙

庚午六月九日關宿城主久世守和君にて小倉色紙をみる、高砂の尾上のさくら咲にけりとやまの霞たゞすもあらなんのうたなり、同十日關宿より取よせ給ふとて、同じ色紙に添たる千利休が書を見せたまふまに寫し置たり

定家 小倉色紙添利休文

返〜も忝次第満足仕候

定家色紙雖秘藏預ケ  
たてまつり候被寄思食承候  
段誠に本望忝次第に候  
猶以對拙者相當之御  
用被仰候由外聞實儀滿  
足奉 存 候 内 外 共  
別て被懸御目候様にもすやに  
内々云合申候尙可得尊意候  
恐惶謹言

菊月八日 千色昇  
もすや 堺鑑に萬代屋道安とあり六月廿一日記  
色紙の箱のふたに書付けることば

京極黃門小倉の色紙一葉並利休居士の文をあはせて  
關宿の大城のかみ久世君の久しき世よりおさめ  
置たまへるを白川少將集古十種の中にあらみいれ  
たまひしより高砂の尾上のさくら外山のかすみた  
ちへだてず世にもあまねく聞つたへみん事をこ  
ふ人多くなりぬこれなん千家の文にみえし人の名  
のよろづ代までも傳へゆくべきことよりはなりけら  
し  
藤原草

○嵯峨開帳

庚午六月十五日より兩國回向院にて嵯峨瑞像開帳あり、  
同十六日舟をうかべて兩國にいたる、淺草御藏前  
泉屋茂右衛門は予が札差なり、此者の案内にて内陣  
にいり諸の寶物をみる事を得たり、十六羅漢の畫十  
六幅不動明王文殊普賢の三幅いづれも古畫にして  
希世のもの也、古法眼元信畫緣起一融通念佛漢起一  
あり。

開帳場に出たる十六羅漢はこの寫しなりといふ。

○春臺羅賤行詩  
春臺先生の詩に

羅賤行

東都士民何何句。始自孟冬至季冬。海内羅賤諸侯  
困。哀哉方今士與農。郡國近歲頻有年。粟米如土  
不直錢。廼詔有司議定價。號令數出紛紛然。貴貨  
賤穀由上政。因循無人察利病。號令愈出愈不行。  
黎民何以保性命。商賈何親戚。士農何仇讎。未厚  
本却薄。一樂一憂愁。本末厚薄兩易處。冠履倒置  
皆失據。都鄙鬻鬻不聊生。在位肉食日暇豫。君不  
見農夫辛苦把鋤犁。秋成粟米如塗泥。已知樹穀徒  
費力。來年誰復事夏畦。天下求利相馳逐。那知金錢  
不如穀。一朝不炊終日飢。金錢寧充人口腹。冠冕  
君子胡然思。皆道有錢斯有粟。那國粟米鉅萬萬。  
何若舉乘之壑谷。不然鉅船稱載去。遠向海外諸國  
鬻。愚哉四國有粟可金賈。一方無糴何所苦。君不  
見盈虛消息天道彰。年歲穰儉豈有常。安知今日如  
土米。不爲後來餓者糧。勸君儲蓄民間粟。用待凶  
年救飢荒。  
太宰純 艸  
右之艸本牛込改代町田中寺にありしを得て借讀した

るとて人のみせしまゝに寫し置也、此外薩園諸賢の  
草稿ども屏風の下張より出しを人々に分ちしと云、  
可惜もの也牛込御門外藥店龜屋勘  
兵衛語○六月廿八日

○關ヶ原御膳仕立場  
熱荒事抄出于卷二十三清人有豐逃行詩未見。

關ヶ原ニテ御膳仕立候所ハ外也、御座敷ヨリ卅間許ア  
リ、芝山ノナデサガリタル所自然御覽被成所ト細竹ヲ  
渡上ニ漚紙一枚張其下ニ口料理數物モナシ、如何ニ  
モ手ガル也、今時ノ三千石計ノ知行取野陣ニ居候ト  
テモ是ヨリ増シ可申候三人前ノ辨當一ツ也板坂ト出  
覺書ニ出

○柳澤吉保詩

元祿八年正月九日常憲院殿五十御賀のとき  
こなたより御屏風奉らる壽老人書たる是は詩を  
ぞ作りて書給へる

南極精英壽老人 欣然相遇太平辰  
天公爲報明君德 來進遐齡千萬春

松陰日記にみえたり、これ柳澤吉保の詩也。

○蒲室集

蒲室集 豫章釋大訴笑隱 至元四年虞集序

保壽尼寺檀越菩薩戒尼大友總持  
施財命工刊行此版伏願人人肅清  
慧目个个開悟靈心思有報資怨親  
融接延文己亥春雲居比丘妙能題

承應二年初冬 風月庄左衛門刊

○春抄四月朔日

長崎にて竹の畫の胡兆新が書しをみしに

乙丑春抄四月朔日

凌霜盡節無人見

終日虛心待風來

蘇門胡兆新書

乙丑は文化二年なり、此とし四月朔日まで立夏の節  
にあらざるゆへに春抄と書しなるべし、面白き書や  
うなり。

○王子田樂

庚午文化の七月十三日の晝つかた殘暑をいとはず俶  
子とともに王子の田樂見にまかりしに、もと相しれ  
りける築山の何がしあひて、別當金輪寺にまみえ、月  
藏坊といへる子院にて酒くみなどし、田樂はじまれ

るより終りまでのこる所なく見物して歸れり、此日の事にあづかりし人々の名を月藏坊にとひて書つく  
観業坊願勝寺

甲冑にて割竹をもち別當の先立をし踊のさし引  
をなすものなり

別當金輪寺

兒二人 吉田源八 龜井鐵三郎 作り花の冠をいたゞき別當に  
侍す

七度半の使 白丁着たる長柄もちの男也

別當出て本社に座す此使本社より金輪寺まで往  
來して踊を催す使也

シマキ貳人

一人は御幣を背にし甲冑を着し野太刀七本を左  
右にわきばさむ手に薙刀をつく 彌陀坊

一人は茅を背にさし甲冑野太刀薙刀同斷此薙刀

は源頼朝卿の奉納といひつたふ 寶藏院

子魔歸貳人 福田坊 一人失念 少年也 金輪寺より甲冑の階下ま  
では二人の男背負ふ也



此のごとく紅白の紙作花をも  
つけたる烏帽子を着て金輪寺

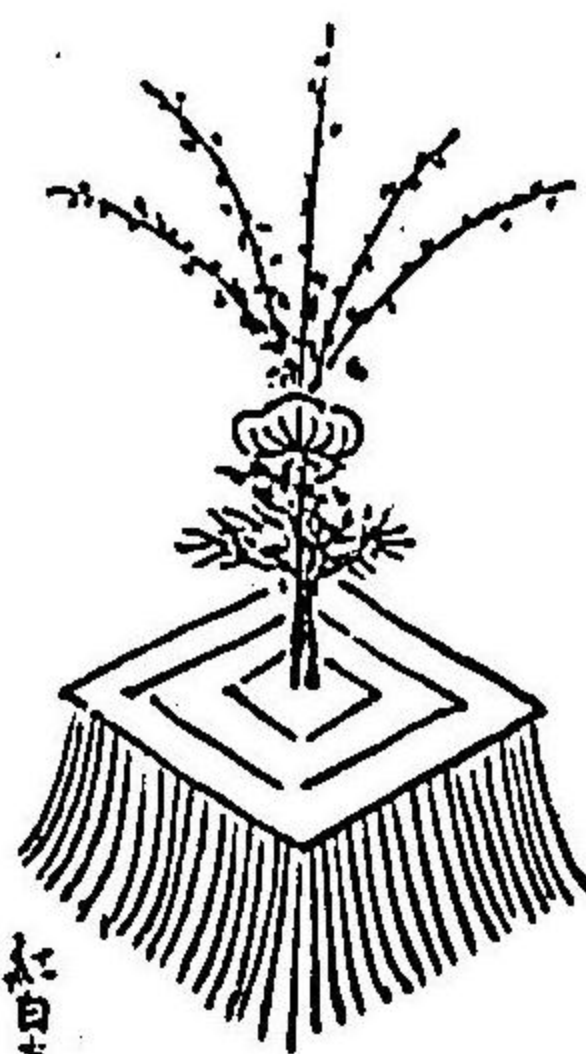
を出中門に入りて肩より下りおどりながら拜殿の  
階を上る也  
踊子六人

理觀 壽徳寺

華藏院 月藏坊

藤本坊 寶持坊

如此花がさをかぶりて踊る踊終れば此笠をぬ  
ぎて投るを見物のものみだれ入て奪ひ取也



白首文書也

按 子魔歸の訓シマキの音の誤にや、田樂に甲冑を  
帶するものを後卷といふ事、大江匡房の洛陽田樂記  
にみえたり。

此日拜殿に十二番の名をかゝぐ  
若一王子宮典樂躍

○馬經牛經

馬經大全 寶善堂梓 春夏秋冬四集

牛經大全 同前 上下二卷

野放遭逢淋雨。外挂夜露風霜。云々。

東溪曰。凡槽馬與野放山驪。有不同乎云々。

野放は野飼なるべし。

源弘賢

○淺草三社考  
淺草寺縁起云、むかし武藏國宮戸河の邊に兄弟の漁  
父あり、名付て檜熊の濱成竹成といふ云々、舊居の  
すみ家をあらためて新構の寺とす、彼時の土師の眞  
中知濱成竹成は今の三所權現是也。

弘賢曰。此縁起は應永年中にかきしを殘缺して後  
慶安に再興せるよし、其五年初秋專堂坊の跋あ  
り、檜熊は氏也、姓氏錄に檜前舍人連檜前村主檜  
前忌寸などみえたる檜前の假名書なるべし、土師  
の眞若直の誤寫にや、但し土師宿禰土師連は姓氏  
錄にみえたれども眞はみえざるにや。

惺窩文集卷第二。淺草寺遠在推古天皇統御之日。嘗此  
濱有漁者。曰濱成。曰竹成。二漁一時下網捕魚云々。  
今堂寺事者。專堂催頭。是彼二漁之裔也。

- 一番 中門口
- 二番 道行 腰笹
- 三番 行達 同斷
- 四番 背摺 同斷
- 五番 中居 同斷
- 六番 三拍子 同斷
- 七番 默禮 同斷
- 八番 捻三度 同斷
- 九番 中立 腰笹
- 十番 搦笹 同斷
- 十一番 笹流 同斷
- 十二番 子魔歸
- 以上

七月

得水書

右の番組赤井得水の書なり、祭禮の日ごとに拜殿に  
押す新らたに書して古きを用る事おもしろし、菊  
岡氏の續江戸砂子に典樂をあやまりて典樂とかける  
もおかし 唐午侍 估節  
大草氏云 金森彦四郎物語に王子田樂の樂曲は新  
樂亂序の譜をあやまりしもの也といふ。



八幡宮  
天照皇太神宮  
春日大明神  
三部權現

○赤城義臣傳抄

赤城義臣傳十五卷 深淵子片島武矩著  
享保己亥義人十七回忌ノ作也 絶板モノ也

引書目次

通俗演義赤城盟傳引用之書

赤城盟傳 前原宗房木村貞行叙本末神時則休爲之註解曰之絶標自解或赤城盟傳者此書也

赤城紀談 西山紀聞 義士文通

介石記 追加介石記 鍾秀記

新撰大石記 槿花集 赤穂忠臣記

介淺記 武家明鏡記 寺燈私記

易水連袂録 蓬窓紀談

義人録 室直清 忠士筆記 淺見安

忠義碑文 忠義碑三字二條右大臣綱平公染筆三宅九十郎和明作之

瑞光院之記 山科之聞書 義士考

義士絶櫻書 考之三

一營中躁動シテ白書院伺候ノ群侯席ヲ去テ起蹠ル事

夥シ、粵ニ志州鳥羽ノ城主松平和泉守乘邑生年十五歳、少モ席ヲ動搖セズ、殿然トシテ申サレケルハ、御普代ノ大名伺候ノ義ハカ、ル非常ノ御備トコソ覺エ候へ、各本席ニ著座セラレ監察ノ面々ノ裁判ヲ相竣レ候エト、神妙ニゾ申サレケル、虎ハ生レテ三日ニテシ牛ヲ食フノ氣アリトカヤ、乘邑素ヨリ清和源氏ノ胃裔ニシテ、流レテ徳川ニ同フセリ、其身漸ク志學ノ歳ニ逮テ、臨機應變ノ勇智、天晴武將ノ材器カナト、未憑クゾ覺ケル 世説雅量カ、リケレバ、淺野内匠頭吉良上野介ヲ及傷セルノ由聞エケル所ニ、程無ク御坊主義英ヲ介抱シテ白書院ノ前ヲ通リケル時、脇坂淡路守安照群侯ニ向テ、斯ク直垂ノ血ニ染タルハ珍ク覺候トゾ申サレケル 世説雅量

○爰ニ松平陸奥守伊達ノ綱村ハ、田村右京大夫武顯ノ本家ナルガ、後日ニ長矩ノ切腹ノ形勢ヲ傳聞、奮然トシテ申サレケルハ、淺野長矩苟モ清和源氏ノ流ヲ挹ミ列國ノ諸侯タリ、何ゾ無官ノ獨夫ノ如ク廷上ニシテハ死ヲ授ケルゾヤ、罪ヲ誅スルトモ其人ヲ辱ベキ謂ナシ、武人ノ習ヒ誰カハ明日ノ毀譽

ヲ知ベキ、是武門ノ禮義ヲ失ント謂ベシ、郷使檢使ノ指揮ニモセヨ、是非ヲ論ジテ刑法ヲ正ス間鋪理ニアラズ、其上太閤秀吉ノ天下ヲ制セラレシ時、故アリテ伊達兩家難ヲ構フコトアリ、故ニ代々不レ快是武人ノ耻キ處ナリト甚嘆セラレケルトゾ聞ケル。

一 軍按、所謂處士橫議者 此時ノ大檢使莊田下總守是ガ爲ニ御役御免ニ成リタリ。

一 長矩ノ嬖臣片岡源五右衛門磯貝十郎左衛門ト云者アリ、片岡ハ尾州ノ英産ニシテ長矩ノ臣片岡六右衛門ガ養子トナル、殊色アリ、美少年ニシテ長矩ニ扈從シ、恩顧他人ニ異也、故ニ二百石ノ采邑ヲ増給リ、本知合テ三百石ヲ食テ側用人タリ、磯貝モ又少年ノ頃愛宕山敎學院ニ於テ長矩ニ拜謁シ、竟ニ徵テ左右ニ候セリ、祿百五十石、職片岡ニ同列タリ、兩人君臣ノ恩義人ニ超タルハ、韓雲孟龍ノ約同ジカラザルノ故也、君ガ遺骸ヲ泉岳禪寺ニ葬リ、腹搔切テ苦ノ下ニ仕ント思ヒシカドモ、一先赤城ニ馳着我ニヒトシキ側輩ヲ談ヒ、本城ニシテ事ヲ起スノ本ヲ立ント思ヒケレバ、一七日ノ喪ヲ

務テ三月廿日江府ヲ出、兩人鞭ヲアゲテ赤穂ニ至リ、諸士ト忠誠ヲ盡シケルコソ頼シケレ。

一 惣而良雄ガ爲レ人温寛ニシテ度量アリ、剛毅ニシテ沈勇ナリ、曾テ小幡景憲ノ流ヲ挹テ武田ノ淵源新羅公ノ兵法ニ通曉セリ、然而赤穂ノ城壘ハ、小幡景憲ノ門生近藤三郎左衛門ガ築城ノ法ヲ用ヒ、山本道鬼ガ小圓ノ規矩ニ合テ築ル城トイフ云々。

一 四月十二日城中ノ會議一決ノ上、即時ニ奉行ヲ召シ、府庫ノ金銀ノ高ヲ計リ、民手ノ箋ヲ買取テ、蚤ク民ノ心ヲ安セント、札座ノ奉行岡島八十右衛門常樹 常樹 常樹 常樹 常樹 惣右衛門ガ弟也、民ニ出ス處ノ札銀高ヲ府庫ノ有銀ニ平均シ、六分ノ積リヲ以テ之ヲ渡ス 札銀 札銀 札銀 札銀 札銀實日ニ又城屬ノ金川心金ヲ以テ諸士ノ飢寒ノ料ニ充ンコトヲ計ル、大野ヲ始十五人ノ頭人等大義ノ會議ニハ後込シテ、用金割符ト聞テハ進ミ出テ配分ヲエント、其法知行高ニ應ジテ割ント云、良雄云小臣大臣君ヲ思フニ隔無シ、其上大臣ハ武具家財ヲ沽却シテモ三年ノ間ハ飢ベカラズ、小臣ハ家財ヲ貯ルコト少シ、唯人數ニ應ジテ別ツベシト云ニ、衆口甚喧シ、素ヨリ良雄ハ心豁如トシテ迫



ラズ、アナガチニ不臣ヲモ責ズ、利ノ爲ニ回ラズ、別ニ多カラシコトヲ求ザレバ、竟ニ不臣ノ輩裁斷シテ百石二十四兩ノ法ヲ以テ之ヲ分ツ。

一爰ニ武林唯七隆重ト云者アリ、長矩ノ昵近士トシテ赤穂ニ有ケルガ、城中ノ會議シバ、席ニ進ンデ義言ヲ出シ、志厚クシテ良雄ガ指揮ニ從ヒ、死盟約ノ隨一タリ、父ハ渡邊平右衛門ト號シ、曾祖父ハ明人ニテ孟之貫ト稱シ、世々杭州武林ノ人也、曾テ日本ニ來テ住シ、終ニ淺野家ニ仕フ、故ニ隆重武林ヲ以テ稱號トシ、且自常ニ謂ラク我ハ戰國孟子ノ肖裔ナリト。

一京都ヨリ江戸ヘ贈シ狀ノ中ニ、御法事等之儀御免ニテ四月十二日ヨリ同十四日迄御執行有之、御石塔御位牌外開宜ク建立有之由、先珍重之御事ニ候、百ヶ日之御法事當月廿四日ト奉察候、此御法事御免之儀先年内藤和泉守殿之御時、永井殿ニモ餘程間有之様ニ覺申者有之候、此度ハ少早ク御免被遊候様ニ申候、如何其元風説モ有之候哉ト存候

六月十三日大石内藏介原惣右衛門連名狀ニテ高田軍兵衛様頼部安兵衛様奥田孫太夫様ト有之内ニアリ  
一洛陽ノ北天神ノ厨子ニ瑞光院ト云禪院アリ、其地

タルヤ北ハ紫野ニ連リ、金毛閣雲ノ林ニ登ヘ、西ハ今宮ノ行宮ニトナル、竹林松樹森々トシテ艸路行人ノ跡ヲ埋ミ、面壁ノ樞寂トシテ更ニ世塵ノ媒ヲ失フ、山門ノ左ニ朝野稻荷右ニ松翠菴アリ、抑此朝野稻荷ト謂ハ昔朝野宿禰ト云人、清和天皇ノ御胞衣ヲ此ニ埋ミ、靈祠ヲ建ル處ナリト、然ルニ豊臣公聚樂ニ在セシ時、淺野彈正長政此所ニ別業ヲ構ヘテ、朝野稻荷ヲ以鎮守トシ、靈驗ヲ得ルコト著シ、然ルニ朝野ト淺野和訓相同ヲ以世ノ人淺野稻荷ト稱ス、其後聚樂ノ薨業亡テ長政ノ別業モ俱ニ廢壞セリ、其後慶長年中大德寺ノ僧逐角禪院ヲ造リテ瑞光院ト號ス、其後年久ク看坊スル僧モ無リケルガ、姓ハ本庄氏名ハ陽甫ト云、沙門席ヲ嗣テ第二祖トナル、淺野長矩ノ室瑤泉院婦人父ハ淺野因幡守、母ハ本庄氏ニシテ、陽甫トハ族弟ナリ、第三祖ヲ海首座ト號ス、是又瑤泉院ノ族弟ニシテ山崎來島等ノ一族ナリ、サレバ瑞光禪院斯ク淺野家ニ重縁ノ寺ナルヲ以テ、内匠頭長矩永ク百石ノ俸米ヲ寄附セラレテ、寺僧ノ炊汲ノ料ニゾ充ラレケル、因以大石義雄山科ノ幽栖ニ住テ、先此

善惡ヲモ糾シ至極能ト申上ニ取立可申事ニ存候是又如何思召候哉 十二月廿五日 上下略

厚云 木挽トハ木挽町ノコト也、是隱語也可味、淺野大學殿ノコト也。

瑞光蘭若ニ來リ、拾翠菴ヲ假ノ住居トシ、海首座ニ馴陸ビケルガ、交情金石ノ徒ヲ誘ヒ來リ、瑞光院ノ方丈ニ於テ數密事ヲ談ズ(中略)此寺ニ冷光院殿吹毛玄利大居士ノ墳墓ヲ築キ、京畿ニ客タル志士ノ廟參ニシテ、復讐ノ廟算ヲナサバヤト思ヒケレバ、八月十四日亡主ノ忌日ヲ以テ長矩ノ衣冠ヲ瘞ミテ標ノ石ヲ建、法號官名ヲエリテ毎月十四日拜掃常ニ怠ルコトナシ、因以墓料トシテ白銀十貫目ヲ寄附スベシト約ス。

一赤城義臣傳書翰之卷五也

一大石内藏介贈堀部彌兵衛ノ狀ノ中

一普請取立申ニ罷成候者木挽之様子承可申事ニ被存候木挽之沙汰不承普請取立段ハ無ニ本意ニ候木挽之了簡又我々思慮ヨリ十倍増ナル事モ候哉三人之大工衆其外如何様之了簡候哉承度存候

一兼テモ申候通普請取立申ニ罷成候ハ、隨分隨分地形ヨリ念ヲ入如何モ丈夫ニ木柱迄モ念ヲ入候様ニ取立可然候能想下手大工共之了簡ニテ只手間ヲ惜ミ急申迄ノコト、ハ會而不存候念之上ニモ念入候而儘ニ日用人數ヲモ算用仕第一地形

絶ッ、隣家ノ間者此コトヲ聞テ、今ハ赤穂ノ黨類  
怖ルニ足ストテ、皆關東ニゾ歸リケル。

一 淺野稻荷生靈芝

小野寺重内奉納ノ歌

千早振神ノ惠ノ雨露ニ

人ノ代カケテ出ル芝

又奉納ノ誹諧

神垣ヤ福芝ハ人ノ蓋 大高 子葉

海山カケテ秋ノ物也 小野寺秀富

カハラヌヤ月ノ柱ノ男氣ニ 三村 包常

院主申サレケルハ、福芝トアリテモ氣候ヲモチ候

哉ト問ル、子葉ガ曰、靈芝ヲサイワイタケト訓ジ

候、筆ハ素ヨリ秋ノ物也ト、院主重テ靈芝蓋ニ

着セラレベキヤト笑レケレバ、子葉重テ天ガ下々

々ト戯レ笑ヒ、各喜ノ神酒ヲサ、ゲ賽シタリケル。

覃云、文化九年壬申五月朔所見午ノ十二月廿一

日十五歳書之大石主税良金自筆ノモノ書肆江見

屋隠居所持也此三句ヲ書タル也。

一 良雄ハ外戚池田玄蕃ガ招ニ應ジテ備前ニ赴クト稱

シテ、山科ノ棲居ヲ八幡ノ僧證讀ニ與へ、閏八月

朔日山科ヲ辭シ出都四條ノ道場梅林菴ヲ借テ

暫時ノ寓居トス、折柄菊屋彌兵衛ト云絹ヲ賣人親

ク出入シタリケルガ、此者ニ命シテ父子及ビ其外

同士ノ裝束ヲ拵サセケルニ、腹卷仕立ノ着籠裏ニ

萌黄ノ金襴ヲ用、浮紋ノ裁付、紅梅裏ノ黒小袖、

羽織ハ黒羅紗ヲ用、裾ト袖覆輪トヲ白ク大筋ニシ

テ、頭巾ノ裏ニハ兜ノ鉢ヲツ、ミイレ、火事裝束

ヲ拵シケル、父子ノ出立割符ヲ合セタル如ク、

同シ絹ヲ以製之、其外同士ノ着籠ハ紅ノ布ヲ裏ニ

用裁付ヲ脚引ニカヘタリ、其外小袖羽織等思々ニ

地絹ヲ替タレトモ、羽織ノ大筋ト小袖ノ紅裏頭巾

ノ前立物等ヲ以相印ト仕ケレバ、模様ヲ用ルコト

ハ四十餘人ニ至テ少モ違ザリケリ、コ、ニ其比寺

井玄溪ト稱スル醫師アリ、元來京師ノ人ニシテ醫

術ヲ以テ長矩ニ仕フトイヘドモ、變ニ因テ再京師

ニ客タリ、良雄ハ東行ヲ究テヨリ彼玄溪ニ命ジテ

家財雜具ヲウラシメ、田圃ヲ質シテ金銀ヲ集ム、

惣而去年三月以來謀略計議ニ抛ツ處ノ黄白數萬兩

ニ及ケレハ、錢金已ニ盡果テ諸士一統ノ關東ノ羈

行奈何アラント思ヒケレハ、内藏介モ思ヒノ外ニ

當惑シテ、重代ノ重寶トモ所々ニ遺物ノ心當有ケ  
ルヲモウリ沽却ヲゾ仕タリケル下

覃云、實事ナルベシ。

一 抑去年赤穂開城ノ時用金配分ノ殘餘數千兩良雄之

ヲ掌リテ我黨ノ財用ニ盡シ、杉野ガ千餘兩ノ金モ

盡良雄ガ山科ノ田圃其外家財諸品類ヲ沽却シテ

集ル處ノ金、去年三月ヨリ今極月中旬ニ及テ殆五

萬三千餘兩許ニ云處ハ良雄一人ニ預所ナリ然ルニ其餘金

未數百兩有ケルヲ、三百餘兩ハ帳面ヲ添テ近松勘

六ヲ以テ、瑞泉院夫人ノ許ヘゾ贈リケル(中略)良

雄ハ瑞光院ニ細書ヲ寄テ其黨四十七人ニ決シタル

コトヲ書記シ、且用金ノ殘餘幾百兩ヲ以テ約諾ノ

如ク寄附スルヨシナリ、是則玄利大居士ノ墓料ノ

不足、又ハ四十七人ノ墳墓ノ築料等ニ志ス所也、

然トイヘトモ其金永ク瑞光院ニ到ラズ、爰ニ又緋

無垢ノ小袖二ツヲ海首座ニ托シテ、是ハ某常ニ着

馴タル小袖ニ候ヘバ一ツハ但州ノ妹ガ許ヘ差下サ

レ、一ツハ輕女ガ所ヘ贈リ給ルベシトノ紙面ナ

リ、其紅梅衣裏ニ數百首ノ歌ヲ自書セリ、是ナン

其筆ノミダレノアリサマ忍ブモチズリノ心ノ文ト

モ謂ツベク、院主モカギリ無クアハレニ思ハレケ  
レバ、即ニ文字屋ガ許ニ二ツノ小袖ヲ贈リ、一ツ  
ハ但州ヘ下スベシトゾ云送ラレケル、誠ニ斯ル事  
ヲ以テモ良雄ノ篤實其剛毅無雙ナルコトヲ知ベ  
シ。

編者云、爰ニ瑞光院主海首座ハ後年ニ至テ義士  
ノ墳墓ノ成ザルコトヲ憤リ、思フ盡セルトイヘ  
トモ窮テ貧キ禪院ナレバ其志望空クシテ十有六  
年ヲ歴タリ、于時來年享保四己亥年ハ既ニ義人  
ノ十七回忌ニ當レリ、院主慨然トシテ思ヘラ  
ク、我良雄ガ遺言ノ旨ヲ安クウケガヒ其施金落  
手セザル故トハイヘトモ今十有六年ヲ經テイマ  
ダ其一諾ヲ果サズ、是我器財無クシテ事ヲ怠ル  
ニ似タリ、若此儀ヲ成就セズシテ世ヲ謝スル事  
アラバ黄泉ノ下ニシテ彼們ニ謁シ何ヲ以答ンヤ  
トテ、俄然トシテ志ヲ起シ、享保三年ノ六月ヨ  
リ勸化シテ其向從ニ志有ン武人ノ布施ヲ得テ、  
己亥二月四日迄ニ塔石四十六基ヲ造立センコト  
ヲ欲ス、院主ノ志篤實ナリト謂ベシ、誠ニ何人カ  
彼們ノ精忠ニ感激セザルコトノ無ラザランヤ、

既ニ大石氏ノ舊地江州大石庄ニ於テモ、良雄ノ  
鑑ヲ凝ミテ石ヲ建四十餘人ノ姓名ヲ併セ刻ミ、  
文ヲ爲テ忠義碑ト稱ス、忠義碑ノ三字ハ二條右  
大臣綱平公書之、碑文ハ幕府ノ儒臣三宅九十九  
撰之、是其美稱乾坤ト俱ニ消滅セザルノ謂ナル  
ベシ。

一 偕又相印ハ兼而定ル處ノ白布ノ大筋金皮ノ袖符鏡  
ノ前立物ヲ以四十七人ノ總符トス(覃云、銀ノ鏡  
也) 偕又三人組ノ符ハ前立ノ鏡ノ中ニ、いろはノ  
文字一字ヲ黒ク書シ、其文字ニ右字左字ノ兩品ヲ  
以テ東西組ヲ分チ、良雄ヲ左トシ主税ヲ右トス、  
裝束漸相似テ疑キ則ハ相詞ヲ以テ勝負スベシ、三  
人組ノ中ニ於テモ耆老先官ノ人ヲ以其長トシ、二  
人ハ三人ノ長ニ從ヒ、三人ノ長ハ一隊二十四人ノ  
長ニ從フ、三人ヲ以テ一人トシ、二十四人ヲ以テ  
勢トシ、二十三人ヲ以テ手足ノ如クシ、一字ヲ以テ  
三人ノ符トシ、左字ヲ以テ二十四人戰隊ノ符トシ、右  
字ヲ以テ二十三人遊兵ノ符トス、然而上州公ヲ討取  
候者筋ヲ吹テ衆ニ示シ、鉦ヲ聞則ハ一所ニ集ルベ  
シ、上州公ノ首ヲ得ズンバ黎明ニ至ル速モ闘戰ヲ

果スベカラス、卯ノ刻ヲ限テ進退ヲ究ムベシト約  
ス。

右十四卷青山堂ヨリ借得テ抄出ス庚午臘十九日  
同書平假名本十四卷アリ、是又絶板ナルベシ文政二年  
己卯六月  
廿三日記

○小石川御殿番  
元祿八年五月十一日

御殿へ猪來候儀不申達不調法に付御目見遠慮被仰  
付候  
右によれば其頃まで小石川邊へ猪なども來りし事な  
りしなるべし。

○青山仙壽院

青山仙壽院は新日ぐら  
里見家の庶子の開基也、家系の  
事を石棺の金棺に刻てうめしと也、土中に埋む時に  
いたり一枚石ずりにせしを今寺に藏すと云。

○普救類方

享保十二年普救類方仰付らる十四年十月十八日拜領  
物

銀十枚

御番 醫師 林 良適 小普請仙石 丹羽正伯  
丹波守組

銀六枚 繪師 狩野即譽

右は藥草之  
譜を相認

○訴人衆番入

野史にみゆる所  
享保十九年五月廿九日油井丸橋訴人之跡目之者此  
度小十人組へ御入人可被仰付旨御内意有之若年寄  
御達

官にみゆる所

享保十七年十一月十五日

林彈右衛門

永島次郎太郎

田代伊織

奥村數馬

右之輩只今迄御用人方へ書出し候儀無之候向後御  
目見以上之輕き御役人相應之場へ可相勤人柄之者  
は書出し候積に心得可被申候

右之面々小普請支配へ達之右四人之内奥村定五

郎林彈右衛門義享保十九年寅五月十三日小十人

組へ御番入被仰付候

○駿府四足門

間宮左衛門貞享呈書に左衛門尉信盛慶長十年の頃同  
心五十人を預られて駿府城四足門の御番をつとむと  
いふ、駿府には四足門ありしなるべし。

○新番組頭御褒美

明曆二年十二月廿六日新御番組頭小長谷伊兵衛間宮  
七郎兵衛三浦八兵衛八木兵助新庄與五右衛門御番間  
餘番より詰り申候處に骨折候旨上意にて黄金五枚ツ  
、被下神尾勘兵衛義は煩候て有之候故三枚被下之同  
組四十人名字は黄金三枚六人名字は貳枚づゝ被下是は  
本番助番共仕人すくなにて骨折申に付被下之

○常行堂

品川二日市村に天台宗常行寺と云寺有之塔を東叡山  
御建立之節被爲引移候今上野常行堂是なり。

○澤庵やしき

同東海寺初澤庵屋敷と唱屋敷作也後寺に被仰付候へ  
共本堂山門は無之勿論禪宗に塔は無之只今之山門本  
堂は澤庵遷化五十年之後類火にて焼失致候御再建之  
節出來候方丈は徳松君之御殿を引移候もの也右東海寺にての物

○杏葉考

倭名類聚抄十五

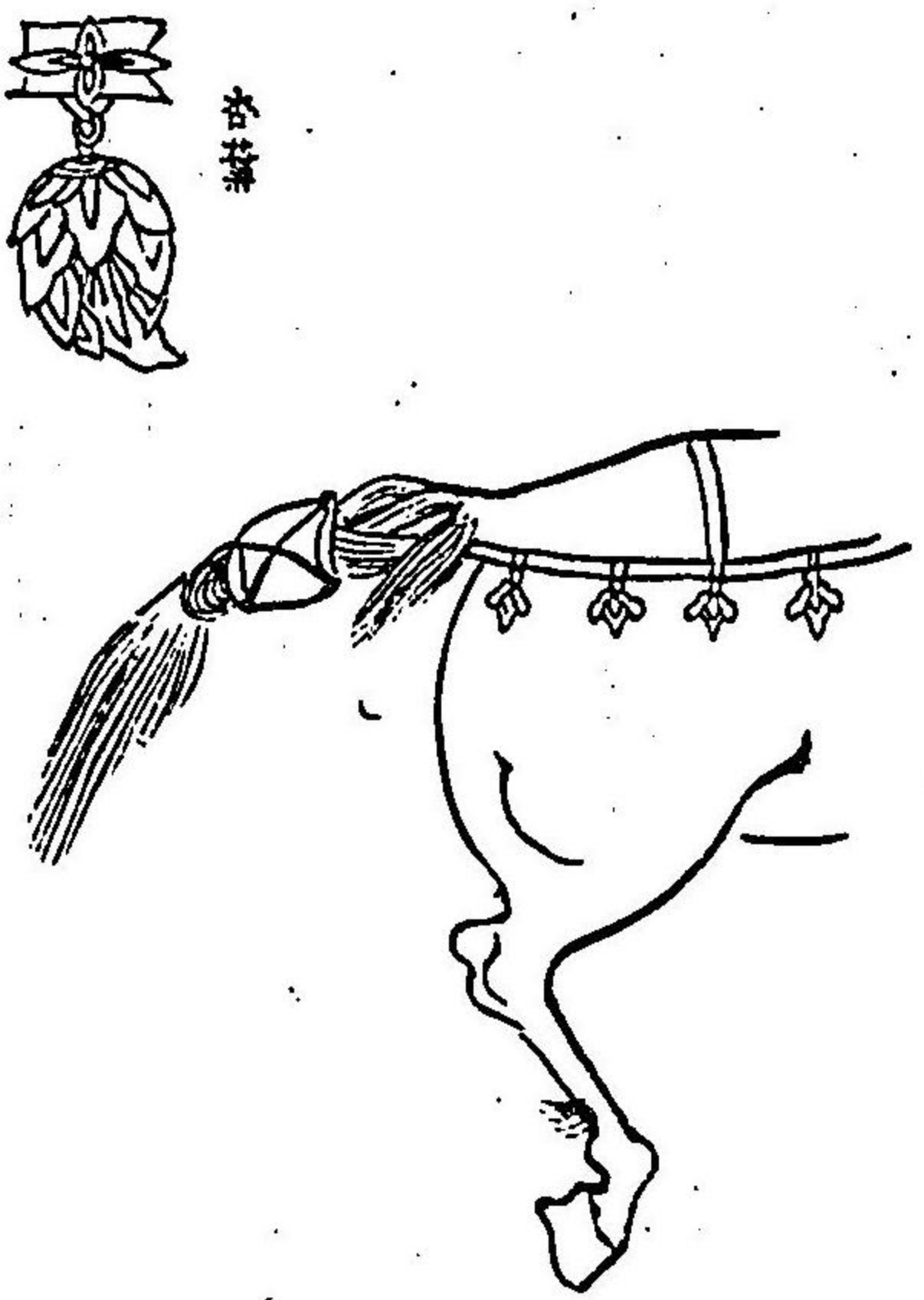
鞍馬具

杏葉イヒラ

辨色立成云杏葉伊傳良俗ニ云行衣布

年中行事巻物土佐光長圖之

全身略之



杏葉

永正年中室町殿紋帳

杏葉 大友豊後守親繁

私ニ云右杏葉トアル紋様ハ今ノ抱茗荷ノ通りナ

當時津輕家ノ書上ノ紋ニハ魚葉牡丹ト書ク  
又分家ニテハ五葉牡丹トシルス

立花家ノ寛永系圖ニハ襄容

鍋島家 同 襄荷丸 紋様ハ抱めうが也

分家ニテハ杏葉ト云テ紋様ハヤハリめうが也

又一本魚様トモシルス

單按、杏葉ハ杏ノ葉ノ形ニシテ倭名ニ見ヘシヲ

本トスベシ、諸家ニテサマ〜ニ書カヘ襄荷ト

ナセシハ形ノ似タルニヨリ誤レルナルベシ。

和訓栞

きやうえふ 倭名抄鞍馬具に杏葉俗に云行えふ

といへり、廣韻に杏音行と見ゆされば漢音はかう

成べし、牛にも用ひたるにや、車の具にもいへり、

いてふの葉也、今具足にいふも是にや、又屋造に搏

風に繪様形をして其上にきやうえふといふものを

打也、水といふ字をくづして造ると梅村載筆に書

るも同義成べし、又幕の紋にもいへる事埃囊抄に

見えたり。

○本郷昌清寺稱仰院

本郷元町の昌清寺は駿河大納言殿の御乳人口口氏が

開基にて、法名昌清院心譽妙安といふにより昌清寺

と號す、御仲間頭神谷茂平太ゆかり有て入院の度ご

とに此家より沙汰せしかど今はさもなし、御中間一  
統へゆかりありし事によし、三河稻荷といふも元町  
の組中やしきにありしを、今は昌清寺にうつすとい  
ふ。

稱仰院は元湯島の臺にあり、後に湯島無縁坂にうつ  
さる、年月は未詳。

○松平信綱川越野間島の事

松平豆州信綱代官に安松金右衛門と云あり、豆州の  
領分野間島といふ所に武州多麻川の流れを引たらん  
には、開發の田地もあるべきや否と是を議せられし  
に、いかにもよろしかるべき由を申す、をよそ黄金  
三千兩を費すべきにやと有しかば、豆州聞て私此所  
を領すとも又はいづかたへ移りなんもしらす、私  
三千兩の黄金を費して永く此地の利あらん事かつは  
公義への奉公の一つなりとて、安松に命じて多摩川  
の水をひかんとて、十六里がほど溝洫をうがちて新  
河岸といふにいたりたり、かくて水流れ入かちて待  
更に水來らずして一とせを経たりけり、豆州安松を  
召ていかで水はいらざるぞと有しに、いかにも水は  
入べきにて待る、なにさまにも故ありぬと存すとい

どろくけしきもなし、三年といふ秋大雨のふる後に雷の鳴るごとく水音おびたしくといろきてこの溝にあふれみちて、平地をも水行ばかりに、六七寸ばかりある鮎の魚の流れくる事おびたしく、只一時に十六里がほどにながれわたりて、新河岸の川に流れ入てけり、去程に田地もひらけり、野間島二百石の地たちまちに二千石の地となりぬ、豆州安松をめてこの年ごろ我立徳分に汝をせめたりけるにつるに驚く事なく、重て溝を修しなんともせざる事神妙に見ゆるものかなとて、一倍の祿給はりて三百五十石になされたり、其後次第にへあがりてたかき職をもつかさどれり。

右は新井白石先生の隨筆せしもの、よし言傳へりまことにや 此文遺老物語に載たり。

○田中丘隅酒匂川の事

相州酒匂川といふは、名におふ荒磯にして水勢甚強く、いかなる堤を築ても一夜の中に押流す、其防難儀成所也、世々の老臣智化の奉行是に胸をくだぐといへども是を治る事不叶、萬民の愁とするは是也、井澤彌惣兵衛といふ川方御普請功者の御勘定吟味役

せし彼井澤手際にて治らぬ此酒匂川なり、依之大岡へ釣命ありて酒匂川の水防の事被仰付、忠相色々工夫致されしかども成就せず、今日防の堤出来候といへども明日をまたずして夜の間おし流す、大岡大に肺肝をなやまされけり、爰に東海道川崎の間屋場に田中丘隅といふものあり、此者問屋馬さしの下郎匹夫たりといへども幼少よりして文學を好み算勘に達し、儒業は徂來先生の門下に遊び名をも丘隅と付たり、黄鳥止丘隅といふ語より附たり、此者働ある事越前守能知て則田中を呼出、其方才覺を以て酒匂川の水防留る法もあらば工夫仕御普請可仕旨被仰渡ける、爰に於て田中承工夫して辨慶土俵といふ事を拵へ、ごろた石を俵に入て酒匂川の内壹俵づゝ數多堤入させ、酒匂川の邊妙蓮寺といふ日蓮宗の寺へ參詣し、鎮守鬼子母神へ立願せしめ、上人を呼て祈禱をたのみ、御普請成就の事頼み上候とて御布施金拾五兩納めたり、爰に於て住持僧侶を大勢連出て俵の俵一俵へ法花の陀羅尼品一卷づゝ讀入て俵を投込くしければ、經力驗有て一萬俵入て酒匂川水忽に止り堤思ひのまゝに成就せり、陀羅尼一萬卷の經力にて成

和漢三才圖會にもみゆ、打板と書はあし。

○板坂意齋

一貞享呈書に紀伊殿御家來の中に

板坂意齋

一權現様へ五世祖板坂法印合樂差上に付被成下候御

内書一通所持仕候

單按 コレハト齋ガ末ナランカ。

○義光

義光甲斐源氏之祖也

佐竹 逸見 武田 小笠原 加々美 秋山 平賀

大内 南部 等の源氏はより出。

○結城陣年月

小笠原家に言傳ふる結城陣の年月

永享十年十月下旬於相州早川上杉掃部佐と戦夫よ

り鎌倉數度合戦

同十一年持氏自殺

嘉吉元年四月結城落城

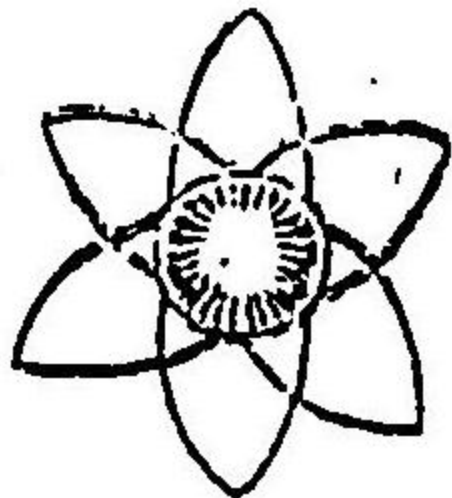
應永十八年飛騨國司三位藤原尹總騷亂

○石川丈山

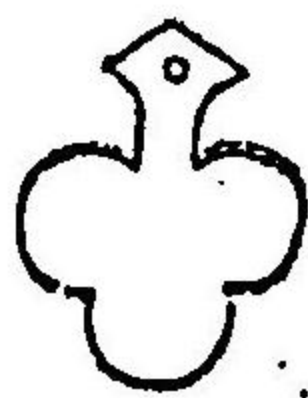
石川丈山は安藝國の産也といふ、彼國にてある時召

○家紋

丘隅事のちは丘隅右衛門と稱せり、今の吉藏奥御祐筆が家也、予別に略傳を記し置たり野木瓜亭



水野家ノ紋  
六葉 或ケンギヨ



標板  
又鳴々

右家紋にまゝみゆ雲板と書てちやうはんといふとよめり、

仕しもの出奔して在る所をえらざりしが、程へてのち吉川監物が家臣香川何某より書状來り丈山の許にめしつかへしとして新參のものあり、されば不審の事あれば承るといふ、丈山答へそれこそゑせものなれ、我等が許にて悪事を仕出し剩へ名をいつはり、其方にありつく事不埒の上の不埒也、此方へ賜り候へ、さりながら手だれなれば穴賢怪我し給ふなといふ、香川も心得てとりこめやがて丈山に贈りしかば、大に悦び使者の前にて首を切り、謝禮にとて庭の椿の木二本を遠路迄もたせ遣はせしとなり、香川子の墓の前に今もありと云、子孫免名は七世の孫と云。

○津金氏古文書

新羅三郎三代佐竹信濃守昌義が後胤對馬守某甲斐國巨摩郡津金村に住せしより家號として津金家也  
武藏國榛澤郡田中村四百三拾石壹斗勅使  
河原村百三拾石九斗以上五百六拾壹石此外  
百九拾石  
岡村開墾地 合七百五拾壹石事令扶助之畢  
全可知行者也  
寛永二

七月廿七日

御朱印

津金助之進とのへ

甲州津金郷貳拾貫文根羽檉山共五貫文矢戸分  
八貫文藏出八貫文信州磯郷百貫文同市淵郷  
三拾貫文上州下高田二拾貫文清水宮内右衛門分  
壹貫百文并在家拾開諸役免許以上本領村山郷  
貳百貫文支徳齊知行分三藏郷番貫文同分比志郷登貫文  
同分以上新知行事

右所宛行不可有相違然は預置足輕十人以此内可  
令扶持者也仍如件

天正十年

安倍善九

九月九日

山本帶刀

御朱印

津金修理亮殿

奉之

定

一兩三人と申組者其之妻子被官何方へ取候共  
可返付事

一津金之郷男女牛馬一切不可返付事

一境目之者共今度忠信成徳敷口付而者恩賞之地可宛行  
之事

右何茂不可有相違狀如件

天正十年

山本帶刀

九月廿四日

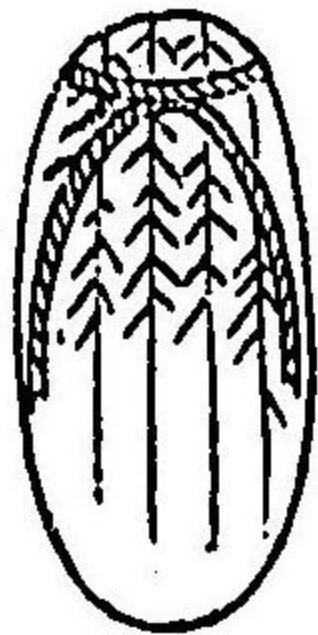
阿部善九郎

奉之

小池筑前守殿  
津金修理介殿  
中尾監物殿

○和襪子

東海寺などにて用る草履なりし、襪子シタツツを着してはく爲に鼻緒なし



和襪子又香草履

○一色内藏助害伊丹播州

寛文二年三月廿七日訴訟爲令承鍛冶橋御門内同役伊丹播磨守宅へ未明罷越兩人並居御用向取調罷在御代官一色内藏助奸曲有之趣相聞依之其過を可相糺兼而申談置候處内藏助察之候哉密に席を退き刀拔來候而播磨守を斬善政へ切掛申候急成場所ゆへ脇差にて受

留渡り合疵三ヶ所受候得共内藏助を肩より乳迄斬下  
け即座に打留申候御老中方其外御役人衆御越被下大  
目付高木伊勢守へ兩人より始末申達候御醫師衆も被  
仰付被下候播磨守義は晝頃相果申候善政義は日比谷  
御門内やしきへ歸候後御老中方御出被下候由申傳候  
善政は岡田豊前守と稱し此とき御勘定奉行也。

○たば川水道

御城帳承應二年正月十三日

一八王子たば川より江戸中へ水道取候御訴訟當町  
人共二三年申上候處今日相濟明日御金七千五百

兩被下候由御沙汰に候

○一里塚

一慶長年録に慶長九年極月六日將軍家被仰出諸海道  
へ一里塚築可申旨右大將家へ被仰越則諸代官に被  
仰付道中にはつき道の兩方に松を植可申旨自右  
大將家本多佐太夫永井彌右衛門奉行被仰付東海道  
中山道よりつきはじめ候

一慶長九年東海道東山道北陸道一里塚奉行被仰付

永田勝左衛門

重真

右重真家は當時幾三郎家也、かの家に御書を藏すといふ、左に寫

就路中一里塚申付太田勝兵衛永田庄左衛門差遣候何れの知行方之内たりと云共彼奉行次第人足可出之者也

七月朔日御朱印

○司天臺

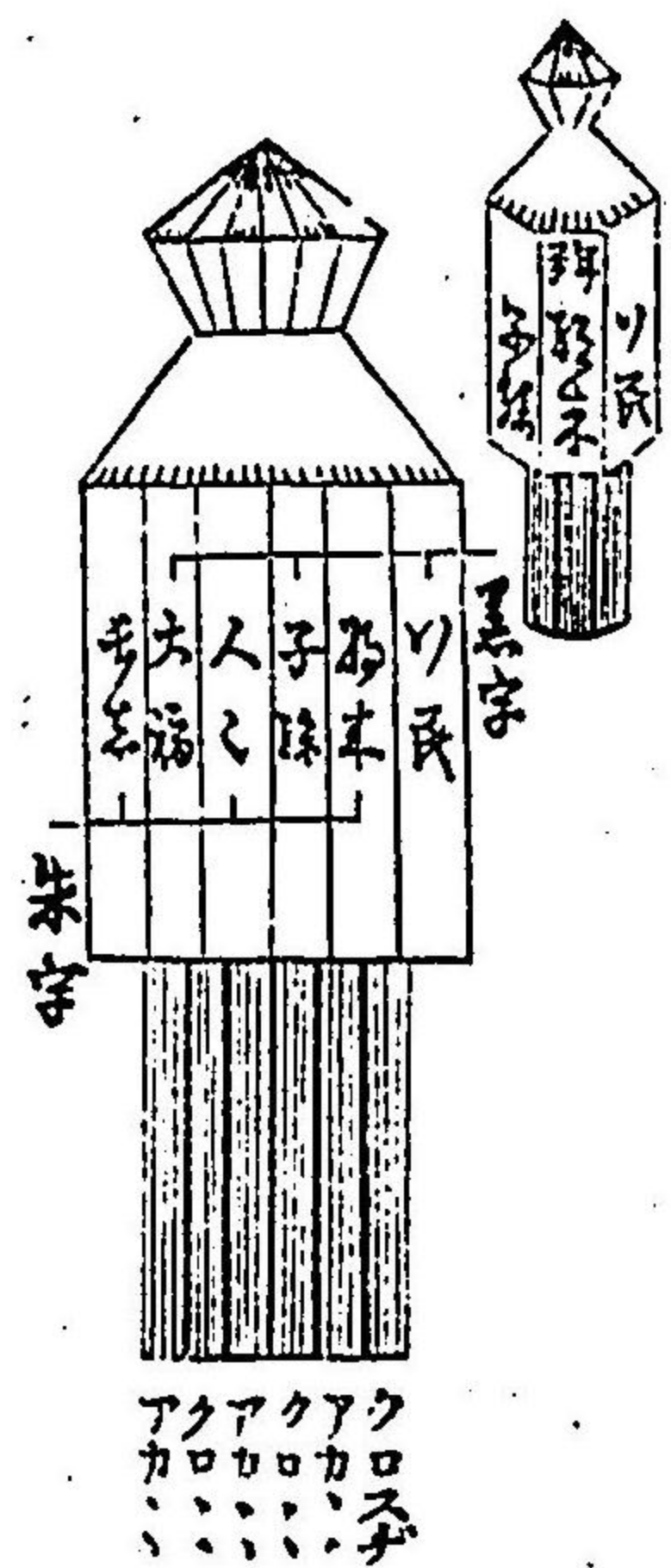
天明二年壬寅六月朔日牛込薬店より司天臺今の淺草にうつさる、掘かゝりの人には拜領物あり。

○勝次郎兵衛正成

元和九年大猷院様御上洛にて歸御の頃大井川満水せしかば、九月二日勝次郎兵衛正成に仰付られ淺深をはかり申へしと也、正成やがて試しけるを水に溺れ死せり、正成は輕き勲柄御目見以上歟己下歟詳ならず、寛永譜にみゆ、安兵衛が先祖と云。

○信州ノ民將來

信濃國分寺にて、正月八日うり候よし、彼地にては、シユミンチウライとやら唱候として、文化七年の春土井秋邦より見せたり、卯槌などの遺製にや



○名香

上古十種名香  
 法隆寺 東大寺 逍遙 御芳野 紅塵  
 枯木 中川 法華經 橘廬 八橋  
 追加六種名香  
 園城寺 念珠 丹霞 佛座 赤梅檀 沈外  
 東山慈照院義政公御所持名香五十種  
 似 富士煙 菖蒲 般若 鷓鴣斑 青梅  
 楊貴妃 飛梅 種が島 落標 月 龍田  
 紅葉賀 斜月 白梅 千鳥 法華 老梅

八重垣 花宴 花雪 名月 賀 蘭子

草 橘 花散里 丹霞 花筐 上薫

須磨 明石 十五夜 隣家 夕時雨 手枕

在明 雲井 紅 初瀬 寒梅 二葉

早梅 霜夜 七夕 寐覺 凌晨 薄紅

薄雲 上馬

以上五十種也

覃按、元祿板の松の葉の中長歌香盡といふあり、六十一種の名香は——とありて、朱點の分なし

○利休居士贊

堅田侯の藏に養川筆利休居士の像あり

上に贊

けづりをくたけの茶杓のかひあらば

わがのちの世をすくひ給へや 玄旨法印

ものゝなかにひとりすぐなる身もちて

われとゆがめる竹のふしかな 深庵和尚

ゆがまする人にまかせてゆがむなり

これも直なるたけのこゝろに 宗 甫

けづりをく

ものゝ中に 熊本少將源齋蔭朝臣 東海寺寰海和尚

ゆがまざる

小堀關平藤原政榮

三筆

○忍岡南塾乗抄寛文十一年之條

南塾。即國史館也。畢事而館爲家塾。々面向南。自合文明之義。故名焉。作塾乘。乘者何也。遠則晉之乘。近則焦氏之乘。取以爲例。

寛文十一年辛亥

正月五日。朝無事。保田甚兵衛宗郷來。請得試筆詩而歸。午後清書。春常春東和韻。而書安成以下至宅直和韻二十首。石習榮續淵傳在側。隨成附島周。各授之。其間南直佐慶來直早去。慶伴晚炊而歸。其後又書員外塾生及家僮小童和韻六首。而書塾字記。凡字數千三百餘字。及暮安成來。既而春常見。風咳愈快。

十三日。今日又一校三代實錄。家有二本。欲一部換公卿傳。是分類公卿補任者也。故姬路拾遺所集。我嘗代拾遺作凡例。太有便于考事。余未寫之。拾遺物故。頃間書買白水携一部來。故有此約。然慮兩本互有是非。而分附諸生。而一校如此。是亦邇日可終功也。

十五日。茅野立節例塾徒。  
 二十日。今日風聞。洛中火災。其日上元也。與先年  
 災同月日云云。阿部政重寄簡。其中一件曰。十五  
 日。禁中爆竹火。六條某家有災。貴賤若干家罹餘  
 烟。至法皇御所近處而止云云。狛戶實父辻伯耆守  
 宅罹類火。  
 二十一日。堀江良言列塾徒。  
 二月十日。聞今日執政板倉內膳正加祿一萬石。且命  
 曰。他日有城地之闕。則可賜之。又聞正月十五日  
 京師火災。永井伊賀守早防滅之。故禁中無他。勅  
 使法皇使女院使各至尹廳勞之云云。此二件今晚  
 前橋羽林所談也。  
 十五日。朝雨雪共晴。拜禮後。前橋少將及執政謂余  
 云。頃間有台命。曰可續補寬永系圖。然可聞卿旨  
 而決之。邇日可記編輯之條目示之。余告所思之趣  
 而退。諸老曰。宜歸家熟熟思而重示之。  
 二十六日。早朝赴小田原第。中拾遺曰。先日所議諸  
 家系譜續補之事。有故延引云云。  
 天龍寺慈濟院度長老書至。其中有言。曰聞中華商  
 船漂來對馬島。船中有知字者。其筆談曰。蒙古亂

入中華。取北京南京。大清王遜保延平津。而鄭錦  
 舍猶據漳州。欲復明朝。中國三分無州郡非兵。而  
 美我邦一統久太平云云。慶與其同列僧三人。相替  
 赴馬島。預外國書簡之事。故風聞如此。錦舍者鄭  
 芝龍孫成功子也。芝龍五十五年以前投化。居肥前平  
 戶。號一官。妻長崎女子。生成功。號森官。其後  
 芝龍歸國。為海賊。明帝討之不克。授所奪之地。  
 以為將軍。龍遂領福建道。及韃虜之取北南京。龍  
 迎明帝之族唐王。拒韃虜數年。官至大師。迎其妻  
 并成功。時長崎奉行白之於江戶。有命許之。其妻  
 封國夫人。成功賜朱氏。正保年中。芝龍請援兵於  
 我邦。其書簡數通達江戶。余所面視也。其後芝龍  
 為韃虜捕。其妻不屈自殺。其後成功守而拒韃虜。  
 有良將之聞。嘗寄簡於長崎奉行。其草本余所藏也。  
 成功年未滿五十死。錦舍憑其舊地。不服韃虜云云。  
 右七八年以前所風聞也。五六年來寂而無聞。以為  
 亦既亡。今聞慶所告。知猶其存。乃叙其由來。大  
 概芝龍名。載中華書。成功始末。舉世所知也。  
 三月三日。快晴。後園群櫻。其中有香者。名鐘山。  
 又一株號本然。俗所謂櫻色者是也。

二十七日。快晴。申半春東寄尺簡云。今晚城下騷動。  
 與馬出入。前橋第馳驅如雲。余先使森獸往視之。  
 安成驚而赴焉。及暮余携春常而出。先過阿倍氏。  
 而問其趣。答曰。今日諸老各會前橋第。聞松平陸  
 奧守家老相訴。甲者伊達安藝。乙者原田甲斐云云。  
 退出之時。甲斐斬殺安藝。其黨二人被創。前橋家  
 士石田氏欲抑之。而被創。其間衆集。甲斐亦被殺。  
 其詳未聞焉。滿城隨聽競到。而無不問之。某昆弟  
 既往而歸云云。余父子乃赴前橋第。逢其家士而歸。  
 少將類繞門外以戒備。與馬為群。往者從僕相踏。  
 誠是俄頃之變也。可喜主人諸者無異也。安成待余  
 歸。而語彼第中之事而去。時漸及亥半。  
 二十八日。快晴。朝高木氏及友元寄簡。告昨晚之變。  
 其始末與昨夜所聽。互有異同。然其二人相殺被  
 創者不異聞。我賀昨夕鬪爭早定。前橋少將曰。如  
 時雨下。須叟之間復初。今日如常云云。於殿中  
 亦然。人々所語。互有小異。未聞實說。或曰。  
 安藝黨柴田外記與甲斐交及而被創。古市志摩助之。  
 甲斐死。柴田遂死。古市無他。或曰。石田氏太田  
 氏亦斬甲斐。而石田被創。太田無他。或曰。島田

出雲守同斬甲斐。云云。或曰。鬪爭起時。諸老家  
 士競來。疑各主亦有變否。少將番士抑之不聽。已  
 群聚玄關。酒井河內守自諭曰。惡黨共死。諸老皆  
 無恙。衆聞之。皆安堵而去。或曰。甲斐者伊達兵  
 部妻父也。陸奧守猶幼。而兵部攝事。甲斐阿黨專  
 家政。安藝等依之訴甲斐事。然實以兵部為敵云云。  
 二十九日。乘燭。阿倍政重來。政重曰。今朝於土但  
 牧宅。群聞一昨晚前橋第與士鬪爭始末。世上多浮  
 說。但牧所語實正也。乃語其大概。  
 四月朔日。壬午。寅刻。春常奔途。已而伴晚炊。而  
 東元皆去。願言石習猶在焉。乃使願言取筆。而記  
 奧士相鬪始末。此事浮說紛々。所今記者。土屋但  
 馬守語阿部政重之趣。及今朝於殿中久保氏所語趣  
 也。記了石習讀之。  
 二日。今日伊達兵部父子被放流。是別記。  
 十二日阿牧席聞街說。原田甲斐子四人。及其僕從可  
 二三百人。所領舟岡壘。仙臺留守片倉氏遣使曰。  
 甲斐非遠主君。而已對公儀成不義。然未知其罪狀  
 之所決。早出待公儀之命。彼等曰。既決必死。不  
 可出就戮。唯待卿來戰而已。片倉乃告其趣於江戶。



十五日。茅野立節例塾徒。

二十日。今日風開。洛中火災。其日上元也。與先年災同月日云云。阿部政重寄簡。其中一件曰。十五日。禁中爆竹火。六條某家有災。貴賤若干家罹餘烟。至法皇御所近處而止云云。狛戶實父辻伯耆守宅罹類火。

二十一日。堀江良言列塾徒。

二月十日。聞今日執政板倉內膳正加祿一萬石。且命曰。他日有城地之闕。則可賜之。又聞正月十五日京師火災。永井伊賀守早防滅之。故禁中無他。勅使法皇使女院使各至尹應勞之云云。此二件今晚前橋羽林所談也。

十五日。朝雨雪共晴。拜禮後。前橋少將及執政謂余云。頃間有台命。曰可續補寬永系圖。然可聞卿旨而決之。邇日可記編輯之條目示之。余告所思之趣而退。諸老曰。宜歸家熟思而重示之。

二十六日。早朝赴小田原第。中拾遺曰。先日所議諸家系譜續補之事。有故延引云云。

天龍寺慈濟院度長老書至。其中有言。曰聞中華商船漂來對馬島。船中有知字者。其筆談曰。蒙古亂

入中華。取北京南京。大清王遜保延平津。而鄭錦舍猶據漳州。欲復明朝。中國三分無州郡非兵。而美我邦一統久太平云云。度與其同列僧三人。相替赴馬島。預外國書簡之事。故風聞如此。錦舍者鄭芝龍孫成功子也。芝龍五十五年前投化。居肥前平戶。號一官。妻長崎女子。生成功。號森官。其後芝龍歸國。為海賊。明帝討之不克。授所奪之地。以為將軍。龍遂領福建道。及韃虜之取北南京。龍迎明帝之族唐王。拒韃虜數年。官至大師。迎其妻并成功。時長崎奉行白之於江戶。有命許之。其妻封國夫人。成功賜朱氏。正保年中。芝龍請援兵於我邦。其書簡數通達江戶。余所面視也。其後芝龍為韃虜捕。其妻不屈自殺。其後成功守而拒韃虜。有良將之聞。嘗寄簡於長崎奉行。其草本余所藏也。成功年未滿五十死。錦舍憑其舊地。不服韃虜云云。右七八年以前所風聞也。五六年來寂而無聞。以為亦既亡。今聞度所告。知猶其存。乃叙其由來。大概芝龍名。載中華書。成功始末。舉世所知也。三月三日。快晴。後園祥櫻。其中有香者。名鐘山。又一株號本然。俗所謂櫻色者是也。

二十七日。快晴。申半春東寄尺簡云。今晚城下騷動。

與馬出入。前橋第馳驅如雲。余先使森默往視之。安成驚而起焉。及暮余携春常而出。先過阿倍氏。而問其趣。答曰。今日諸老各會前橋第。聞松平陸

與守家老相訴。甲者伊達安藝。乙者原田甲斐云云。退出之時。甲斐斬殺安藝。其黨二人被創。前橋家士石田氏欲抑之。而被創。其間衆集。甲斐亦被殺。其詳未聞焉。滿城隨聽競到。而無不問之。某兄弟既往而歸云云。余父子乃赴前橋第。逢其家士而歸。少將類繞門外以戒備。與馬為群。往者從僕相踏。誠是俄頃之變也。可喜主人諸者無異也。安成待余歸。而語彼第中之事而去。時漸及亥半。

二十八日。快晴。朝高木氏及友元寄簡。告昨晚之變。其始末與昨夜所聽。互有異同。然其二人相殺被創者不異聞。我賀昨夕鬪爭早定。前橋少將曰。如時雨下。須臾之間復初。今日如常云云。於殿中亦然。人人所語。互有小異。未聞實說。或曰。安藝黨柴田外記與甲斐交刃而被創。古市志摩助之。甲斐死。柴田遂死。古市無他。或曰。石田氏太田氏亦斬甲斐。而石田被創。太田無他。或曰。島田

出雲守同斬甲斐。云云。或曰。鬪爭起時。諸老家士競來。疑各主亦有變否。少將番士抑之不聽。已群聚玄關。酒井河內守自諭曰。惡黨共死。諸老皆無恙。衆聞之。皆安堵而去。或曰。甲斐者伊達兵部妻父也。陸奧守猶幼。而兵部攝事。甲斐阿黨專家政。安藝等依之訴甲斐事。然實以兵部為敵云云。二十九日。乘燭。阿倍政重來。政重曰。今朝於土但牧宅。群聞一昨晚前橋第與士鬪爭始末。世上多浮說。但牧所語實正也。乃語其大概。

四月朔日。壬午。寅刻。春常奔途。已而伴晚炊。而東元皆去。願言石習猶在焉。乃使願言取筆。而記與士相鬪始末。此事浮說紛々。所今記者。土屋但馬守語阿部政重之趣。及今朝於殿中久保氏所語趣也。記了石習讀之。

二日。今日伊達兵部父子被放流。是別記。十二日阿牧席間街說。原田甲斐子四人。及其僕從可二三百人。所領舟岡壘。仙臺留守片倉氏遣使曰。甲斐非遠主君。而已對公儀成不義。然未知其罪狀之所決。早出待公儀之命。彼等曰。既決必死。不可出就戮。唯待卿來戰而已。片倉乃告其趣於江戶。

而合同僚伊達安房石川左近等分兵伏於舟岡近邊。備彼等逃去云云。去月二十七日以來。此一事浮說紛々。多是虛言。未知此街說實否。

十五日。今朝阿部氏談曰。奥州騷動。街說皆偽也。原田四男既被禁錮。事屬無爲云云。

廿一日。午時。金森範明來。談倭歌之事。是平生專嗜倭歌集歌書者也。隔數年會面。頗吐自負之言。移刻去。

二十四日。快晴。春常談曰。今度日光法會中。深山有鳥囀慈悲。梶定良聞之。小田原拾遺以之間春常。常曰。傳稱此山有佛法僧鳥。乃是三寶鳥也。慈悲心亦是此鳥乎。引空海詩教光記呈之。大使喜曰。今度晴日多而雨少。且聞此稀鳥云云。山人稱曰。癸卯歲大猷公十三回忌法會。聞此鳥發聲。其後九年不聞。而今月朔日以來數鳴。可謂奇也。山人之言。不足信焉。定良平生所言皆實。舉世所知。此人言自聞之。故知其不虛也。朔日者。大使發江戶日也。故大使甚喜云云。定良又談曰。堀田備中守登山拜大猷公靈堂時。此鳥囀慈悲心兩聲。定良亦切聞之云云。大使亦聞之云云。由是登山人傳寫常所

記。頃間已達江戶云云。余聞之。謂想深山中可有奇鳥。不審慈悲爲三寶否。常雖不自聞此鳥。以敦光記謹此山有奇鳥。其一座之谷。不爲不當。然大使推之以爲實證。非必爲常附會成之。

五月七日。佐川田喜六郎始來謁。是永井右近大夫家士也。其祖默々叟昌俊與先考睦。其父亦與余相識。由是不亡舊交者也。對面話舊。少焉去。

十日。先日所寫一萬石以上采地目錄六冊裝潢之。名曰國郡封目。

十二日。入夜安成來談曰。昨晚前橋第中有小變。鈴木三郎太夫斬殺龜山權太夫。兩士從者互闘。時關友助來斬殺鈴木。而蒙小疵。凡死傷者十一人。衆皆稱關早來有功云云。鈴木龜山共啓事之列也。關者近侍之隨一也。

十七日。久保金左衛衛代父吉左衛門正之。議攝州多田院新附五百石印章案。

○松平七人衆  
松平之七人衆  
岩津 太郎  
形原又七郎  
岩津 庶子  
松平紀伊守事又次郎共佐渡共云

安城次郎三郎 岩津 庶子

大さう源次郎 岩津 庶子

岡崎大膳亮 岩津 庶子

竹屋與次郎 岩津 庶子

五井彌九郎 岩津 庶子

長澤源七郎 岩津 庶子

是をむかしより松平のそうりやうと申候

岩津殿御惣領に候間のけて是を松平の七人衆と

申也此八人より諸の松平わかり申候

七人衆ノ内後ニ入

松平内膳事與次郎トモ云

櫻井與一郎

安城ノ庶子はハ道エツ様ノ御子道忠様ノ御弟也

東城ノ松平甚太郎甥也安城ノ庶子ノ惣領トハ此

人ナリ安城ノ庶子ノ頭ナルニ付其後ニ七人衆ニ

入申候岩津ノワカレニテハナシ甚太郎ト御座敷

アツテ兩方不出

七人衆ノ外

東城甚太郎

安城ノ庶子松平甚太郎事道エツ様ノ御弟也櫻井

ヨリ一代サキノ庶子也櫻井ト御座敷論アツテ兩方御諸初ニ不出此家タエルニ付近代下野殿御繼候

七人衆ノ外

岡崎彈正左衛門

岡崎大膳庶子松平彈正左衛門事大膳ノ家タエテ

後ニ岡崎ノ城主ニナル彈正左衛門子ナキニ依テ

清康様ハ御ムコニテ御座候間岡崎城ヲユヅリナ

リ

七人衆ノ外

三ツキ藏人

松平藏人事安城ノ庶子清康様ノ御弟也御座敷ハ

ナシ松平九郎左衛門オウヂ也

七人衆ノ外

深溝又八郎

五井與九郎弟松平主殿介事大炊トモ勘ケ由左衛

門トモ云御座敷アリ

此十三人をむかしより松平の國衆と申候此外の

松平は國衆とは不申候

昔三河岡崎濱松ニテ正月二日國衆御禮次第

在所ま

鶴殿八郎三郎

跡タユル

四郷

西郷孫九郎

設樂

設樂甚三郎

是ハ後ニ御座敷へ出候大昔ハ御座敷ナシ近代三河ニテ出座ナリ

松平内膳カ

安城松平甚太郎カ 安城ノ庶子ノ頭ナルニ付諸

ノ松平ノ上座ニナル櫻井岡崎へ別義ノ刻東城ノ

ヲトナニ松平左近ト申者申様ハ櫻井ト東城ハ安

城ノ庶子頭同シ家ニ候間櫻井ノ御座敷ヲ東城へ

被下候へト申上申請候ニ付後ニ櫻井別義ノ理ス

ミテ東城ト御座敷論アリ夫ニ付西方不座松平左

近ハ周防親ナリ

本ハ玄蕃外記ヨリ下ナレトモ兩人ノ上ニナル

コトハリハ不知上野家モタヘルニヨリ近代

竹屋

松平玄蕃允

五井

松平外記

深溝

松平主殿介

松平丹波守

本名戸田松平之下初首也丹波迄毎年次第定ルナ

リ右ノ外次第年々替ルナリ大形ヲ云也

本多豊後守

東城

松平周防守

是ハ東城ノ松平甚太郎ヲトナ也甚太郎若年ノ頃

代ヲスルニ付テ御座敷へ出ル本名松井也松平ノ

下候

鈴木兵庫介

鈴木越中守

奥平九八郎

本多縫殿介

牧野右馬允

野田

菅沼織部

以上此分計也御引渡三獻ノ御祝アリ同正月二日迄御謠初御座鋪之次第

左右毎年此分

左之方

鶴殿八郎三郎

松平内膳 甚太郎歟

松平紀伊守

松平外記

松平主殿助

本多豊後守

菅沼織部

鈴木兵庫介

奥平九八郎

牧野右馬允

右之方

西郷彌九郎

設樂甚三郎

松平和泉守

松平上野守

松平玄蕃

松平丹波守

松平周防守

鈴木越中守

本多縫殿介

此分計なる也松平丹波より下は年々上下不定なるをる也

乍大形の覺此分也左方右方は此分に定るなり一正月元日は近習衆御禮二日ニ御國衆也同心ノ衆

ハ兩日ノ外也

一濱松ヨリ松平計上座ヲシテ他名衆ハ下座ニナルナリ

御座敷なき本松平衆

のみ

松平次郎右衛門門共云

松平助十郎岩津ノ庶子

松平喜藏

松平伊豆助四郎トモ云

松平加賀右衛門ノ庶子

松平三左衛門

松平權兵衛三左衛門弟

松平右近

松平左馬允

松平右衛門次郎右衛門弟

松平出雲龜井坊大

松平彌右衛門弟

松平藏人清康御弟

松平右京三郎次郎トモ

松平三藏三左衛門弟

松平宮内

松平善兵衛正左衛門弟

松平左馬允

最上駿河守

|       |       |
|-------|-------|
| 松平安房守 | 小笠原兵部 |
| 松平甲斐守 | 淺野彈正忠 |
| 松平外記  | 西郷出羽守 |
| 本多伊勢守 | 仙石越前守 |
|       | 牧野駿河守 |

同十七壬子年正月二日

|   |        |   |       |
|---|--------|---|-------|
| 左 | 最上駿河守  | 右 | 松平安房守 |
|   | 小笠原信濃守 |   | 松平丹波守 |
|   | 松平外記   |   | 西郷出羽守 |
|   | 牧野駿河守  |   |       |

同十八癸丑年正月二日

|       |       |
|-------|-------|
| 少將殿   | 最上駿河守 |
| 松平安房守 | 小笠原兵部 |
| 西郷出羽守 | 松平外記  |
| 松平丹波守 | 牧野駿河守 |

同十九甲寅年正月二日

|   |       |   |       |
|---|-------|---|-------|
| 左 | 松平和泉守 | 右 | 松平山城守 |
|---|-------|---|-------|

|         |       |
|---------|-------|
| 松平甲斐守   | 小笠原兵部 |
| 松平丹波守   | 松平外記  |
| 松平下總守   | 松平河内守 |
| 加藤左馬允   | 藤堂和泉守 |
| 小笠原左衛門佐 | 牧野駿河守 |

元和元乙卯年御陣御謠初無御座候

同二丙辰年正月二日

|   |       |   |         |
|---|-------|---|---------|
| 左 | 松平安房守 | 右 | 小笠原右近太夫 |
|   | 松平甲斐守 |   | 松平丹波守   |
|   | 牧野駿河守 |   | 松平外記    |

寛文十癸酉年正月二日

|   |       |   |       |
|---|-------|---|-------|
| 左 | 松平大膳  | 右 | 松平丹波守 |
|   | 松平和泉守 |   | 松平外記  |
|   | 奥平美作守 |   | 松平主殿  |
|   | 本多伊豫守 |   | 牧野右馬允 |

大猷院様御誕生被遊御七夜御祝之御座敷へ着座之面々

上總守殿

設樂甚三郎  
松平伊豆守  
西郷出羽守  
松平左馬允  
小笠原兵部太輔  
松平外記  
松平丹波守  
水野市正  
小笠原左衛門佐  
牧野右馬允  
本多伊豫守  
松平周防守

以上

右松平外記貞享書上ノ中ニ見ユ

一松平左近大夫幼少之砌台徳院様より拜領之小脇指

覺

一御小脇指長サ九寸五分

御拵

一御柄金打さめ

一御柄頭金波のほりもの

一御目貫赤金きりのたう

一くりかた金の波ほり

一御下緒赤糸

一御さやきざみさや黒ぬり

一御はゞき金

一御裏のかわら金波のほり物

以上

一御小刀柄赤銅金裏くゝみ

あをいきりたうほり物

右松平甚九郎貞享書上ノ中ニ見ユ辛未正月三日記

○金銀錢年月

金銀

元祿八年九月十九日新金銀通用被仰出

同十年六月二朱金通用

寶永六年六月六日寶字銀通用

同七年四月乾金通用被仰付二朱判通用停

正徳四年九月十八日新金銀通用

享保三年閏十月二十八日乾金通用停

元文元年五月十二日新金銀通用即文字金銀也

明和二年九月四日五匁銀通用  
安永元年九月二朱銀通用即南

慶長十三年十二月永樂錢通用停止簿錢通用被仰出  
寛永十三年江州坂本にて寛永通寶錢を鑄石貝十藏  
監之六月朔日より通用  
寶永五年戊子閏正月寶永通寶を鑄此錢一文寛永錢の十文に當り四月より通用  
同六年己丑正月十文錢通用停  
明和五年五月朔日眞鍮錢通用即四文

○星合伊左衛門  
星合伊左衛門具枚また具致御書物奉行勤役中寛永十三年仙洞より律令御所望により松平伊豆守信綱仰を奉り、十月鎌倉建長寺圓覺寺の西堂及び僧徒二十餘人を江戸の海禪寺に招き、金澤文庫の律令を書寫せしめ、林道春林永喜是を校合し、具枚并に關兵三郎正成 西尾嘉右衛門 正保當時伊三雲内記成賢當時平左にも奉行し、十六年八月十一日御城火災のとき富士見丸危かりしにより、御文庫の本を別所にうつす、寛永系譜を選ばるゝときも奉行したり。

○京極兵部高門  
京極兵部高門はじめ高明ともいへり、飛騨守高直の二男母は水野監物忠善が女也、寛文三年三月廿五日丹後國加佐郡にて二千石分知をうけ、のち但馬國養父美含二郡にうつさる、享保六年二月十七日寄合にて死せり、とし六十四歳、法名は密林、青山の海藏寺に葬れり、其子を高爲大學兵部などいへり、實は稻垣對馬昭友が三男也。  
○下總國郡の事  
古代下總國猿島郡に屬せし村々元祿十四年結城郡に屬すべきよし仰出さると云。  
○伴野十左衛門  
伴野銀之助家十左衛門某寛文六年正月十三日の夜浪人にて父九左衛門の許に罷在候せつ柳原土手に於て伊丹加兵衛悴八十郎と申ものに討果され候により其弟與左衛門貞實兄の敵八十郎見當次第打留申度段寛文六年二月三日奉行所へ届置候處其後敵八十郎坂にて病死のよし聞及び一生浪人にて父九左衛門貞が許に閑居せり。  
○手網笠

慶安二年十二月廿六日大御番へ被召出三ヶ年無足にて手網笠にて可相勤旨御老中御列座阿部豊後守殿被仰渡候右は平賀式部少輔家并外にもみゆ手網笠といふは手にあみ笠を持て成とも可勤との事成べし。

○武家諸家系圖二條  
一星合太郎兵衛具通又充御書物奉行勤役中、寛文六年傳奏やしきにて三雲清左衛門成賢淺羽三右衛門成儀と、もに武家諸家の系圖書寫の事にあづかり、黄金一枚時ふく二御細工奉行矢部四郎兵衛時ふく二被下たり。

一淺羽家にいふ所にては經師なども罷出、其上去頃御印封仰付られ候故御褒美被下候といふ、此時の系圖は封物にて官庫に藏りしにや。  
○飛鳥山知行所  
野間藤右衛門家傳に先祖藤右衛門武正文元文二年三月晦日飛鳥山の知行所に櫻木御植可被成に付差上可申旨仰渡され爲替地幡谷村中荒井村にて代地被下候但飛鳥山の知行所は先祖藤十郎政成代大猷院様御代寛永二年後瀧の川村へ續候飛鳥山の林被下候  
小石川御殿番ヨリ以下數條巽谷樵夫秘冊ヨリ抄出

○金森氏書上  
先祖金森五郎八可近濃州之産也從幼年奉仕織田信長公被叙從四位爲御使番後信長公長之字被下之號長近備備武者二十人之數後剃髮被兵部卿法印一秀吉公東方御發向之節於信州鳥居峠被仰候は木曾之内御嶽乘鞍嶽之北爲飛騨國誰人歟被領之哉長近答曰前國司姉小路宰相基綱之領也雖然麾下三木大和守江馬小四郎廣瀬山城守鍋山豊後守小島時光内ヶ島氏理等各逞己之威不用國司之令於是基綱牢浪越中願以長近武功可令追服之彼凶徒之旨依請之秀吉公許之於是長近從越前大野郡討入國中凶徒追服之秀吉公感之以飛騨一國賜于長近下 辛未正月 三日寫

○鄰交提醒抄  
鄰交提醒 享保十三戊申年 雨森東五郎撰  
此書國是ヲ論シ候テ尤事情ニ切ナリ、隣交始末物語ハ國ノ爲ニ書シ書ニテ國ノ屈ヲ訴フル書ナレバ言ヲ飾タルコトモアルベシ、此書ハ國守ノ大臣ヘ獻ジタル書ナルベシ、當時用ヒラレシヤ

用ヒラレザリシヤ、定テ用ヒラレザルナルベシ。

辛未孟春

六十三卷夫記

一朝鮮交接之儀は第一人情事務を知候事肝要にて其内筋々を分け諸事了簡可致事に候筋々と申は是は朝廷方之了簡に預候事は東萊の了簡に出候事これに譯官共はからひに候事は商人共仕形に候事と夫々分候て思慮を加へ宜に應じ處置いたし候を筋々を分とは申候縦令は御買米之儀または宴席等之儀は兩國誠信之上より納條相極り彼國朝廷に知れ居申事に候故御買米之快入來候哉否又は宴席例式之通有之候哉否之儀は朝廷方東萊之了簡に預り候事にて御商賣之儀は利分有之合方宜候得は荷物を持米合方不宜候へば荷物を持來不申專商人之仕形に有之事に候然る所御買米又は宴席等之儀に付急度可申立事に候ても御商賣に差問可申哉と存候間扣之若又商物持來候事不足に候歟または時節違候得ば東萊へ申達し何卒御商賣順便に成候様にと存候類は筋分ち申さぬ不了簡にて候以前偽船之事有之候時最初は嚴しく被仰掛候御了簡のやうに相

見候處御商賣に差支可申候哉と裁判方より申來候に付其沙汰大概にて相止み候ケ様之類其筋之分ケ無之人情事務にうときと可申候惣體日本内之事に候得ば是は商人に申候事は町奉行へ申候事は御老中へ申入候事と申差別自然と其勘辨人々有之事に候得共朝鮮之事に成候得ばやゝとも致し候得ば致混雜候故其所に心を用可申事に候

一撤供撤市いたし候へば對州之人は嬰兒之乳を絶候ことくに候と彼國之人常々申事にて此方にいたし手の中て候第一之上策と存居候小川又三郎館守之時銀トと申朝鮮人を殺し中川に沈め置候を朝鮮人も右之死骸を取出し候段東萊へ相聞若も其相手を日本人出し不申候は、撤供撤市いたし候様にと被申付候傳令列差吳判事致懷中居見せ申候節訓州より不申内に館内より右之科人之事申出候者有之早速館守被召捕候故右之傳令を出候にも不及候き此以後とても御國より不埒成義被仰掛候歟又は不埒成被成方有之成ほど御商賣之間に成候事も可有之候得ども可被仰立事を被仰立候時無體に撤供撤市可致様無之候日本人之儀御商を性命之如く第一切

要にいたし候と申事能々存居候故間には譯官ども計策にて開市をしぶらせ候て見せ候事若も有之候とも左様之節は前にも申候通其筋を分ち事之大小輕重を勘辨し彌開市に相碍候事に候哉否と申了簡肝要之事に候

一此以前國王之庭には何を種へ被置候哉と尋候人有之朴俞知返答に麥を種被置候と申候得ば扱々下國に候と手を打笑ひたる人有之候さだめて草花之類少にても不被種置事は有之間敷候へども國王之御身にて稼穡御忘無之と申候は古來人君之美徳に致す事に候故定て日本人感じ可申と存右の如く答候處に却て日本之嘲を受申候諸事此心得可有之候前朝鮮の船のごとく日本舟を拵候は、帆檣之費も無之帆之取捌も心安く船之上も穩に開走も快可致事に候へども曾て學び可申といひ申候人も無之新羅之船宜に付是を借り米を運せられ候と申事三代實錄に相見候異國之船を借り我國之米を運びたると申事おかしき事に候得共豪傑明智之人にて無之候へば其國之故習を變じ候事古今ともに難成事と相見候ゆへ彼國之事計可申事にて無之候中略ことに唯

今は日本船朝鮮船其形甚違ひ候へども檣を式つ立朝鮮船に類候様に成候は、港商之防には不宜事可有之候ゆへ容易には難成事に御座候

一信使之時行中之書物を被禁候事天和年之始天和御記録に委細相見居申候元來此方より被仰上候に付從公儀被仰出たる事に候中略重て信使之節書物之御頼有之候は、額字にて候は、二三枚壹枚唐紙に書事に候は、貳枚歟六枚屏風用に成候外は罷成申間鋪候中略享保年に龜井隱岐守様より長持一竿裏打いたし候唐紙を被入遣候て書物御望被成候故道中船中御國迄に段々爲御書被成候へ共全く濟かね申程に御座候定て御家中銘々望候分も其内に入申候故如是大分に成たる事と存候下

一朴俞知事其節朴同知安同知同然に事を成し御用に立候と申者にて譯官中之三傑と申候下

一朝鮮九升之入三升五合と御勘定所之算用前々相極居候中略只今館内にて諸僉官を初皆々朝鮮之九升を用候様に成候は三升五合を一九と申候は六十年以來御勘定所之算用前にて彼方九升之實數にて無之と申義人々存不申元來朝鮮之九升は京升三升五合

に相當り候と覺居多は朝鮮人より河原にても請取候節不案内成者は一丸と申候を京升にて貳升五合計に受取候様に有之間鋪候間金物は御國より被遣九升は春日龜竹右衛門に被仰付新規に致出來東萊火印有之候九升を寫し向後は京升を相止右之九升をもつて館内やり取仕候様被仰付可然と申上其通に相成たる事に候竹右衛門に被仰付候九升新規に致出來候譯は兎角一斛之外京升貳升三合受取候事彼方之人加升と申觸し候故一度はやかましき事可有之候其節は九升にて十五盃量り請取可申と申候外無之候處古來彼方より致火印來候代官方之九升古く損候間任譯と申談新規にこしらへ候様にとの事に付竹右衛門へ申談候得ば存之外容易に致出來候故後證之爲に候間古き九升をも大切にいたし代官之藏へ入置候様にと爲被仰付事に候

一 搥解新語

御買米之儀三十年以前より廿ヶ年程之間未收貳萬俵餘に及埒明不申候間代官より未收を能取立候と御座候て御褒美を蒙り候も有之候未收本別之差別に正月より極月迄館内に入來候數を十ヶ年之

門一ヶ年に何程つゝに候哉考見候様にと御勘定所へ被仰付御吟味有之候處十ヶ年之間何之年にても大形壹萬六千俵之内には入候へ共壹萬六千俵より上に立出候事は一年も無之左候へば未收と存請取候へ共本別を夫だけ減じ本別と存受取候へば未收と名付候米夫だけ不入來彼方にはいつとも壹萬六千俵を以或は未收米と名付持來あるひは本別と申持來候事に候を此方には其心得無之朝鮮人も侮弄を請朝三暮四之内にて年を暮たるにて候御商賣之方にも此心持必は可有之事に候元來右三十年以前より御買米に未收之出來候譯は去る丁丑の年唯今より卅三年已前朝鮮國大飢饉に候故御買米を相止昔之如く木綿を入候様にと都より差圖有之各官より木綿を東萊へ納候に付木綿を入可申との事に候へども日本人請取可申様無之其譯都へ相違翌戊寅之年より前々之通り米を入前年丁丑之分も米にて入候やうにと差圖有之時丁丑年各官より入來之木綿東萊庫に有之候を其後京商安錫徴と申者引請米にいたし館に入候様にと東萊より被申付候所安錫徴方にて不埒に成候より丁丑の一ヶ年分入來可申

米無之夫より段々未收になりたる事に候其砌朴僉知日本人へ咄申たる事に候へども朝鮮人之申分に候故彌實事に候哉三十年以前より之未收は瀧六郎右衛門裁判之時東萊へ直に申達一旦は皆濟有之候處近來は冬未收致出來候心を可用事に候一木綿四百束之公作米壹萬六千俵に成候は其古へ看品之代に入來候千百束之木綿皆八升木長さ四十尺有之候を入來候處其後段々木綿惡敷成五升木長さ三十五尺有之候を入來候付點退と申候て是を撰除ヶ請取不申年々此事之爭論相止不申彼方甚難義に存日本寛文元年天啓甲子之時は木花不出來に候て宜木綿才覺難成候間何とぞ五升木三十五尺有之候を代官方は請取重て木花宜候節は前々之通之木綿相渡候様に被成被下候へと書翰を以て懇望被致候事も有之候故又折節千百束之内を米に換へ可申との相談始り此分米に換候へば残り五升木三十尺在之候を渡候ても致點退候事も無之便利なる事に候と被存悦候て被差許たる勢と相見申候夫より最早六十八九年相立今にては亂後之餘威も無之日本人は年々柔弱になり彼國之恐は年々薄く其上二三十年以來は五

升木三十五尺之内價布同然に木綿入來候ても此以前致咆哮候様も無之大韓日本ノ怒ルヲチ彼國ノ幣ニ此節之少は相争ひ候ても落着候て受取置候様に有之候彼國只今之丁簡には公作米を相止め千百束之木綿になし五升木三十五尺之木綿にて相濟度と被存等之事に候殊に此方より被遣候看品之内銅蠟胡椒丹木之類國家之經用に何之益も無之其價として遣候は私貿易之直段よりは十倍にて朝鮮之大成損に候とかの國の書物に書付有之候得ば元來看品をも止め申度等之事に候處まして木綿を米に替へ候事は猶々氣毒に被存等之事に候故兎角一度はやかましき事出來可申哉と後來を計候へば寒心不少事に候

一 東五郎廿二歳之時御奉公に被召出江戸に罷在候所に在勤之面々咄被申候は朝鮮人ほど鈍威者は無之候炭唐人と申炭持來候者有之候處若も炭を不持來候へば其手に致印判明日持來候得と云付候へば翌日は必炭を持來右之印判を除け吳候様にと申候大勢の事に候へばどれと申覺も無之事に殊に其印判を手前にて洗落候ても相濟事に候處必ずケ様に

致しおかしき事に候と被申候故東五郎存候は鈍成にては有之間數候定て于今亂後之餘威強き故にて可有之と存居候處其後卅六歳之時朝鮮詞爲稽古彼地へ罷渡候處或町代官之内前々之仕形を覺居候者有之炭唐人之炭を不持來候を叱り上着之袖を纏にてくゝり可申と致候へば右之朝鮮人殊之外立腹いたし傍に金別將と申訓導方書手居合候處是又目を怒し我國之人を辱しめ候は如何様成事に候哉と散々に申候故町代官愧縮いたし相止め候事此事に付候ても纒十四五年之内に風義ケ様に變じ候大槩壬辰之亂後光雲院様御初年迄は怖之たるにて候光雲院様中頃より天龍院様御初年迄は避之たるにて候天龍院様中頃より以後は狂之たるにて候略中  
一經國大典政事撮要之書并阿比留惣兵衛仕立候善隣通交松浦儀右衛門仕立候通交大記及分類記事大綱を常に致熟覽前後を考可致處置事に候

増訂一話一言卷二十四終

増訂一話一言卷二十五

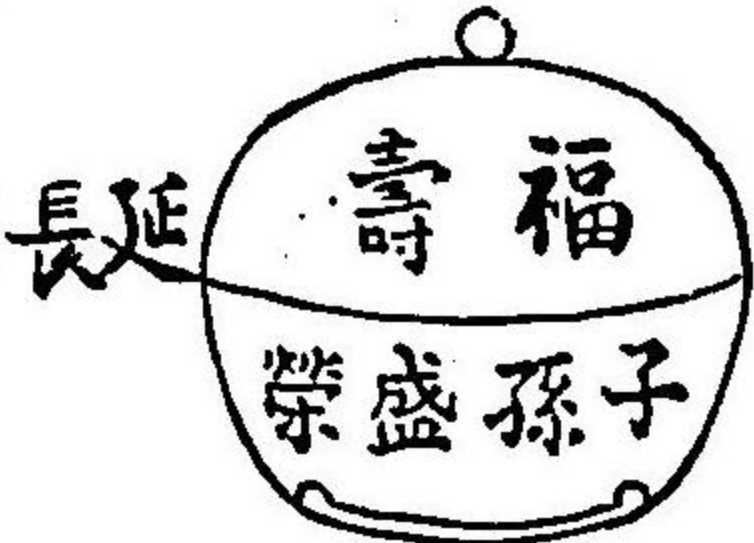
○鐵網珊瑚二條

明都程が鐵網珊瑚云。日本美人理髮單條。筆法精工。細入毛縷。四明人以贊之家君者。云自海航得之。又云。淳化閣帖。是泉州舊帖。家君令工重背。拆下背紙。乃宋初人公移。體式與今絕異。更有陶詩。背亦宋人公移。詩多爲妄人改竄。非此無由見陶本之舊。今業已刻梓行世。與學者共之矣。

○金賣橋次鈴

重背は再うら打をせし也、背紙はうら打の紙なり。

奥州栗原郡  
金成村より  
掘出す



金賣橋二の屋敷跡なりと云  
近藤正齋所藏

○辛未柳營御連歌  
文化八年正月十一日柳營之御會

唐何 代々仰く

君が御かげや春の松  
動かぬ山の長閑なる國  
寄波も霞める島根鶴馴て  
沙くむ袖に汗し朝風  
露むすぶ眞砂の道や續くらん  
月に成ゆく吳竹の陰  
色付てなびく稻葉の村くくに  
薄霧はるゝ里の傍  
打むかふ山はあらはに明離れ  
早くも越ん關はま近き  
涼しくも清水ながるゝ聲聞て  
螢の影はさやかなる暮  
見へじとて人は忍べる小車に  
夜ふかき門を別出けん  
花柳並ぶ木陰の露散て  
囀る鳥の輕き羽つかひ  
池水の烟て後や温むらん  
暮ゆくまゝにもゆる篝火

昌逸 内大臣殿  
其阿 玄碩 昌惇 昌永 昌陽 通孝 東雲 信久 信遠 昌功 昌成 昌寅 昌以 省齋 碩 逸

百敷や外衛あかれの時は來て  
山のはつかにのぼる月代  
秋風の吹拂ふらし空の雲  
列をみだして雁わたるなり  
二玉章や走り書なる筆の跡  
なけの情も中のたはふれ  
稚が折かざしつる花散て  
草刈笛も春面白し  
歸るさをいそがぬ野への霞むるに  
駒にまかする道の行末  
いざなはん人をこよりの旅ならで  
馴し都の友をこひしき  
よむ歌に深き心やこめぬられ  
春待いろに咲る梅がえ  
降雪の夫とも見へず月晴て  
翅はいつら鴉なく聲  
遠き江の一村くらす夕烟  
茂りかくしてわかぬ蘆茨  
小止無難波渡りの五月雨に  
淡路のあはでいつまで

永阿孝惇久陽寅成功以逸雲阿遠惇碩成永以久



替らじの契のみこそ頼みなれ  
 來ん世を思ふ優婆塞の聲  
 よそにみて行ふ陰の山櫻  
 春をふるやの軒の蛛のぬ  
 忘れずも燕は己が巢をとひて  
 かへす時しる小田の賤の男  
 さしうつる朝日まづけき川水に  
 船ゆく方は波の薄ら氷  
 網代木にかゝる栴葉色あせて  
 柳の絲の秋をへにけり  
 例とて星祭るよの月の庭  
 新に涼し此殿の内  
 三彈琴の調や風にたぐふらん  
 そなたにみゆる紫の雲  
 夕日かけ藤さく山に傾て  
 躑躅を跡に歸る岡のへ  
 柴運ぶ道に降來る春の雨  
 末は霞にわたす河橋  
 水白き岸の一方明そめて  
 立田の月をかへりみる空

遊 寅 碩 孝 逸 久 以 功 寅 逸 惇 永 成 雲 孝 陽 功 碩 逸 遊

驚くや嵐の送る鹿の聲  
 うつゝに夢の名残身に入  
 蘭香をなつかしき記念にて  
 又來てわくる衣笠の山  
 年々かの比もかはらぬ神祭  
 瑞籬ちかくとふ郭公  
 若葉せし杜の梢の黄昏に  
 生田の小野を行人もなし  
 いくたびか時雨の雲のめぐらん  
 うき物思ひ重りし袖  
 小夜衣恨みを告ん傳もがな  
 詠めん月もうとき伴ひ  
 秋深き谷の下庵冬めきて  
 哀ましらの聲も冷し  
 露霜を片敷暮の旅枕  
 あれし舍りは風もふせがす  
 木のもとを頼ん花の時過て  
 いづこに蝶の夢結ぶらん  
 くまゝは霞む砌の朝ぼらけ  
 緑をそふる架の村竹

久 寅 功 逸 成 阿 惇 永 陽 碩 逸 遊 寅 以 雲 惇 永 逸 阿 成

名撫子の色うるはしく雨晴て  
 重ねのきぬの涙ひにけり  
 たまさかのあふせ嬉しき手枕に  
 かたるとも猶つきぬ睦言  
 名所や數白川の奥ならん  
 先宮ばしらめぐりそめまし  
 櫻花今ぞ榮ん里に來て  
 あはしろ垣をゆひそふる頃  
 蛙なく岩間の水やよどむらん  
 またことかたにおろす釣針  
 露まげき藻屑を月にかき捨て  
 ものさびしきの床をたつ聲  
 夕されば秋風寒き小笹はら  
 すゝきうち散野への細道  
 庵や猶かたふきながら残るらん  
 軒端につもる雪の此ころ  
 絶ぬこそほだ焼そふる烟なれ  
 とはん他目もかれし山陰  
 夏箕川流や暮を深むらん  
 むすべる水も匂ふ花籠  
 春をまだ残す山吹紐解て

碩 成 久 惇 逸 以 寅 碩 阿 永 功 孝 以 寅 惇 逸 成 阿 雲 以 陽

行幸豊けき袖のうらゝさ  
 昌逸 十一 通孝 五 昌以 八  
 内大臣殿一句 東雲 五 省齋 一  
 其阿 七 信久 六  
 玄碩 八 信遠 六  
 昌惇 八 昌功 六  
 昌永 七 昌成 八  
 昌陽 五 昌寅 八  
 右以阪昌成自筆寫畢<sup>辛未二月十一日</sup>  
 ○正字通三條  
 馬鞆 正字通。方書。馬鞆治野田燐火。或火光出沒。  
 用馬鞆相受作聲即滅。故張華云。金葉一振。遊光  
 斂色。註。金葉。馬鞆也。  
 總洞馬融長笛賦。總洞頽墜程表朱裏。註。總洞。謂以  
 刀通竹節爲笛。頽墜。言竹節之屑頽落也。一說。通節  
 當作洞。或借洞。々。空也。通也。改從石從同無義。洞  
 與洞通。山穴也。<sup>略通</sup>  
 鞆 作殿切。音薦。俗謂屋斜用鞆。以土石遮水亦曰  
 鞆。篇海鞆亦作指非。<sup>同上</sup>日工集に鞆<sup>スツカ</sup>明樓とあり。  
 ○峠

峠といふ字、甲陽軍鑑には到下とかき、臥雲日伴録には江文峠とあり、中國には峠とかきてタヲといふ、峠市佐野のタヲうけのタヲなどなり。

○水戸義公書翰

水戸義公京極宮へ御返簡之寫

京極宮殿命之趣特拜戴鮎魚一桶并御領山之松菰一桶誠以難有仕合畏入奉存候雖邪寒之節益御機嫌好被爲成薰喜之至奉存候右件々御序之刻何分茂宜様御沙汰頼存候光固 恐惶頓首

十一月廿五日

西山隠士

生島玄蕃頭殿

從

宮様爲 御尋中納言殿へ奉書一通松茸一桶口鏗一桶被遣致披露候所感戴不大形忝仕合に被存則貴殿迄以書札御禮被申上候

一中納言殿山中居住之由被爲 聞召老年寒氣にも中り不申哉との 御意之旨是又致演說候所誠以忝仕合に奉存候中納言殿居住は水戸城五六里程北太田郷西山と申山中に四隣山溪打圍人家離所に衡門茅屋僅之山莊を相構植花竹愛鶴唳鹿鳴讀書、種之樂

にて被致閑居候世間往來も斷被申稀々之様に御座候處

宮様など遠境之處被爲懸

尊慮時々預 御高問候段不慮之大幸被奉存候

右等之趣貴殿と拙者共方より合申進候様にと被申候

一爲

尊慮拙者共儀御垂問之旨誠以冥加至極難有仕合筆頭に難申述奉存候此段何分にも貴様御取繕御沙汰奉頼候恐惶謹言

十一月廿九日

栗山源助

信判

中村新八

啓判

安積覺兵衛

覺判

生島玄蕃頭様

右桂殿家司寫所持のよし竹垣柳塘より借得て寫月二日

○茅屋改瓦

佩文齋書畫譜宋璟廣州懷惠頌

玄宗時。宋璟爲廣州都督。廣州舊俗。皆以竹茅爲屋。屢有火災。環教人燒瓦改造店肆。自是無復延燒之患。人皆懷惠。立頌以紀其政。唐書本傳

江戸の武家町屋共茅屋根を改めて瓦屋に可致旨仰出されしも同日の談なり。

○李白碑

同書李白青山碑

李白至姑孰。悅謝家青山欲終焉。及卒葬東麓。元和末。宣歙觀察使范傳正祭其家。禁樵采。訪後裔。惟二孫女嫁爲民妻。泣曰。先祖志在青山頂。墓頂葬東麓非本意。傳正改葬。立二碑焉。唐書本傳

太白の二孫女民の妻となるもあはれなるものかたりなり。

○白雪樓

同書孟亭記

咸通四年皮日休撰。江陵寄居李耆壽。嘉定庚午。於鄂州白雪樓之倉側。得斷石一塊。上有六十五字。乃唐率更體。文理斷續。不可讀。其間有孟先生三字。終於波動岳陽城五字。則知其爲孟亭記。今石尙存。輿地碑目

これによりて見れば鄂州白雪樓の名宋の時よりあり明の李子鱗にはじまるにあらず二月廿四日春雨中に書

○小鍛冶宗近

劍匠の稻荷を奉るは昔三條古鍛冶宗近稻荷山の地主をもて鍛冶せしよりの事也、又小鍛冶の謠には明神狐と現れ相槌を打給ふなどいふ、按に宗近は始薩摩の谷山郷に謫れて正國てふ刀匠の弟子となりて劍を造ることを學びけり、後京に召還されて三條わたりに住けるよし、おのれの家系に記しぬ薩摩老侯榮君の著せる成形圖説卷一にみゆ二月廿五日新晴

○田文

和訓栞曰津國豐島郡南郷村の社司今西氏の藏に田文あり、くす紙の如く幅一寸あまり、堅に界引て又横界ありて、山川田畑墓原など一々横に書てあり、最初に文治五年御檢注加納田畑取帳とあり同書卷九に出

○伊達家

むかし伊達家の有司領分の富家どもへ用金を課せしを、中將吉村朝臣聞れて、上よりこそ下を恵むべきに、下より上をめぐむといふ事やあるとて、一首の歌をよみて示されける

うけ継し國の守の甲斐やあらん  
惠まぬ民に惠まるゝ身は  
さすがにめでたき事になん申めり同書卷十に出

○享保十七飢饉

近く尋るに享保十七壬子の歳、西海道の疫癘と歎飢に、豊前小倉の内男女七萬人の疫餓死あり、肥前佐賀の内男女十二萬餘口の疫餓死あり、又筑前國內凡三十六萬七千八百餘口の中男女疫餓の死人九萬六千七百二十口と記せるとかや、其上にも同十八年癸丑の夏六月頃より秋の半に至り、日本國中一統に疫病流行して大坂三郷の市中にしてさへ風を煩ふ者凡三十萬七千四百十五人點檢せしとかや、其時分の米價一俵百十四匁の騰踊なりしといへり同書に出

○標榜

佩文齋書譜卷六十五 孔子見老子畫像 人物七。車二。馬三。標榜四。惟老子後一榜漫滅云云。續標榜とは名を書付たるなるべし。

○六阿彌陀四番本尊

六阿彌陀四番目同木の本尊は田畑興樂寺にては無之、實は駒込土物店天永寺今本堂の本尊なるよし、

むかし寶永の頃興樂寺にて天永寺より金子借用の節天永寺へ預け置たりと代々申傳へ申候と、天永寺當住の話也と、龜屋文寶の話也。

○御臺様濱御殿にての御詠並御詞書

御臺様濱御殿に成らせられし時の御詠とて人のうつし傳へしをみるまゝに寫す  
きさらぎ未の七日、濱の殿へまかりけるに、まだ朝ぼらけのふかき霞をわけ行ほどに、いとめづらかなる折しも、雨のふりいづるけしきさへよそにことなりぬるもいとはず、爰かしこさまよひありく、まづ觀音の御堂にまうでぬ、あたりの木立いとものふりとうとくみゆる、少し小だかき所につきがねのみゆる、されども時つく人もあらぬなるべしと人々いふ、なを行くて高き山にいたる事雲にもいるかとまで覺ゆ、ひえの山をはたらばかりかさねあげたらんといへるも、ついくべき山のたかきになん、名をとへば富士山ときこゆ、これより海を眺望すれば誠に三千里の外までながめやらる  
うちむかふ浪路の末は霞つゝ、  
よるべもわかぬ沖のつり舟

○匂ひ袋の方

- 一かすみ 日野大納言殿之方
- 一丁字 壹兩 一りうのふ 五分
- 一じやかう 貳兩 一白だん 貳兩
- 一かんせう 三兩
- 一はつ夢 仙洞様之法
- 一丁子 五兩 一りうのふ 壹兩
- 一じやかう 壹兩五分 一かんせう 三兩
- 一白だん 壹兩
- 一おち葉 京極殿之法
- 一丁子 三兩 一かんせう 貳兩
- 一じやかう 貳兩 一くわつかう 壹兩
- 一郭公 吉田殿之法
- 一丁字 六分 一ちんかう 五分
- 一りうのふ 二分 一せんきう 貳分
- 一もくせいの花 三分

山より山を過つゝ海の面にのぞむ、ひだりの方をみればひかたに遊ぶ鳥どもむれむたり、爰は櫻川といへるよりついであるよし、在原の中將のいざことゝはんと言しはすみ田川なれど、何となうおもかげうかぶみやこ鳥にはあらぬ千鳥のむれ居つゝあそぶ、いとおもしろし

打よする浪とともに濱千鳥

たち居ひまなく浦づたひして

興ある所ゝあまたあれど、言の葉もおよばず、いつしか暮におよびければ、歸るさにおもむく、なを雨やまず、霞こめたる人々あめはればいかに面白からんなどいふを聞

いとらしく雨さへはれば歸る浪の

名残はつきじ濱の眞砂地

右盛天樓にかり得て寫す開月廿九日

○麴町市人の娘詩歌すみだ川の花

福一丸舟回棹去。飄風嬌態亂紛紛。此中好景君知否。幾樹櫻花如白雲。

白雲か雪かとたどる隅田川の  
霞をつゝむ花の色香に





- 一若くさ
- 一丁子 壹匁
- 一白だん 五分
- 一もつかう 五分
- 一へんのふ 壹分五厘
- 一くわつかう 壹分五厘
- 一かんせう 壹匁
- 一くんろく 五分
- 一りうのふ 五分五厘
- 一じやかう 壹分五厘

- 一丁子 貳匁
- 一りうのふ 壹匁
- 一かんせう 壹匁
- 一くんろく 少
- 一じやかう 壹匁
- 一白だん 壹匁五分
- 一うゐきやう 壹分

- 一丁子 壹兩
- 一じやかう 壹兩
- 一せうのふ 壹分
- 一かんせう 壹兩
- 一りうのふ 壹兩

- 一梅花 壹匁
- 一かんせう 壹匁
- 一りうのふ 貳分五厘
- 一へんのふ 少
- 一びやくだん 壹匁
- 一じやかう 貳分五厘
- 一ういきやう 貳分

右何れもやげんにてこまかにおろし申候

以上三拾五方辛未三月十日於府中春雨寫畢

○元文金銀吹替之時宗對州へ被仰渡候御書付  
元文元辰年金銀吹替に付同二巳年宗對馬守願候故從公儀被仰渡候御書付

金銀吹替に付朝鮮人參之代并交易之儀共差支候哉と被相願候趣彼是御評議も有之候畢竟元祿銀吹替之節と此度別て相替義も無之處元祿銀吹替改候砌は二割七分の増を對馬守より朝鮮國へ相續遣候迄にて外に何之願も不被申上尤人參代高直にも不相成濟來候然處此度何角御差支可有之哉と被申聞候儀難心得候勿論元祿之頃に格別差替り候儀も無之候然共此度對馬守損失書付被差出候に付ては其通にも難被差置候只今迄之人參直段に五割増是は銀吹改之五割増にて世上一統に存知之事故五割増

辛未三月十一日寫

已七月 ○萬松院等貴筆

相國寺萬松院等貴筆 新古今集與書

當集上下就懇望丹心染禿

毫偏後見嘲哂有耻餘已而 永正九壬申季春中泚 寂湊人貧主三十三

極札新古今和歌集

全部上下

相國寺萬松院

等貴筆澤無

紛者也 元祿六年 金壹枚五兩

南呂中句

古筆

丁仲

釣玄

○橘千蔭和歌

春色浮水

つくばねのこのめも春の影みえて

とばのあふみやうちけふるらし

七夕

たが身にもかゝれとぞ思ふ神よゝり

に可爲賣出候其餘増候ては外之品と違ひ未々難相調におゐては世上可致難儀候依之右増分 公儀之御失墜に可被成候間文字銀にて朝鮮國不請取候は、人參賣候代銀を對馬守方より銀座へ差出次第御定銀高千四百貫目之内慶長銀之位に吹出し相渡候様に銀座へ可申付候直段増之儀人參代計にて其外交易筋は諸物段々高直に相成候條是にて相濟候人參代之外は公儀御世話可被成様無之候交易代慶長銀に吹直候儀は文字銀對馬守より差出次第人參代共に御定高千四百貫目餘迄は吹直し相渡候様銀座へ可申付候  
右之通落着之上對馬守手前損失無之候左候得ば此上何之品被相願候共曾て御取上げは有之間敷候尤朝鮮にも只今迄之通相替儀無之候得ば人參可滞様も無之儀に付本ノ  
一人參之外朝鮮へ交易之品可成程は代物替に被致作略可有之候畢竟異國へ金銀多く不相渡様に可致事  
一人參賣出し候斤數并代金高向後壹ヶ月限に御勘定所へ認め可被差出候  
右之趣可被得其意候







部南郭にや、齋名にことし壺天樓龜や勅のもとより泉山  
周雲といひし事あり  
景境詩歌集をかり得てよむに、はじめて此寺の事な  
る事をしれり、是も又讀書の一得也辛未四月初四

○春日の鹿

溝口豊前守信勝入十 奈良奉行勤役中寛文十一年六月  
廿八日春日の神祠遷宮の時、祠邊鹿多くして人々の  
なやみとなりしかば、廣き網を設て數多の鹿を追入、  
網目より出せる角を盡く切て衆人の患を除く、是よ  
り年々の例となる。

○はまくりはたおひめ

はまくりはたおひめ上下かなものがたり古風なる  
ものなり。

明暦二年三月吉日林長右衛門板。

○執齋詠草の中

江戸に在ける頃、みづから隠家の何がしと名の  
戸田茂戸田茂と聞わたりける人のいほりとて、前のたなは  
しに不求橋といふ札を立て、和歌あらば書てよ、  
千首をえらびてのせんと書てすいり料紙をも  
し置けるを見て  
もとめざる花なかりせば隠家に

誰わたれとてかけし橋をも

述懐

世のちりをあらふまでこそかたからめ

心の水よにござらすもかな

享保十年乙巳五十七歳在江戸

三月廿七日小金に於て御獵まし〜けるを祝し

奉りて小宮山謙亭子によりてをくり侍る

かねがさく小金の花がさくといふ

はるの日ぐらしいさむ御狩場

小金村の内に日ぐらし金が作といへる所小宮山の

陣屋ありければかくつらね侍る小宮山は其所あづ

かり沙汰し給ふ御代官也。

○益軒翁の書

貝原益軒書百忍歌解

先人益軒眞蹟

男損軒好古監定

楷書はなはだ見事にして華人の寫本のごとし青山堂所藏也

○荒神の徳利

武州あがた野子聖權現の下 龍泉寺焼

是は武州名器一品 荒神の徳利青山堂所藏



○植崎九八郎  
植崎彌市郎政信が養子九八郎政由は御勘定成田九十郎正之が二男なり。

○角倉了以  
一慶長十三年京都大佛殿御造營に付大材木牛馬の運送なりがたく、了以光好に命せられ、京都加茂川の水を堰分け新川をつけ、右の材木を引上る、よりて十六年より伏見より二條まで高瀬船通行す、十九

年また富士川塞りしにより、悴與一玄之に命せられ是をひらく、三月より七月に至りて普請なる、同年七月十二日死す、六十一、法名了以、城州嵯峨の二尊院に葬る、其子與一貞順はしめ玄之のち義庵といふ、大坂御陣のとき上方處々の川をきり落しまたは水をせき入る。

一角倉與七光好は宇多源氏の末流吉田意庵法印宗桂が惣領なれども、水理を好み醫師を好まず、弟に家をゆづりのち了以とあらたむ、年月まれず、東照宮にまみえ奉り、慶長八年上意をうけ安南國へ通船し、同十年また仰をうけ、丹波國柴殿田村より深津嵯峨大井川まで山間三里があいだ川中に大石多ありて往古より通船なりがたきを切ひらき、翌る午年八月より高瀬船通行す、慶長十二年また命により富士川へ高瀬船を入れ、駿州岩淵甲府まで通船し、十三年また仰により信州諏訪遠州掛塚まで通船す、よりて書を給ふ

權現様  
自信州至遠州懸塚  
舟路見立候付而船役  
之儀被仰付候也

慶長十二年六月廿日御朱印

角倉了意

台徳院様

從信州至遠州懸塚依舟  
路見立船役如被仰付不  
可有相違者也

御朱印慶長十二年七月十一日

角倉了意

○御鍛冶御褒美

享保八年五月廿八日濱御殿地にて被仰付候新身御道具御鍛冶御用掛相勤候者へは御大小被下置旨有馬兵庫頭殿加納遠江守殿於御部屋被仰渡御刀石堂 御脇差 康繼 拜領仕候。

右御腰物相勤し會雌平太夫家譜の所見也。

○御留守居組頭

享保十九年六月朔日御留守居組頭被仰付候旨松平左近將監殿被仰渡候此度御留守居組頭一組二人宛被仰付候間御廣敷番之頭より被仰付一組壹人宛差加相勤候様に被仰渡。

○徳力良顯

徳力伊賀守良安が六代十之丞良顯、後號有隣、實は

讃岐國郷士佐々木八郎左衛門正種が男也、元祿十六年六月廿五日被召出拾五人扶持同月廿八日常憲院殿に拜謁し、寶永元年十二月十五日百五十俵を賜ひ、御近習番格になり、六年三月二日寄合儒者、正徳元年七月朔日御記録御用奥勤、享保三年十二月五日評定所儒者、八年九月廿六日病氣に付御免、正徳元年享保四年朝鮮人贈答、元文三年五月十日七十七歳病死、日暮里南泉寺に葬、法名有隣、良顯が子良弼十五郎藤八郎と稱す、評定所儒者をつとめ、奥詰儒者となり、寶曆七年九月台命により政要策及び表を獻す、廿二年三月四日御書物奉行となり、朝鮮人と贈答す、明和元年閏十二月十六日欽定古今圖書集成吟味御用をつとめ銀五枚を賜ふ。

○芝金掘杉出候古碑

文化八年辛未三月二日ほり出し候古碑

佐々木藤兵衛尉友正  
妙法 飯妙蓮芳安靈  
寛永八辛未年三月二日

芝金杉里沙門横町湯屋龜屋藤四郎井戸より骨石塔掘出し申候今年迄百八十一年に成支干相當金杉二丁目圓珠寺に立ると云

○牛大夫宗長墓

寛政四亥年の暮に上毛野羊大夫の碑の近所宗長寺よりほり出せし古き石に 牛大夫宗長墓 とありしと云。

○虎の石塔

淺草法福寺に虎が石塔あり 梵字

○佐渡女子歌

夏月十一歳の時のうた

仙田氏龜鶴女

むら雨のすぐる雲まにふげにけり

さらでもかけは短夜の月

琴の師の京に歸るを送る七歳の時也

君に今たちわかれなば花とりの

色にもねにも戀しからまし

十二歳のとき

秋はまだ遠山鳥の尾上より

いづれば明る夏の夜の月

江戸の大城にみやづかへせしが十四歳のとき世を

早うしけるとなん、享保の頃のものと也。

○凶句

安永九年の歳旦

何の式かの式もなし宿の春

葵 足

聞人つまはじきして隠者なりともこの世にあらんものそれ程の式ならずやはと譏しが、果してその年身まかりぬ、又天明の頃、存義が歳旦

信濃なる淺黄布子やとし男

ある人難じて淺黄布子は凶服也とつぶやきしが、この年むなく成ぬ。又天明五年蓼太が歳暮

われ見ても賣れぬ石あり年のくれ

次のとし身まかけり、門人何がし今年墓碑をたつる前象也といへり。以上馬琴が燕石雜志

蜀山云、蓼太病のとき醫師日向東庵の藥を服せし

に、東庵いはく蓼太は水氣さりて命ながるまじと、その年の名月の句に

名月や四ツ手におもき水ばなれ

といふ句をさゝて東庵嘆息していよく水氣の去る事をしれり、後の月は見るに及じといひしが、

果して九月十二日に身まかりぬ、天明六年の事也。

予が廿五歳の時、安永二年癸巳歲旦

春たつや二十五絃の山かつら

初鶏も去年にはあかぬ別かな

二句ともに忌はしき句也、そのとし正月五日の曉  
去年の冬十二月に生れし女子うせにき。

○錦繪

錦繪は明和二年の頃、唐山の彩色摺にならひて、板木  
師金六といふもの板摺何がしをかたらひ、板木へ見  
當をつくる事を工夫して、はじめて四五へんの彩色  
摺を製し出せしと、金六みづからいへり、かの金六  
文化元年七月身まかりぬ燕石雜志

此説非なり、見當は延享元年江見屋上村吉右衛門  
工夫也、故に今に見當のことを上村と云ふ。

○挑灯簾 鉋 吹革 觀世より

挑灯へ銅の簾を着ることは正保の年間より起ると武  
家故事要畧にいへり。鉋といふものも寛文年間まで  
なかりしとぞ。和名かんなどはかきなぐる義なるべ  
し。吹革といふものも元祿年間まではまれ也しに  
や、元祿三年七月に開板したりし人倫訓蒙圖彙に見  
えたる鍋の鑄かけは、火吹竹にて火を吹おこしてを

り。觀世紙よりは又三郎はじめたりと、西鶴が男色大  
鑑にいへり。

○林春齋春徳

一承應三年十二月十日

吳服羽織

武仙言書并詩被仰付候に付 同春徳

一寛文三年十二月廿六日

五經講釋不殘事畢之趣達忍岡

家塾可稱弘文院之旨被仰出之

林春齋

○釋寺野

杉浦武兵衛家譜に、正保元年釋寺野に於て鹿狩せさ  
せ給ふ時、疵負たる猪來りしを、近藤勘右衛門用清山  
本九兵衛正次杉浦武兵衛政清三人にて突留ると云へ  
り、釋寺野は今の石神野なるべし。

○蟹江七本槍

弘治元年尾張國蟹江合戦のとき七本槍

前譜忠員忠世佐同阿陪忠政杉浦吉貞

大久保平右衛門忠員烈祖成續初  
名共四郎

前譜忠世忠員忠佐忠勝同杉浦吉貞

同七郎右衛門忠世

前譜忠佐忠員忠世忠勝同阿倍忠政杉浦吉貞  
 同治右衛門忠佐  
 前譜忠勝同阿倍忠政杉浦吉貞  
 同新八郎忠勝烈祖初名五郎右衛門  
 前譜忠政同大久保忠勝杉浦吉貞  
 阿倍四郎五郎忠政  
 前譜吉貞同大久保忠勝  
 杉浦大八郎五郎吉貞  
 前譜吉貞同大久保忠勝  
 同八郎五郎勝吉敏  
 ○雀部新六郎御答の事  
 享保三年五月廿一日 御徒頭 雀部新六郎

申渡之覺  
 其方組内藤源八郎一色諸左衛門先月晦日増上寺へ御成之節天光院寺内固め相勤候處尾張殿同勢入込有之癖之外より相見候付而右之段僉儀有之候處源八郎諸左衛門相違之儀共中固め之勤方も不念之儀旁以不届に付而追放申付候其方事右御成之節増上寺固め之場所見分候而可入念旨申付之由に候得共

最前御役被仰付候節一通り組之者へ萬端勤方前々之通入念候様申渡候迄に而其上委細之儀は不申聞候惣而御成先之儀は別而大切成事に候得は兼而度々にも急度申渡之尤其場所の様子により時に至り致了簡組之者へも相心得させ可申品も可有之處無其儀不調法申至に候依之閉門被仰付者也  
 右今晚於大久保佐渡守宅新六郎呼寄大久保長門守列座佐渡守申渡  
 八月廿五日  
 右は野史にいふ尾張殿尊尊公歟 屏の上より御成を見られしゆへ御答有之御書付なども追々出候よしなり御徒兩人は追放に相成候よし  
 ○武川衆文書  
 急度申入候仍歟此已前之御役様には壹萬石に鍵百本被仰付候へ共向後之義は壹萬石に鍵五拾本相殘五拾本之代に鐵砲貳拾挺可持之旨 上意候右之外は最前被仰遣之通相違無御座候恐々謹言  
 三月廿三日 安藤對島守

|        |          |          |              |         |
|--------|----------|----------|--------------|---------|
| 重信判    | 酒井備後守    | 重信判      | 一貳百石         | 折井市左衛門  |
| 忠利判    | 酒井雅樂頭    | 忠利判      | 合千貳百五拾壹石貳斗貳升 | 御重恩之地   |
| 忠口判    | 武川衆中     | 武川衆中     | 一仁百俵         | 馬場勘五郎   |
| 柳澤兵部丞  | 一百貳拾石    | 一百貳拾石    | 一仁百俵         | 曲淵玄長    |
| 伊藤三右衛門 | 一百拾八石八斗  | 一百拾八石八斗  | 一仁百俵         | 青木尾張    |
| 曲淵庄左衛門 | 八拾石      | 八拾石      | 一仁百俵         | 青木彌三左衛門 |
| 曾根孫作   | 五拾六石四斗貳升 | 五拾六石四斗貳升 | 一仁百俵         | 馬場小太郎   |
| 曾雄民部丞  | 八十六石     | 八十六石     | 一仁百俵         | 横田源七郎   |
| 折井九郎三郎 | 六拾石      | 六拾石      | 一仁百俵         | 米倉左太夫   |
| 同長次郎   | 九拾貳石     | 九拾貳石     | 一仁百俵         | 同彦次郎    |
| 會雄新藏   | 百拾石      | 百拾石      | 一仁百俵         | 同加左衛門   |
| 有泉忠藏   | 五拾石      | 五拾石      | 一仁百俵         | 同彦太夫    |
| 山高宮内少輔 | 七拾五石     | 七拾五石     | 一仁百俵         | 曲淵庄左衛門  |
| 青木與兵衛  | 八拾石      | 八拾石      | 一仁百俵         | 同助之丞    |
| 同清左衛門  | 貳拾石      | 貳拾石      | 一仁百俵         | 折井九郎次郎  |
| 馬場右衛門丞 | 百石       | 百石       | 一仁百俵         | 青木彌十郎   |
|        |          |          | 一仁百俵         | 伊藤新五郎   |
|        |          |          | 一仁百俵         | 青木勘四郎   |
|        |          |          | 一仁百俵         | 會雄民部助   |

一八十俵 入戸野又兵衛  
 一六十俵 柳澤兵部少輔  
 一六十俵 山高將監  
 一六十俵 米倉六郎右衛門  
 一四十四俵 山寺甚左衛門  
 一四十四俵 折居市左衛門  
 合貳千九百六十俵 米倉主計助

右之分可有宛行候  
 寅正月廿七日

成澤吉右衛門  
 大久保十郎兵衛  
 日下部兵右衛門

右米倉家貞享書上之寫天正十八年寅としの事跡なるべし。

御朱印

武川次衆事

曾雄 藤助  
 入戸野又兵衛  
 秋山内匠助

米藏加左衛門尉  
 秋山但馬守  
 秋山織部佐

秋山宮内助 功力彌右衛門尉  
 戸島藤十郎 小澤善太夫  
 同名甚五兵衛 同名縫右衛門  
 小尾與左衛門 金丸善右衛門  
 同新三 伊藤新五  
 海瀬覺兵衛 樋口佐太夫  
 若尾木工左衛門 山本内藏助  
 石原善九郎 名取刑部右衛門  
 志村惣兵衛 鹽屋佐右衛門  
 山主民部丞 青木勘次郎

右各武川衆所定置也仍如件  
 天正十一年十二月十一日

右米倉家貞享書上

○松浦佐内

寛文十年十月十四日家督之砌

二百俵

松浦左内 五十一

但左内儀七十歳より内た  
 リと云共右之手不相叶武  
 士役不罷成に付被仰付 委于

十左衛門

右同列は皆七十以上也又上下の同列より考するに其

以前に早被召出有之者は隠居被仰付といへども子ども不被召出ものは自分隠居仕候事は相成らざるがごとし。

○津戸左次兵衛御咎

寛永十五年九月廿七日御咎原本に若年寄衆之内見ゆ皆川山城守組津戸左次兵衛當年大坂御番に雖相當候相煩當地滯留去比於自分屋敷内招他所之者令取相撲之節喧嘩出来而見物之内根岸源五兵衛忽令及傷畢因茲左次兵衛義昨日切腹被仰付畢弟孫右衛門義者落合小平次に御預け也彼者重然不届に被思召之旨於殿中物頭之面々へ若年寄衆被申渡云々。

○天明尙齒會

天明六年三月七日浚明院殿五十初度を賀せらるゝ時、若年寄酒井石見守忠休、加納遠江守久堅、御側佐野右兵衛尉茂承、松平因幡守康郷尙齒會の御宴に列なり、八丈島を賜はり、且紅裏つけたる衣服を着する事をゆるされたり。

○染木甚太郎書上

染木甚太郎書上に  
正信八右衛門儀は文祿年中月日不相知太閤朝鮮征

罰之砌先手之面々於朝鮮一城を攻落候節城主の子姉弟兩人乳母抱之迹退候處を片桐市正手にて捕之日本へ相渡太閤より長東大藏大輔へ預られ江州水口にさし置かる其後天樹院様御幼少の時慶長三年右兄弟の唐子一間臺にのせ御慰に片桐市正獻上仕候其節姉十一歳則御側に被召仕弟染木八右衛門儀は九歳に罷成直に御廣敷に被差置現米三十五石五人扶持被下同八卯年大坂へ御供仕其後元和元年江戸御下向の時御供姉儀は早尾とめされ慶安元年六十一にて死し八右衛門は天樹院様御殿相勸寛文九年八月九日八十にて死す駒込の三家町正行寺に石碑あり。

○穴山梅雪の子

貞享稻葉丹後守書上のうち五條通鎰屋町龜屋善兵衛書上に、善兵衛會祖父穴山陸奥守梅雪倅勝千世義武用跡目爲相續被召出、則權現様より御朱印を賜る、玄かるに勝千世若年にて死し、跡目これなきよしみへたり、右御朱印貞享の時龜屋善兵衛所持せし趣書出す

○打物爲持候諸侯

溜詰打物爲持候分

松平肥後守 松平讃岐守 松平駿河守  
 大廣敷  
 松平加賀守 松平薩摩守 松平陸奥守  
 松平越前守 松平掃部頭 松平彈正大弼  
 松平左近將監 細川越中守 松平大膳大夫  
 松平相模守 松平左京大夫 松平攝津守  
 松平内藏頭 松平大學頭 松平安藝守  
 上杉彈正大弼 細川中務大輔 松平越後守  
 松平壹岐守 松平筑前守 松平於義丸  
 宗 猪三郎

世田谷村豪徳寺へ  
 參詣并火事之節前  
 々より爲持候由  
 出火之砌打物爲持

同断

井伊掃部頭  
 同 玄蕃頭  
 松平下總守  
 松平隱岐守  
 立花左近將監

○正徳元年對州へ宿次御奉書

一筆令啓上候其方儀朝鮮之御用依相勤候向後江戸在  
 府之節も長刀御免被遊候旨被仰出候間可被存其旨候  
 恐々謹言

七月十六日

阿部豊後守

宗對馬守殿

○半井家

尊卑分脈四丁<sup>五十八</sup>云、和氣清麿より十七代典藥頭常  
 成が傳に

家藏方數百卷。逺應安之爭亂。獻納大内之御庫。  
 逺應安年祝融之變爲煨燼。

半井家半醒軒典藥頭和氣明重實は丹波重長が男なる  
 よし、寛永譜にみゆ、玄からは明重が時より血筋は  
 丹波氏の胤となれり、明重は明應年中の人也。

○武器圖説

瀬名源太郎貞如譜中の云、寛政八年正月十六日御小  
 性組山田肥後守組伊勢萬助貞春家に持傳候古器武器  
 其外圖説類圖は貞春校訂を相加認候様圖は貞如被  
 仰渡候由若年寄堀田攝津守殿貞如父貞雄へ御城詰合  
 之砌被仰渡同十一月三日右全部出來貞春上納

仕候

但右本文古器武器之類類集は

劔刀之部 甲冑之部 弓箭之部 鞍籠之部  
 旌旗之部 矛鎗之部 武器之部

全部冊數拾貳冊 伺之上武器圖説と外題被  
 仰渡候

寛政十一年十二月廿六日圖を認候に付堀田攝津守殿  
 御宅にて御書付を以御褒美白銀二十枚被下

○寛文九年或日記

寛文九年八月廿八日

一松前之様子書付佐藤元知より遣申候  
 一松前へ蝦夷新關へ先月廿九日奥夷之人數貳百計船  
 にて押來然處松前之人數より鐵砲打かけ手合有之  
 夷之雜兵百騎餘討殺其内大將分之者壹人殺一人生  
 捕其上舟奪取殘人數山へ逃散候人共山中尋之儀成  
 難候由松前兵庫より注進一昨廿六日到來

同年閏十一月十一日

一松前與蝦夷之儀去月廿三日四日に夷共上下五拾人  
 餘搦捕打捕落着仕候由松前八左衛門より津輕越中  
 守方へ申來候越中守より閏十月六日之日付にて注

進之由御座候

一先月廿四日五日に蝦夷御靜謐罷成候由土屋但馬守  
 様御兩殿様御聞番衆へ被仰渡候由

十二月朔日

一於京都公家衆長谷三位殿嫡子盜賊之棟梁にて去廿  
 一日に禁裏へ火を付其躁動之紛に可致盜賊之企其  
 外なはや右衛門家財をも押取候半企もいたし候  
 處訴人出被捕籠舍被仰付候由同類も數多有之由取  
 沙汰御座候

一酒井修理太夫殿より渾天儀と申世界之圖御上被成  
 候

十三日

一松平美作守様京都より生竹の子一本御持參御上ケ  
 被成候長サ七八寸有之根こぎ之山則上覽以後御臺  
 様へ被懸御目候由

十二月晦日

一御謠初御用大蠟燭三百目掛貳拾挺入五箱外に貳挺  
 臺にすへ御目錄持添持參仕候様御側衆へ御口上之  
 趣申上候板倉筑後守殿より御返事例年之通御謠初  
 之蠟燭被差上候後刻可遂披露候委細御老中より可



被仰入と存候由

覃云 一柳氏云只今も同様被献上候由

○北蕃五郎

北蕃五郎保義は伊賀者をつとむ、享保九年十一月十八日保義がつて大島當流の槍術修練せし事を聞召され、植溜にてその業を試みられんが爲、近侍の臣をしてかはるゝ是に對せしめらるゝの處、凡一千百餘合に及ぶ、のち昇進して田安の用達をつとむ、其二男蕃五郎保武も又槍術をよくす。

○山路才助

山路才助徳風寛政三年十二月廿九日著述之書曆法新書興端曆書を獻じ白銀三枚を賜ひ、四年十一月廿八日興端曆書を獻じ白銀七枚を被下。

○酒井忠國

酒井大和守家大和守忠國天和二年八月朝鮮人來聘の時本願寺にて洪世泰と筆談し別著とす、忠國時に寺社奉行たり。

○有無の對句

庭前有月松無影欄外無風竹有聲 朝鮮本百聯抄に見ゆ。

○唐念珠

唐念珠一連右中山國本部王子渡海去秋野院庭前之賞菊預惠投乘鴈翼賦呈一雲上人。

辛未二月良辰

雲裳拜

右は薩の僧雲裳より得たりとて護持院寺中大聖院携來て示す、珠數の粒は木にて香あり、親玉は赤玉也。

増訂一話一言卷二十六

○燕石雜志抄

一 小野お通老て後その女信濃なる松代にありけり、母を養む事をまうして使君のゆるしをかうふり、迎の従者を遣はせし程に、お通はやがて信州へ赴きつ、そのとき迎の従者がいふ、姨捨山へはこより遠からず、立より給はずやとまめだちていざなへば、お通これを聞て

おば捨の山には入らじ名を聞て  
車をかへす人もこそあれ  
とよみてたちもよらざりしとなん曲亭燕石 雜志卷一

一 ある書に犬ころしといふ梨子はその大なるもの周  
一 尺四寸北國に多し、奥羽秋田の産他州に倍す、  
狗樹下にありて梨子落これにあたる時は忽死す、  
故に名づくといへり同書

一 近江の源五郎鮒は室町家の時錦織源五郎といふもの湖水の漁獵を司りて、毎朝大なる鮒を京都へ進らせしかばこの名ありと云、佐渡に鯛の増源八と

いふ魚あり、まか名付たる故はしらす同書

一文徳實錄卷十第文室朝臣助雄者。中納言從三位直世

王之第二子也。字王明。少遊大學。略涉略史云

云。同書第九葉山田連春城。字連城。同書第八葉和朝臣。

字子。授從五位下といふ事あり、これは宮嬪の名に

て字の義にはあらねど因に抄録す、三代實錄卷十

春澄宿禰善繩。字名達。これら皆文琳堂第七葉の

上なり云云。同書

一 繪巻物 子が管見をもて十が二三をいはい

後三年合戦記 圓光大師行狀記

駿牛繪詞 國牛十圖

三十六番歌合 七十一番歌合

十二類歌合 調度歌合

蟲合 鳥合 福富草紙

雀松原 常盤姫物語

花鳥風月 太秦草紙

天狗内裡 北野大茶湯記

文正草紙 鉢かつき

小町草紙 島わたり

七草草紙 若草草紙



○順徳院御陵

佐州に順徳院の御陵あり五十間四方土を封じ松を植石の玉垣あり

一宮 島照姫之宮

二宮 玉島姫 ガクハナシ

三宮 親王大明神

像ハ池ノ藏人作也

院の御製

つかのまも身をはなたじと思ひしに

波の底にもさや思ふらん

本間の子孫は奥州銀山に移住す、血脉の子孫は佐渡

にあり、今井忠藏と云。

○蓮空の歌井連理

享保年中佐渡に蓮空といふ歌人あり、後山の百姓の

隠居也。

九條殿御直し

いくよふる

千歳ふる松の雫のまたりて

さい波よする志賀のから崎

享保の頃  
連理仙田龜鶴

この秋の哀もさぞとしられけり

鳴たつ澤のさみだれの頃

○大塚護國寺

大塚護國寺

仁王門護國寺の額 高良山僧正筆

本堂神齡山の額 松井拙齋筆

内陣悉地院の額 常憲院殿御筆

本堂の右にある大聖院といふ子院は、古よりの普請

のまゝにて古き子院也と云。

○日蓮上人赦免狀二

日蓮法師御勘氣事所免許候者也

文永十一年二月十四日

行兼在判

清長在判

行平在判

光綱在判

藤左衛門入道殿

日蓮法師御勘氣事有御免許之由所被仰下也

早可被赦免之由候也仍執達如件

文永十一年二月十六日

山城兵衛入道殿

文永九年四月蓮師塚原より一谷へ轉遷の時副狀の

うつし本紙は一谷妙照寺にあり

兵部丞行兼奉

兵部丞行兼奉

此流人非可蔑從鎌倉有副狀堅  
番衆可申付者也

四月三日

勝利

近藤伊豫入道之

○詩聖堂詩集序寬翁

詩聖堂詩刻成詩聖者何。杜少陵也。少陵何稱詩聖。其網羅古今。集而大成。後世作家無不取法。故謂之詩聖。堂者吾天民所築於玉地之草堂也。天民少小嗜吟咏。厭棄其世業。嶄然既見頭角。時余方開江湖社。開風來者甚多。天民亦入社。與永日充從無絃輩。論難相切。唱酬往來。遂有所得。以成一家言云。後余竄仕越中。于役無虛歲。諸子散落。詩盟爲寒。天民鬱々不得志。北遊信越。西涉京攝。其間名山諸勝。足跡所到。題詠幾遍。皆搜奇抉怪。造詣至妙。蓋山川靈秀之氣。助成其業者也。其歸而卜居今地也。堂安少陵像。以詩聖爲稱。見所尊尚也。又自號詩佛。蓋取張南湖老杜詩中佛之語也。天民性樂易嗜酒。騷客酒人。從游甚多。又傍善書畫。最長於墨竹。當其頽然醉也。揮筆如風雨。數百十紙立就。就必題詩於其上。求乞者各依其意而去。天民餘興未盡。所蓄絹素

紙扇。至盡而始罷。醉亦與之共醒。故一時文雅之家。無不有天民之詩竹。詩佛之名隆隆然起。江湖社中樹赤幟於一方。實以天民爲魁首焉。今茲其門人爲梓詩集。天民來乞余序。余檢其詩。清新和平。出於自然。甚似其爲人。蓋生平盡心於南宋三家。三家之粹。結爲之繡腸。宜哉詩佛之名。以傾動一時。余老廢。及見此盛舉。故不敢辭拙。喜而書簡首。杜少陵詩云。清詩近道要。識子用心苦。此言也取可以贊此集矣。文化庚午春正月 寬齋老人河世寧

○寬政十年戊午江戶人別

武藏國

武州

一人數四拾貳萬五千貳拾四人 豐島郡之內

內 貳拾四萬五千七百六拾六人 男 但

拾壹萬九千三百五拾八人 女 但

同斷

右同斷 一人數壹萬八千六百七拾九人 荏原郡之內

內 壹萬三千三拾四人 男 但 當午四月人數改

八千三百四拾五人 女 當歲以上

武藏國

武州江府 御城下町寺社門前町屋共

一人數四万八千六百四拾六人 葛飾郡之内

内 貳万七千六拾三人 男 當午四月人數改

貳万五千五百八拾三人 女 當歲以上

人數合四拾九万貳千四百四拾九人

内 貳拾八万三千百六拾三人 男

貳拾万九千貳百八拾六人 女

右者武州江府御城下豊島郡荏原郡葛飾郡之内拙者共  
支配町方并寺社門前町屋男女人數書面之通御座候以  
上

寛政十年五月

町奉行

村上

小田切

御勘定所

○八丈島方言

八丈島方言俗通志

テ、ウ

ト、ウ

ハ、ア

カ、ア

ヲ、ジ

父の事

母の事

祖父の事

惣領の伯父の事

二男の伯父の事

三男伯父の事

四男伯父の事

五男伯父の事

兄の事

弟の事

姉の事

伯父伯母の事

惣領の子の事

次男の事

三男の事

四男の事

五男の事

六男の事

七男の事

八男の事

男女ともに唱る これは九男十男の外すべて

トと云トサスとは格別愛子に川唱へ候

女の惣領の事

タロラジ

シウジ

サボウジ

シヨウジ

ゴロウジ

アセイ

ゼイ

アネイ

ヲシウバ

タロウ

ジロウ

サボウ

シヨウ

ゴロウ

ロクロウ

ヒツテウ

ハツテウ

フト

ニヨコ

ナカ

テコ

クス

チイロウ

アツハ

クウロウ

メイ○ヨウシ

トンコ

マゴロク

マハリヤド

イタリ

ヨマ

ヨキリ

セダ

ワセン

ヒヨウ○ウ

テイ○ンサ

トツギ

デヤク

シヤア、ヲガム

二女の事

三女の事

四女の事

五女の事

六女の事

七女の事

甥姪の事

はかの事

どぬけた事

遊びに行先の家をさしていふ

但懸立村に  
同上下りて唱候

隙の事

炭の火の事

似せる事

利倍する事

盡めしの事

一寸とした事

相互に力同じき事

嘶する事

ことば多き事

ヤドル

ウガア、ニ

コカウニ

モノツテ

アツカヒ

ヒザマツク

ンガアンダレ

ネツコヒ

イデン

マゴラニ

マアミニ

マアミニ

ヨツチイ引

ハツテモシヤラス

カワシタラ

シヤレ

ヒヨンゲニ

アキラシキヤア

デロ

寐る事

先をさして云事

跡をさして云事

共々にといふ事

あぐらかく事

居る事

左様にと云事

ちいさい事

とれといふ事

誠にと云事

はやくと云事

早くくと云事

忝ひ事

動かぬ事

そうだと云事

のけと云事

何故にと云事

あいそもないと云事

來れと云事 取換にテロの下來  
れの誤りならん

ワセ  
ヨウクテ  
ノシタ  
ダヒジヒ  
カスルナ  
カスル  
ヘタ  
シヨクナヒ  
ボライ  
モウニ  
コシ  
シヨウブ  
ホライ  
ホウケシユ  
ミジヤイ  
ウルサイ  
ズイフン  
マルフ  
ヨウナシ  
マダレル

ござれと云事  
空腹の事  
深山喰た事  
見事な事  
覺て居よと云事  
忘れた事  
わるい事  
しらの事  
大きな事  
多き事  
すくなき事  
餘計の事  
せい高き事  
重立候者の事  
ひくき事  
きたなき事  
病の重き事  
死る事  
いらざる事  
氣絶の事

ヨロケ  
トンフ  
トウフ  
ヲコル  
シク  
ハラクロウ  
トマス  
コンゴニナツテ  
ヒヨング  
モヨリ  
フツケ  
ヅルンテ  
ザレ  
イロウ  
トツケ  
ハラクリ  
メンサ  
ダドノツ  
フシヤウ  
サンマイ

用いたぬ事  
高き所の事  
洞深の事  
さわぐ事  
あるく事  
いたづらの事  
火を消す事  
腰の曲る事  
つまらぬ事  
晴快の事  
むら雨の事  
二る事  
戯れの事  
人にかからぬ事  
つげ口する事  
驚く事  
丁簡なしの事  
きたなる事  
捨て置と云事

サガス  
マシレタ  
シヨクゲル  
ウスナル  
タモウレ  
ケル  
イテミヒ  
マハル  
ヨウラ  
ソカンニ  
キメヒノミヘテ  
タカタラ  
タヒ  
ミヨケ  
ラツビニタツテ  
ツグリニシテ  
ミシヒトラモフ  
挑灯に鐘  
ヘ、ラメク

尋る事  
物の見へぬ事  
乾く事  
被仰と云事  
くれると云事  
くれる事  
どれみせろと云事  
みる事  
静にと云事  
そんなにと云事  
はらの立事  
竹にて作る籠の事  
女經水にて他家へ出る事  
絲籠の事  
うつかりと立ている事  
絲の類を丸めて置し事をたとへていふ  
みたくでもないこと云事  
能釣合たる事  
笑ふ事

シンゲタ  
ヒノヒボ  
デイ  
ナカンデイ  
ラジャレ  
ワイタカ  
ツヘ  
ケドウス  
ヌスタマ  
マシレタ  
ヒツウスル  
ナムテントウ  
トンツムリ  
コシ  
ヤワ  
カラトル  
カネイ  
メナタ  
ヘヒラ  
マタラ

尻の事  
火災の事  
座敷の事  
小座敷の事  
お出と云事  
来たかと云事  
家根の事  
下水の流をいふ  
盗人の事  
うしのふ事  
みへをする事  
有かたき事忝なき事  
山の頂の事  
谷々けんとなる所の事  
洞穴をいふ  
桑をとる事  
桑の花の事  
涙の事  
衣類の事  
模様

|       |         |
|-------|---------|
| ヨヒ    | 帯の事     |
| ホロ    | ぼろの事    |
| トンサ   | 古き大布子の事 |
| ユマキ   | 女の二布の事  |
| コシマハシ | 同上      |
| フングミ  | 男の下帯の事  |
| ヒボン   | 烟草盆の事   |
| テカ    | 片手小鍬の事  |
| マカマ   | 鎌の事     |
| ヤキ    | 釣竿の事    |
| シヤウギ  | 貴人の椀の事  |
| ケントン  | うがひ茶碗の事 |
| クリ    | 徳利の事    |
| カナウト  | かなてこの事  |
| トンメテ  | 朝の事     |
| ヤアヨウ  | 夕方の事    |
| アサヒル  | 四ツ時頃の事  |
| マヒル   | 正九ツ時の事  |
| タイサン  | 八ツ時過の事  |
| トウヤク  | 後刻と云事   |

|         |              |
|---------|--------------|
| ソロ      | 後程と云事        |
| コマヘル    | 寒き事          |
| ホドヲツテ死テ | あつさ堪がたき事     |
| コマヘテ死テ  | 寒さ堪がたき事      |
| ウレシクテ死テ | 甚だ嬉しき事       |
| ソウメ     | 雄牛の事         |
| バメ      | 雌牛の事         |
| ヲシヨ○コメ  | 小牛の事         |
| ゾク      | 老牛の事         |
| ケネイダ    | 疲牛の事         |
| カトウ     | 松魚の事         |
| アブキ     | 小鮑と唱へ候とこぶしの事 |
| ヨ       | 魚類惣名         |
| コナ      | 蠶の事          |
| マエ      | 繭の事          |
| ヌセメ     | 鴛の事          |
| シヤアトメ   | 鳩の事          |
| コツコメ    | 腹の赤き鳥の事      |
| チンチカラ   | 四十雀の事        |
| カブナ     | 鷗の事          |

|           |       |
|-----------|-------|
| ホラリツ、メ    | 畫眉鳥の事 |
| ツ、メ       | 雀の事   |
| べ、イメ      | 蟪蛄の事  |
| へツ○ソメ     | 蜻蛉の事  |
| ナベコシキ     | 蚰蜒の事  |
| ケイビヤウ     | 蝦蟇の事  |
| クボナ       | 蜘蛛の事  |
| ヒイル       | 蝶の事   |
| クツカワシ     | 蟬の事   |
| ヅクメ       | 木兔の事  |
| 三ケ三日      | 上己の事  |
| 五ケ五日      | 端午の事  |
| 七月は他國におなじ | 重陽の事  |
| 九ケ九日      | 重陽の事  |
| 正月祝ことば    | 元日の事  |
| イチニチビ     | 二日の事  |
| フツカビ      | 三日の事  |
| ミツカビ      | 九日の事  |
| コウニチ      | 煩ふ事   |
| イネツミ      |       |

カワフクロ  
ヨメゴドノ  
マイタマ  
トミサガリ  
ヲ、フク  
クロヲトコ  
國ガヘ  
イトヒキ

○篠本竹堂文  
十二月十九日浮舟夜遊記 篠本 廉  
遊跡古人者。出於欽慕也。故向之二遊。不惟吾輩。有意於古者。往々而爲之云。及至擬第三遊。則舉世無有。而唯我有焉。故是遊吾輩誇以爲天下之奇也。然當寒威可畏之時。龜手難藥之候。去安宅而暴露。不就火而赴水次。不知我者。謂我何求。其或呼爲癡者亦可。指以爲癡者亦可。爲狂人爲病子。皆所不辭也。今錄其槩。以告同調者。十二月十九日。余歸自外。奔走終日疲甚。時已暮。忽報二客在門。輟洗出迎。則南畝與子瓊也。未暇叙寒暄。南畝先發言曰。後赤壁。後之赤壁。乃今其期何如。先是嘗有是約也。



奈世故倥傯。期至而忘其為期。及聞此言也。以實告之。南畝曰。僕亦然。今雖憶之之晚。事尚可及。故相携來遊。余乃技癢忌疲。欣然應之。猶人德甫二子。亦後先尋至。其當遊者。為子寅為士敬。將分往說。德甫曰。子寅壯夫。濟勝自許。其應此徵。必不待三寸。吾請赴之。單騎而足。士敬則強敵。當斯寒夜自非。所謂六國為一。并力西鄉而攻者。則未易與也。一座問然。共與向之。何謂盤珠圓活。應響乃動。士敬既起。德甫亦與子寅同來。加凡七人。相視而笑。莫逆於心。其議曰。非舟之則此舉為無名。乃決策東向。書肆曰樂池堂。々在道左。主人乃南畝門下之出。南畝曰。彼有才幹。且在先遊之列。不可不帶之。叩門入言。々未既。攝衣而出。蓋亦奇人也。既買舟。々人理當掩口罵。而貌從容言溫存。如知遊人意者。亦奇人也。彼其有道者乎。抑臨早入夢者。特來佐遊事也。吁此言雖誕。推之於理。亦不可以為必無也。於是舟中圍爐環坐。交臂接膝。煖被擁背。熱炭在前。詩戰戲謔。杯酒行其間。德甫援琴弄曲。手裏舟底。流水相得洋洋。嗟夫歲闌嬉遊。摘名哲之遺芳。固是消事。況同人皆錦心繡腸。耳所接皆卮言。目所得皆

佳篇。以情好有味之侶。投繯塵無揚之境。窮達得喪。死生禍福。榮辱之機。冥乎靈臺丹府之中。而一舟之外。不知復有世界也。蓋括天下之極美。并古今之至難。而在扁舟一葉之中。不亦樂乎。其脂膏淋漓之具。煎熬燻灸之擾。樂池主人為之主辦事。無不先意承旨。太史公謂李陵能得人死力。雖古之名將。不能過也。今吾於南畝氏亦云。舟行元以茗溪斷崖壁立處為限。取便于回棹也。及其在舟。夜寒漸迫。務在遮風。四窗密封。唯相枕藉于中。其間以外之任。一付之梢公。加之氣投機孔。話頭入港。有力者負之而走。亦曾不知也。逮爾扣之則云。舟方在斜橋下。其過期所已久矣。期所則失矣。然因敗而成功。亦是一奇。更命益東。既而在大川。放乎中流。久之得月出乃還。是遊也。妙不在江山煙波。而在詩酒吟笑。不在準備得完。而在真率辦事。蓋稱奇者三。事非凡舉。一也。人々出其不意。而無有障礙。二也。以談笑詩酒。代江山諸觀。三也。此其尤大者也。至言其席次之細。興趣之詳。則更僕亦難。前遊二次。吾不讓為倡首。是遊則南畝實為之盟主。且其言曰。將作之賦。意者坡老事實必將有具焉。吾則鄙俚瑣瑣。筆其末節者也耳。

右篠本竹堂先生手書三葉 杏花園所藏

此ハ篠本ノ書ニアラズ、山本政五郎ガ書也白藤  
 ○渡邊幸庵開書の中

武州大塚護國寺の門前に一老人あり、渡邊幸庵と號す、竊に姓氏を尋るに、本國は攝津、生國は駿河、天正十年壬午歳生、寶永六己丑歳百二十八なり寛永八年、此年正渡邊攝津守昌が嫡子渡邊久三郎茂後叙爵山城守元又下總守と號す、神祖台徳公二代に奉仕一萬石を領す、神祖往昔初て大番三組を定らる、久三郎御番頭の一人也、神祖關東御入國後台徳公へ被為附伏見城在番并大坂兩度御陣の供奉して軍功有之、兩公より賜御威狀、其後駿府御城代定らる時に組子之内三十郎同道す、後年大納言忠長卿へ駿河を被進時に忠長卿へ御附屬忠長卿は台徳公の御附屬也、大猷公御時代始忠長卿故有て御滅亡、此時に御旗本に可被召返旨上意有といへども辭退して宋々、寛永十四年島原一揆御退治之節彼地に赴き細川越中守忠利の先手に加り拔群の働あり、于時御名代松平伊豆守信綱下向聞之て威狀を與ふ、其後便船して渡唐諸州を経て四十二年唐三十年前歸朝都鄙に徘徊、十ヶ年以來武江大塚に閑居

すと云、加陽の歩士杉本三丞義隣寶永之頃綱紀公に從て東武にあり、護國寺の邊に在よし、君の聽に達し義隣を遣て古事を聞しむ、時々訪らひて物語を記し一卷をなして君に捧くと云。  
 一寶永六年丑二月十二日彼庵に音信て對面、窺容貌七旬計耳目齒とも壯年に不異、行歩は不自由也と宣り、同月廿六日音信て少時對話。  
 一駿州淺間本尊は摩利支天也、地主は那古屋大明神也云云。  
 一駿河大納言様御身代果御家來之分可被召返之旨家光公上意有之と云とも歷々は一人も立歸不申、輕き身上之者四十人被召返也、大納言様御謀叛之有無は不知、御幼少より天下を可被讓と秀忠公御内證にて御約束有之由、然は御謀叛有間敷とも不被申也。  
 一幸庵老妻名は尙、戶田采女殿五代先戶田左門一西之女、左門氏鐵之姉也、父は左門に懸合たる身代也、予は惣領なれ共其時代は家督全く被仰付も不被仰付も有、予も部屋住之知行之儘にて夫より後御加増にて一萬石になる也、然共於大坂眞田平六

首を捕申候、其働に合得候は御取立を不足に存居る也、予は若時餘程の強力なりし其時代の事傳へ申衆中御旗本にも多く可有之候あらつほう者にて候、具足概は網代組よし、大坂初の御陣に常の具足概多く有しが後は皆打くだき薪にせし也、槍なども枝槍の外は薪につかへて打碎て焼ける。

一駿河大納言様御滅亡の後京都に引込、愛宕などを遊び所として切々登山いたし候、然るに鳥原の一揆發り西國の諸大名寄之旨承久敷陣事を不見故に慰に行申候、彼地にては細川越中守忠利殿の陣所に居申候、是は父三齋老は台徳院様御茶湯の御師匠にて其御使は手前一人にて勤申候、手前も茶道好にて弟子に成殊之外目被懸候故かの陣に居申候、右之節越中守殿煩にて子息肥後守殿問被申候、夫を三齋心元ながり思ひて陣所へ來りて居被申候故馳走に逢心易き候數日の事に候へば何の高名も致申さず候、但し正月二日歎愍責の時城より石火矢を放し是にて各敗軍いたし其内板倉内膳正殿自餘無構城へ付被申候所大なる石三ころび參、是に内膳殿行懸り被申何の造作もなくちゆくしを

ぶし申様にたをれ被申候、拙者も推續き參候へども石にも當り不申大將の事敵に首を取てはと存指物迄落し申さず死骸を肩に懸て退申候此末下卷は十二卷可併見

古今武士鑑

古今武士鑑

元祿九丙子年

三月吉日

京御幸町二條上ル丁  
淺野久兵衛  
大坂高麗橋壹丁目  
同 彌兵衛

増訂采摺異言

増訂采摺異言 夢遊秘書第一種トアリ

磐水大槻先生閱

岡本氏書

加茂之社務岡本治部太輔紫宸殿承明門之額筆者也

花九

書博士

保季之印

仁齋手書落款

論堯舜既沒邪說暴行又作 戊辰仲秋十五日伊藤維楨

謹識

伊藤仁齋手書稿本

己巳閏正月驚蟄前一日

寒東院著述

寛文三癸卯年九月十三日於京都淨土宗福禪寺の住持にて七日法談する事あり、然るに此法談に曰、東叡山寒東院天台宗也が作りし日蓮禁斷集也、日蓮上人一宗建立の爲に他宗を悉く誹謗し念佛無間の業禪天魔の行業眞言亡國律國賊と悪口して吐るを、寒東院惡て日蓮諸經僻見の證文共を出して破邪顯正記と云書を開板す、日蓮宗是を口惜事に思ひ諫迷論と云書を作り返答す、寒東院再ひ日蓮禁斷集を著す。

天正水帳

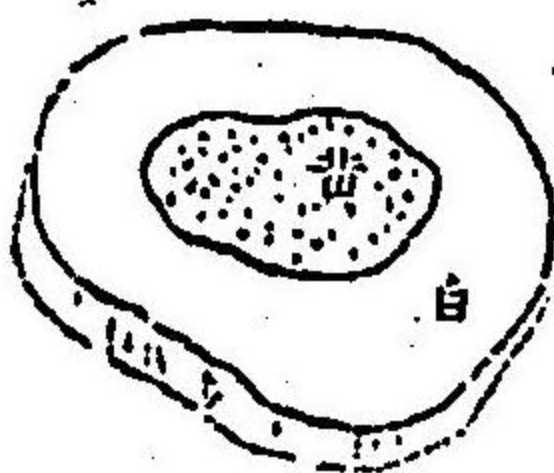
天正十九年辛卯八月廿六日

武州立花郡稻毛庄

御繩打

オ、ウセ

右府中宿名主次郎左衛門所持之水帳也



オ、ウセ といふ海獸の角なり  
蝦夷語に「チカ イタシベ」といふ 東 あじかト云「アミシイツカより千三百里ほど東北の海にあり」エトロフ島にて此角を得しと云。

應齋咄

應齋咄 八丈島へゆきし日記也

感應寺毘沙門緣起

乍恐以書付奉申上候

一森縫殿助先祖織部義安神田にて地面拜領仕光照山感應寺致建立其後谷中へ御引替被 仰付右感應寺は縫殿助家開基之菩提所ニ候哉之事御尋ニ御座候則相調申候處慶長元年丙申從 東照宮様當寺開基日感神田にて地面拜領寺建立仕候夫より明曆三年丁酉類焼仕谷中へ替地被下置其後天和三年癸亥正月寶永二年乙酉九月明和九年壬辰二月寛政十二年庚申正月類焼仕日記書物等無御

座候依之縫殿助家開基桓方御座候哉曉と相知不申候右神田にて地面拜領仕候趣は正徳三年癸巳日完代之過去帳に相記有之候此段御尋に付奉申上候以上

文化六年己巳十二月

谷中神田感應寺印

寺社

御奉行所

谷中感應寺

有驗三號毘沙門天王緣起

抑此尊像者。人王五十代 桓武天王延曆年中東夷征伐御祈願之時。勅傳教大師。自刻彫焉。果靈驗速令喜寂慮。所以奉號征夷毘沙門。至 平城嵯峨淳和仁明文德清和陽成光孝宇多帝。十代天子。篤信禮尊矣。然清和帝第六皇子貞純親王。專事此尊天。祈禱爲天下安全。令我家永有將軍之德。深志之所感。不日有靈應。而汝一子授六星與四劍兩杖。六星者法天六曜。四劍者象所持鋒云云。其一子者。六孫王經基也。此等靈驗祈願之忠節。感達 叙聞。御感之餘。以尊像賜貞純親王。親王仰崇彌深。自奉稱將軍毘沙門天王。而後傳經基。經基傳滿仲。

滿仲於攝州多田莊。建立毘沙門堂。於茲貴賤男女所祈願。無一不滿足。參詣不分日夜成群。終舉世奉名多田毘沙門。爾來源家相傳。若赴戰場。則或裏荷母衣。或藏甲冑櫃。各臨時得軍功。不遑枚舉。次第傳々奉安置。余茅屋先夜見不思議靈夢。尊天告曰。吾像納神田感應寺。應備法味云云。覺疾起。盟漱合掌平伏。謂自先祖相傳。天下無雙之靈像。奉出於吾家。惜哉猶豫經三日。復告曰。何遲滯乎。疾可奉納云云。於茲身心驚動。而百拜懺悔。而奉賜感應寺矣。於子孫欲令無異。情染愈毫而已。元和九年癸亥十一月吉日 森織部源義安書判

延享二年

正月七日

一私領より著積相納候村御傳馬宿差免し候而も諸入用掛り難儀之旨申候付上ヶ知に致し代知可渡旨御頭乘より繪圖來る

同十日

一當月七日御頭乘より繪圖被遣候武藏國足立郡御書院番松平日向守青木市郎兵衛知行中川村中野村小

普請長谷川久三郎支配春日左門知行同國同郡中九村著積相納候に付御料に御引替被下候様相願候に付書上之下書平四郎殿御渡被成候

同十六日

一著積願書伊豫守殿へ平四郎殿御上ヶ被成候

會計府中ノ舊記ニ見ユ。

○孝子八右衛門

根岸肥前守様御番所へ被召出左之通

牧野備前守様御差圖

小石川傳通院前六尺町

家主

八右衛門

此者義當子七拾六歳に相成候母壽高へ平日孝心を盡し尤以前は身上向も相應に暮罷在候處近頃は不如意に相成候得共母へは何事に不寄不自由無之様手當致遣し候所壽高義去亥八月申より老病にて身骨痛打臥罷在此者晝夜付添介抱いたし何事も母之意に隨ひ給物等も好候品を自身致給させ并兩便等之世話迄も行届夜分は難談咄し杯乍致なでさすり爲臥此者も側にふせり介抱致し且又妻きも母にて當子五十歳に相成みつをも引取置是又實母同様

萬端差支等無之様に心付遣候孝心致候段輕き者には奇特成義に付御褒美として白銀三枚被下候間難有頂戴可致

右同斷

右八右衛門母壽高煩ニ付代

清三郎

此者義悻八右衛門孝心によつて老養扶持として一日に米五合つ、此者生涯之内被下候間有難可奉存右之通被仰渡有難頂戴仕候

八右衛門

文化元甲子五月六日

八右衛門母壽高煩ニ付代

清三郎

右代ハ六尺町池田屋

清三郎山々春風

西川清左衛門

右呈

先生之文庫

○元祿年中犬の御觸

覺

町方致養育置候犬前々書出候外飼犬無之候哉若書出候外有之當六月頃より紛失いたし候儀は無之候

哉町々名主共遂吟味町年寄方へ書付差出可申候以上

午八月廿一日

右御觸之趣儘に承届申候に付町中家持は不及申借屋店がり等迄爲申聞吟味仕候處前方書上申候外に私共町方に養育仕置候犬壹疋も無御座候若隱置脇より相知申候は、何様之曲事にも可被仰付候爲後日連判手形差上申候仍如件

元祿十五年午八月廿一日

御奉行所

○伊丹古錢

文化八年閏二月十八日攝州伊丹酒造古野源兵衛より差越候由新川酒問屋より伊丹七之助へ到來之書  
未得尊意候得共一筆啓上仕候益御勇健に可被遊御座珍重奉存候然者先達當郷田中より古錢五百廿貳貫文餘堀出候一件別紙に認上候通伊丹氏御軍財と申義候に付御由縁之御方も御座候は、御沙汰申上度奉存罷在候處御尊名承傳候間不忍止奉申上候尤段々御改も相濟此度右古錢手筋を以て乍聊拜受仕候に付甚無敷に候得共十五泉取添獻上仕候宜敷御

披露奉希候殊に御家號御慕敷奉存候儘捧愚書爲差義も無御座候義奉恐入候恐惶謹言

閏二月三日

伊丹様

御家老中様

参人々御中

古野源兵衛判

古錢略記

一文化元年甲子四月十七日  
近衛殿御家領攝州河邊郡御園庄有岡郷伊丹外崎村百姓五郎兵衛所持之古城と申田中より家普請之土堀取申六尺計下より古錢出數貳万八千五百正餘堀出板厚一寸程之杉桶に入在之  
一同二年乙丑三月廿四日同所より再度古錢貳万三千七百五十正餘堀出此度は南燈燒之大壺に入有之右者歟石灰を以相納候と相見へ錢面白く毛頭腐捐之錢無之尤兩度共書付類一切不相見候に付段々相考候處右兩年共供武永錢樂一錢も無之仍而其以前に所貯にて土中に有所四百四十五年より五百年にも可相及申候哉古錢は不殘 近衛殿御寶庫へ相納り地主堀人へは當錢を以員數高に割

賦被下置候右古錢於御殿追々御改御座候所左之通

- 一文化元年之内より建炎元寶一錢半兩貳錢大泉五十一錢五銖三十五錢神功開寶三錢和銅貳錢其外及九拾七八品
- 一文化二年之内より大曆元寶一錢半兩九錢五銖三十八錢和錢にて和銅萬壽神功隆平四品其外及都合百品程

右兩年都合五百貳十貳貫文餘に相成文化元年より四百四五十年之昔には定て廣大之財に可相當情思は文化元年より三百四十年計以前東山義政公御代寛正文明之頃我國之財用乏敷を以度々大明天子へ可渡賜旨歎望給由夫より又百年以前に當れば尙更費事にて加程之財を貯置事平民之所爲に不可有之深考見れば當伊丹之郷は治承之頃より天正之頃迄凡四百年之間伊丹公累代居城也口姓加藤氏と稱就中右四百四五十年之昔は康安貞治年曆にて則伊丹大和守在城に相當と云然者全昔年伊丹家之軍用に相違無之者と云云

文化辛未閏二月

攝北

古野將盈誌

伊丹君

尊前

右差越候古錢十五泉

- 政和通寶 聖宋元寶 明方元寶 元符皆寶
- 皇宋通寶 政和通寶 元豐通寶 明元通寶
- 至元通寶 開元通寶 大觀通寶 至元通寶
- 嘉元通寶 嘉祐通寶 淳化通寶

○梁田才右衛門蛻巖翁書翰寫

德島荒川生へ答らる、書之内

一其元書齋の號を付て記文を作り可進旨爲仰聞其元十七歳より家業御勤被成北山壽安氏の醫術を主とし屢治驗有て自然と家産繁榮被成九間口之家御調於德島も當時流行醫三人の列に被爲入門下も四十人程有之且亦兼て經書並詩文を御好神道職原方も御學び其餘力は茶番御嗜之由委細致承知候愚意を以察し候は我等書齋の號を付並記文を作り爲仰聞候趣御書面之趣も其中に加へ其元之學術人才を稱美仕進候様に思召と存候左様之文を作り候は其人と數年來交り深くよく其學術人才の程も存知たる相手に仕候品に御座候我等近邦に居候へども御姓

名を承候も今度始て承得御意候も僅に半日の談論にて候故此義は何とも難致候間御断申入候

一名聞を求は學者の病也と申候へ共士農工商惣て其職其藝を以名譽を望事少も不苦候其元書齋の號並記文を求らるゝも名聞心より起候へ其夫を惡敷と申にては無之候然共小成に安んじて尻を居るは大丈夫の志に非ず就夫一ツの物語を申入候豊太閤匹夫より起り日本を掌に握り朝鮮を踏壞し大明迄驚し大功業を立させられて後書工に命じ尊像を寫させ其上に御詠歌の自贊あり

世の中にもと我等に似た人もがな

いきて甲斐なきことを語らん

右之掛軸伏見墨染寺に藏て有之由此御詠歌を見候に漢高祖元世祖も不及程の度量古今無雙之大英雄也我等が如き窮措大蟲蟻同然の身にても乍恐不堪感嘆奉存候其元の御書面を見申候處於徳島三大醫の列に入九間口の家を持四十人の門弟を教へ餘力に茶湯香會の風流を爲仰立候事揚々自得之體に相聞へ申候世俗小兒輩より申候時は成程御手柄哉と稱美可仕候大丈夫之志より觀申時は乍慮外非蛙の

小兒にて御座候豊太閤之御詠歌を二三遍も吟咏可被成候己と慙汗可及三斗候以上

○本町紅谷志津摩家菓子譜

蒸菓子類

- 一 琥珀餅 十二付 代七匁五分
- 一 紅白 一千年飴 同 代五匁
- 一 紅伊勢櫻 同 代五匁
- 一 水鳥玉餅 同 代貳匁五分
- 一 朝日餅 代 代七匁
- 一 養生餅 壹斤 代六匁
- 一 輕羹 壹箱 代五匁
- 一 外口 同 代壹匁五分
- 一 室の梅 十 代壹匁五分
- 一 紅梅餅 壹本ニ付 代三匁五分
- 一 源氏卷 同 代三匁五分
- 一 求肥饅頭 同 代三匁五分
- 一 紅白ニテ 一字治の里 同 代三匁五分
- 一 南京櫻 同 代五匁
- 一 白鳥玉餅 壹斤 代貳匁
- 一 朝路餅 壹斤 代七匁

- 一 雪餅 壹箱 代六匁
- 一 山椒餅 同 代五匁
- 一 白紙餅 同 代五匁
- 一 求肥飴 壹斤 代五匁
- 一 割水梅 同 代三匁五分
- 一 木賊餅 同 代三匁
- 一 愛敬卷 同 代三匁五分
- 一 吉野卷 同 代四匁
- 一 黃白浮麩 十 代貳匁
- 一 花橘 同 代三匁五分
- 一 伊賀餅 同 代壹匁
- 一 喜瀬綿 同 代三匁五分
- 一 狸々餅 同 代五匁
- 一 老松 同 代五匁
- 一 紅巾頭 同 代六匁
- 一 水鹿子 同 代六匁
- 一 朝日餅 同 代六匁
- 一 曾口餅 同 代三匁五分
- 一 若菜卷 同 代三匁
- 一 水浮麩 十 代貳匁五分

- 一 秋の山 十 代三匁五分
- 一 黃白 一玉子もち 同 代貳匁
- 一 茶山花 同 代三匁五分
- 一 薯蕷饅頭 同 代紅六匁、白五匁
- 一 谷つゝ路 同 代五匁
- 一 友白髪 同 代五匁
- 一 京鹿子 同 代五匁
- 一 朝日饅頭 同 代五匁
- 一 山吹饅頭 同 代三匁五分
- 一 鼈甲餅 同 代貳匁
- 一 葛餅 同 代貳匁
- 一 美貝香 同 代六匁
- 一 椿餅 同 代貳匁五分
- 一 時雨餅 同 代五匁
- 一 薩摩牡丹 同 代三匁五分
- 一 九重巾頭 同 代壹匁
- 一 腹太餅 同 代五匁
- 一 松の雪 同 代七匁
- 一 餡ころ 同 代壹匁
- 一 草饅頭 同 代貳匁

|        |      |       |
|--------|------|-------|
| 一大通燒   | 同    | 代貳分五分 |
| 一小倉野   | 同    | 代五分   |
| 一水仙卷   | 壹本ニ付 | 代貳分五分 |
| 一茶巾餅   | 同    | 代五分   |
| 一寒椿    | 同    | 代四分   |
| 一水山吹   | 同    | 代三分五分 |
| 一大德寺巾頭 | 同    | 代五分   |
| 一達摩餅   | 同    | 代五分   |
| 一梅の雪   | 同    | 代壹分   |
| 一黄見友   | 同    | 代七分   |
| 一佐賀饅頭  | 同    | 代貳分   |
| 一見飛燒   | 同    | 代三分   |
| 一舟燒    | 同    | 代壹分   |
| 一駿河の里  | 同    | 代三分五分 |
| 一常盤木   | 同    | 代三分   |
| 一求肥牡丹  | 同    | 代五分   |
| 一桔梗餅   | 同    | 代五分   |
| 一櫻羊羹   | 同    | 代壹分   |
| 一西玉翁   | 同    | 代拾分   |
| 一西瓜香   | 同    | 代拾分   |
| 一朝鮮餠   | 同    | 代拾分   |
| 一水羊羹   | 壹箱ニ付 | 代拾貳分  |
| 一金玉糖   | 壹斤ニ付 | 代拾分   |
| 一栗羹    | 同    | 代八分   |
| 一晒科羹   | 同    | 代六分   |
| 一二月羹   | 同    | 代七分   |
| 一高尾餅   | 同    | 代四分   |
| 一三世の里  | 同    | 代貳分五分 |
| 一市後餅   | 同    | 代壹分五分 |
| 一柚餅    | 壹斤ニ付 | 代拾分   |
| 一加勢板   | 同    | 代拾分   |
| 一琥珀糖   | 同    | 代拾分   |
| 一養命糖   | 同    | 代七分   |
| 一二色羹   | 同    | 代拾分   |
| 一瀧田羹   | 壹箱ニ付 | 代拾分   |
| 一命長羹   | 同    | 代八分   |
| 一鳴戸羹   | 同    | 代八分   |
| 一薯蕷羹   | 同    | 代七分   |
| 一煉羊羹   | 同    | 代六分   |
| 一白きの田卷 | 同    | 代五分   |

|        |      |      |
|--------|------|------|
| 一牡丹餅   | 十    | 代五分  |
| 一紅きの田卷 | 同    | 代壹分  |
| 一鶏卵饅頭  | 同    | 代五分  |
| 一羊羹    | 壹箱   | 代五分  |
| 一干菓子類  |      |      |
| 一輕命羅   | 壹斤ニ付 | 代拾四分 |
| 一清海糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一瀧田糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一錦糖    | 同    | 代拾貳分 |
| 一九重糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一東雲糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一小櫻糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一水葉糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一紅梅糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一青柳糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一金絲糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一翁糖    | 同    | 代拾貳分 |
| 一紫雲糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一小原木糖  | 同    | 代拾貳分 |
| 一築羽根   | 同    | 代拾貳分 |
| 一茶巾糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一龍眼糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一世子水   | 同    | 代拾貳分 |
| 一源氏糖   | 同    | 代拾貳分 |
| 一干代結   | 同    | 代拾貳分 |
| 一白庭砂香  | 同    | 代八分  |
| 一寒水梅   | 同    | 代拾貳分 |
| 一岩石    | 同    | 代拾分  |
| 一濱千鳥   | 同    | 代六分  |
| 一稻露    | 同    | 代八分  |
| 一鴉艸    | 同    | 代八分  |
| 一東錦    | 同    | 代拾分  |
| 一京鹿子   | 同    | 代拾貳分 |
| 一常陸帶   | 同    | 代拾貳分 |
| 一萬代結   | 同    | 代拾貳分 |
| 一早蕨    | 同    | 代拾貳分 |
| 一水庭砂香  | 同    | 代拾貳分 |
| 一雲米香   | 同    | 代拾分  |
| 一雪こかし  | 同    | 代拾分  |
| 一初岩    | 同    | 代八分  |

|         |      |      |
|---------|------|------|
| 一 松葉    | 壹斤ニ付 | 代六匁  |
| 一 初昔    | 同    | 代八匁  |
| 一 達摩隠   | 同    | 代八匁  |
| 一 東鹿子   | 同    | 代拾匁  |
| 一 宇治橋   | 同    | 代拾匁  |
| 一 鹽釜香   | 同    | 代五匁  |
| 一 大米糖   | 同    | 代拾四匁 |
| 一 生姜糖   | 同    | 代拾貳匁 |
| 一 築羽根   | 同    | 代拾貳匁 |
| 一 小櫻糖   | 同    | 代拾貳匁 |
| 一 桂梅    | 同    | 代拾匁  |
| 一 源氏松   | 同    | 代拾匁  |
| 一 牡丹香   | 同    | 代貳拾匁 |
| 一 源氏くるみ | 同    | 代拾匁  |
| 一 古生糖   | 同    | 代拾貳匁 |
| 一 紅吹よせ  | 同    | 代拾匁  |
| 一 初櫻    | 同    | 代拾匁  |
| 一 佐野の雪  | 同    | 代六匁  |
| 一 金米糖   | 同    | 代拾貳匁 |
| 一 柚花香   | 同    | 代拾八匁 |

|         |      |           |
|---------|------|-----------|
| 一 水葉糖   | 同    | 代拾貳匁      |
| 一 八重水   | 同    | 代拾六匁      |
| 一 宮城野   | 同    | 代拾六匁      |
| 一 朝日香   | 同    | 代貳拾匁      |
| 一 小原木糖  | 同    | 代拾貳匁      |
| 一 古生林   | 同    | 代拾六匁      |
| 一 こぼれ梅  | 同    | 代拾匁       |
| 一 廿日の月  | 同    | 代拾匁       |
| 一 大中小   | 同    | 代八匁       |
| 一 みどり   | 同    | 代八匁       |
| 一 澤の月   | 同    | 代六匁       |
| 一 雪緑    | 同    | 代八匁       |
| 一 浪の花   | 壹枚ニ付 | 代五厘ツ、     |
| 一 南京おこし | 壹斤   | 代五匁       |
| 一 養老糖   | 同    | 代六匁       |
| 一 若竹    | 同    | 代八匁       |
| 一 最中の月  | 同    | 代紅梨分五ノ白貳分 |
| 一 羊羹類増書 |      |           |
| 一 菊水羹   | 壹箱ニ付 | 代拾匁       |
| 一 琉球羹   | 同    | 代六匁       |
| 一 琥珀かん  | 同    | 代六匁       |

|        |      |     |
|--------|------|-----|
| 一 三豆羹  | 壹箱ニ付 | 代六匁 |
| 一 吉野羹  | 同    | 代拾匁 |
| 一 梅がへ羹 | 同    | 代八匁 |
| 一 水羊羹  | 同    | 代六匁 |
| 一 日の出羹 | 同    | 代拾匁 |
| 一 あられ羹 | 同    | 代七匁 |
| 一 鼈甲羹  | 同    | 代七匁 |
| 一 吹寄羹  | 同    | 代拾匁 |
| 一 蕨羹   | 同    | 代八匁 |
| 一 松がへ羹 | 同    | 代八匁 |
| 一 大坂羹  | 同    | 代六匁 |
| 一 枸杞羹  | 同    | 代七匁 |
| 一 百合羹  | 同    | 代七匁 |

南御役所石谷右近將監勤役中中御役所神尾備前守勤役中  
 慶安四年卯七月廿四日夜  
 一 丸橋忠彌 御褒美 銀八枚下刀 此方同心 正地六左衛門  
 一 右者御茶水之上御中間町に罷在候牢人徒黨一卷之者  
 弓打藤四郎案内にて兩方より同心二十四人前後二手に分け參先手にて召捕申候則此方於御番所御兩所御寄合其上久世大和守殿牧野佐渡守殿御出座にて一二之者被召出御褒美銀被下其上將監殿より一ノ手へ時服二ツ二之手へ同壹被下候  
 同夜  
 一 河原十郎兵衛 御褒美銀八枚 此方同心 吉野六太夫  
 一 同苗勘右衛門 同 備前守殿同心 高田安太夫  
 一 同苗勘右衛門 同 同心 成瀬彌五左衛門  
 一 同苗勘右衛門 同 備前守殿同心 矢野彌次兵衛

庚午四月十五日  
 右之通御座候得共御蒸菓子之儀は多は出來合は無御座候并御干菓子之儀はあら／＼出來合御座候尤前日に被仰付候は、出來仕候以上  
 ○南市令府簿書  
 南御役所捕者帳之内書拔

右者候九橋忠彌徒黨一卷之者忠彌被召捕候同夜御鹽  
硝藏にて召捕申候に付御褒美銀被下此方同心へ將監  
殿より時服被下候

慶安四年卯九月十三日夜

一三宅平六

此方同心  
一 成瀬彌五左衛門

一同人小者小兵衛

此方  
二 笹岡源右衛門

一土岐與左衛門小者權之助

備前殿  
一 菊地源左衛門

一志江又十郎

此方  
二 染矢市郎兵衛

一戸次庄右衛門

同  
一 稻河新右衛門

一堀江喜左衛門

此方  
二 中田平右衛門

一林戸右衛門

備前殿  
一 中嶋七郎右衛門

一志江又十郎

備前殿  
二 渡邊六郎左衛門

一堀江喜左衛門

此方  
一 神谷四郎右衛門

一志江又十郎

此方  
二 松本五左衛門

一堀江喜左衛門

此方  
一 堀江喜左衛門

備前殿  
一 湯淺市郎左衛門

手負  
此方  
山村與左衛門

深手  
同  
吉野六太夫

備前殿  
井出市右衛門

備前殿  
橋本喜兵衛

同  
間米彌右衛門

右者忠彌徒黨一卷之者三宅平六儀は土岐與左衛門相  
宿にて芝久右衛門町貳丁目に住居藤江又十郎戸次庄  
右衛門林戸右衛門此三人者芝札之辻三丁目に罷在候  
由訴人有之前手二手に分け雙方より同心二十四人召  
捕に參初手に平六を捕申候與左衛門は欠落いたし候  
間平六與左衛門兩人之者を目明しにいたし三人之者  
之所へ捕に參候處芝札之辻にて三人之者に行逢又十  
郎庄右衛門兩人召捕候處林戸右衛門刀をぬき後詰之  
中へ切込大勢に手を負せ申候を召捕申候御褒美銀百  
枚出申候を五十枚つゝ兩方へ分け一二并手負之者に

御褒美之高下在之割被下候檢使は與力差添罷越候

御用覺帳之内書拔此帳面ハ與力  
當番所之内

町奉行 南 嶋田出雲守

中 松平與右衛門

北奉行所ハ無之  
元禄十一年より

延寶八年申四月十日

殿有院様御代

一今日於二九酒井雅樂頭殿御茶被獻堺町土佐淨瑠璃  
次郎三郎操有之就 上覽右爲役人與力頭方より拾  
人鬘斗目拾上下着同心二十人上下着右與力同心共  
中番役にて出る與力は草履取壹人挾箱持壹人明ヶ  
七時分番所へ出夫より月番出雲守殿へ參上仕候得  
は與力頭方より貳人雅樂頭殿へ致伺公關友之助呼  
出し座之者共 御城へ入候刻限之儀可承合旨御差  
圖有之ゆへ友之助に右之趣申談町年寄藤左衛門彦  
右衛門儀座之者共引連雅樂頭殿中之口に相詰罷在  
候に付刻限之御差圖承右兩人に座之者共爲繰出與  
力同心共に二ツに分ヶ役者共之前後に立二九へ參  
上御門入杯は兩御頭之判形之札を銘々持參土佐次  
郎三郎并貳人之手下之者共次に長持等持之人足迄

右同様之札にて通る人足は歸し盡時分より大手下  
馬腰懸迄爲詰置夫より樂屋より左右有之二九内へ  
參町年寄手代引連罷出萬事差引樂屋は與力同心相  
勤御徒目付相加り萬端不作法無之様申付畢而罷歸  
候節之儀も朝罷出候節之通

延寶八年申四月十八日

同斷

一今日於二九稻葉美濃守殿御茶被獻御能有之其上堺  
町放下師右近就 上覽爲役人頭方より與力二人出  
雲守殿方よりも同斷鬘斗目拾上下着同心六人上下  
着明六半時頃御番所へ出御門札六枚受取夫より西  
丸下馬へ罷越美濃守殿屋敷へ同心貳人遣し町年寄  
奈良屋市右衛門へ懸合四時美濃守殿御家來和田角  
兵衛 御城へ入候案内之由にて座之者拾七人長持  
五ッ人足二十人に爲持市右衛門差添下馬まで來候  
に付與力同心彼者共召連二九へ參上樂屋隣小屋に  
罷在御能八半時頃過る引續放下師出し候様與右衛  
門殿出雲守殿御差圖有之與力并町年寄市右衛門座  
之者共召連御舞臺之内樂屋迄罷出放下師御前へ罷  
出放下九番有之相濟七半時頃座之者共召連歸る



延寶八申八月廿五日

同斷

一新藤勾當被爲 召候旨土井能登守殿出雲守殿へ被仰渡勾當を與力同心染裕麻上下着召連 御城中之口迄引連與力は御廊下へ上り坊主衆を以內藤若狹守殿并御目付衆へ申込勾當は御殿へ上り平家二句語之由夜四半時退出

延寶八申年四月廿七日

嚴有院様御代

一二九へ 渡御大久保加賀守殿御茶被獻爲御慰堺町永閑淨瑠璃次郎三郎操就 上覽有之取計方四月十八日放下師 上覽之節之通

一延寶九酉二月十七日於評定所松平越後守殿家來小栗美作岡島壹岐本多七左衛門加賀爪甲斐守家來南條三左衛門伊奈左門手代共御穿鑿有之ニ付中番吉田十郎兵衛三井作太夫大中番青木清兵衛小原六左衛門野尻太郎兵衛青番遠山甚五右衛門同心拾人ツッ出ル同月廿二日於評定所式日御寄合終テ越後殿家來荻田主馬渡邊九十郎御穿鑿有之其後も度々御寄合有之

一延寶九酉六月廿二日評定所俄寄合有之松平越後守殿家頼永見大藏荻田主馬は八丈島岡島壹岐本多七左衛門は三宅島小栗兵庫同十藏安藤治左衛門は大島外に出家一音も大島へ流罪戸川主水を南部遠江守へ御預被仰付候大御目付内藤新五郎殿被仰渡御老中は御出座無之外之役人衆如例列座御船大將向并將監小笠原彦太夫小島助左衛門被罷出候に付越後守殿家來には與力同心付出家一音には同心貳人相添小笠原彦太夫殿方迄指遣之候

一延寶九酉六月廿三日於評定所松平越後守殿家頼片山外記を稻葉右京殿へ中根長左衛門を水谷左京殿へ渡邊九十郎を伊東出雲守殿へ御預け野本右近林内藏之助渥美久兵衛小栗右衛門安藤平六御追放被仰付候  
一同日松平越後守殿家來本多七左衛門惇八太夫同小膳八太夫は淺野式部少輔殿小膳は九鬼和泉守殿へ御預に成  
一貞享四年卯六月廿六日秋田淡路守家來只越甚太夫同惇竹之丞五藏并山本兵助被召呼甚太夫儀生類憐之儀度々被仰出も有之處吹矢にて燕を吹候に付於

淺草父子共死罪兵助は燕を吹候節差加り不届に付八丈島へ流罪被仰付候北條安房守甲斐庄飛彈守町奉行之節

延寶七未十一月三日斷

一平井權八<sup>知</sup>此者武州於大宮原小刀賣を切殺し金銀取候者於品川磔

札文言

此者追はきの本人其上宿次之證文たばかり取刺手鎖をはづし欠落仕に付て如此行ふもの也

十一月

一元祿十六年未正月廿四日之夜上富坂町同日切支丹屋敷近所に投火いたし候御詮議に付同二月十二日囑託懸り候覺

一大判二十枚是は日本橋通一丁目西角市郎右衛門同所東角作右衛門室町一丁目東角七兵衛西角新右衛門右四人之屋敷ひさし屋根之上に日數五日懸る此所前々より囑託懸り候也

一大判二十枚是は小石川傳通院門前西角吉兵衛同所東角次郎右衛門右兩人ひさし屋根之上へ懸る此所は此度初て懸る也

一町年寄榊屋藤左衛門方へ出役之同心罷越大判五枚并四通板に付請取之町年寄壹人宛召連場所へ懸り候但高札御文言寫

一當正月廿四日之晝上富坂町同日晚切支丹屋敷近所に古綿又は本綿切れに火を包風烈き時分場所を考投置

右投火いたし候もの存候は、可申出火之元之儀入念候やうに度々相觸候處不届之至候縱同類たりといふとも其科をゆるし御褒美として此金子被下之其上以來あたをなさるやうに急度可及沙汰者也 未二月但囑託懸り候下に高札立候

一囑託懸り候所之町人共へ御金預ケ候手形之寫 差上申手形之事

大判二十枚

右者今度囑託金御懸け被成候に付落着仕候迄私共御預り置申所實正也爲後日連判手形如件

通壹丁目西角

元祿十六年未十二月十二日

市郎右衛門印 外 五人

一元祿十六年未十一月廿九日之夜半屋類燒仕候右之

節囚人共六年以前寅年牢屋類焼之例を以本所回向院へ退け申候處回向院へ火懸り申候に付本所法恩寺へ退け申候處場所不自由に付深川三十三間堂へ囚人被遣候同十二月五日御月番保田越前守殿中番所林土佐守殿被仰付三十三間堂も潮殊之外上り惣構も駈と無之間永々難差置寺方も似合不申其上寺も金子等被下候故御物入懸り尤町方より食たき出しも困窮にて急に御普請も出来申間敷候間小日向切支丹やしきを飯牢に可相成旨罷越見分可仕旨被仰渡切支丹御奉行小幡上總助殿松前伊豆守殿へ被仰合候て罷越見分仕牢屋に可相成旨申上前方切支丹屋舖に有之候牢并長屋を用其外假牢一つ拵穿整場所所々に小屋出来候御入用白子屋伊右衛門定直段積を以代三百十三兩壹分拾貳分八分に御請負申上與力長岡金右衛門満田市左衛門奉行にて同月廿一日出来石出帶刀へ引渡同廿三日囚人引移

元祿十六未年十月廿三日松前伊豆守殿懸深川猿江捨子犬并埋御僉議有之其外死犬迷ひ犬等之儀に付度々御僉議有之候

虚無僧控書之事

御入國之砌被仰渡候御控書扣

一 虚無僧之儀は勇士浪人一時之爲隠家不入守護之宗門依て天下之家臣諸士之席可定之條可得其意事

一 虚無僧取立之儀諸士之外一向坊主百姓町人下賤之もの不可取立事

一 虚無僧諸國行脚之節疑敷者見掛候時は早速召捕其所へ留置國領は其役人へ相渡地領代官所は其村役人へ相渡可申事

一 虚無僧之儀は勇士爲兼帯自然敵坏相尋候旅行依て諸國之もの對虚無僧兇相慮外之品又は托鉢に障り六ヶ敷儀出来候節は其子細相改本寺迄可申達於本寺不濟儀者早速江戸奉行所迄可告來事

一 虚無僧止宿は諸寺院或驛宿村々役所に旅宿可致事

一 虚無僧法閑獵に不可取者萬端可心得事

一 尋者申付候節宗門諸派可抽丹誠事

一 虚無僧敵討申渡もの於有之は遂吟味兼て斷本寺本寺より可訴出事

一 諸士提血刀寺内へ駈込依願は其問起本可抱置若以辨舌申掠者於有之は早速可訴出事

一 虚無僧常に木太刀懷劔等心掛所持可致事

一本寺宗法出置其段無油斷爲相守宗法相背もの於有之は急度宗法可行事

右之條々堅相守武門之正道不失武者修行之宗門可心得もの也爲其日本國中往來自由差免置所決定如件

慶長十九甲寅年正月

本多上野印  
板倉伊賀印  
本多佐渡印

虚無僧諸派

元祿十五年午十二月十六日

一 麴町四丁目五郎兵衛申上候私店浪人山彦嘉兵衛と申歳五十計に相見候者身上之儀に付奥州白川へ罷越候由を申當月十四日店を立申候爲後日申上之由

右之五郎兵衛五人組又右衛門同意申來候

同月同日

一 同町七郎右衛門申上候私店浪人原三助と申歳五十五六に罷成候者田舎へ罷越候由當月十四日私店を立申候爲後日申上之由右之七郎右衛門五人組作右衛門同意申來候

午十二月十七日

一 深川黒江町之内芥船改屋敷平兵衛申上候私店浪人西村清右衛門と申歳五十四五同人倅同苗友右衛門と申歳二十三罷成候者妻并娘一人殘置去る十四日父子共致欠落候右清右衛門儀は淺野内匠頭殿家來奥田孫太夫と申友右衛門儀は同苗定右衛門と申候由承候爲後日申上候由右之平兵衛五人組與市同意申來候

右之者諸道具改置候様伊豆守方にて申付候

右之妻子は親類秋元但馬守殿内寺田九兵衛請取申度旨被申候に付今朝伊豆守殿へ申上候へば相渡候様被仰付候由右之者共同月廿二日申來る

午十二月十七日

一本所入江町五兵衛申上候私店六左衛門と申歳五十餘に相成候もの當月十五日欠落いたし候爲後日申上候由右之五兵衛五人組權兵衛同意申來候

右之者諸道具改置候様伊豆守方にて申付候

元祿十六未年四月廿七日

一 淺野内匠家來

村松喜兵衛次男  
村松政右衛門  
二十三歳

間瀬久太夫次男  
間瀬定八  
二十歳

吉田忠左衛門次男  
吉田 傳 内  
中村勸助伴  
中村 忠 三郎  
二十五歳  
十五歳

右四人太夫へ  
小笠原彦太夫殿へ御口上

浪人四人書付之通差越申候御請取可被成由並手鎖  
二つ進候由取次渡邊政右衛門早速彦太夫殿へ申達  
御返答浪人四人被遣則請取申候手鎖二つ御貸忝存  
候由

是は御咄に仕候へば被仰聞候船も大き成船に仕六  
悪敷程に御座候四人にて緩々可仕と存候由右流人  
玄關へ御呼上げ念比に被仰聞候

出役中番

植竹 傳 太夫  
三好 久 兵衛  
同 心 四 人

相州鎌倉東慶寺由来並不法之夫縁起立之事  
一鎌倉東慶寺開山覺山志道和尚は北條平時宗室秋田  
城介義景息女にて御座候平貞時へ覺山和尚願候は  
乍出家之息女子之事に候は利益之種も無御座候就  
夫女と申候は不法之夫にも身を任せ候事も尋常に

候得共女之狭き心にては風と邪之思立にて自殺杯  
いたし候もの有之事に候間三ヶ年之間當寺に相抱  
何卒縁切候て身輕に成候寺法相願候由依之貞時被  
經 天聰に其意に任せられ候其後第五世用堂和尚  
は後醍醐帝之姫宮にて此節御願被成縁切女三ヶ年  
辛勞成勤不便之儀に思召二十四ヶ月を限に被成候  
得ば出入三年に有之候故月數御改被成候由其後第  
二十世天秀泰和尚は正二位右大臣豊臣秀頼公之姫  
君にて御座候從  
權現様依 上意御幼之節十九世瓊山和尚御附弟に  
被成候瓊山は喜連川右兵衛督頼純息女にて御座候  
此節從  
權現様御文を以被 仰進候は何ぞ御願之筋御座候  
は、無御心置可被仰上由被 仰進候其節御挨拶被  
成候は尼之義に御座候得ば別て御望も無御座候開  
山より之寺法無斷絶永く相立候得ば不過之儀に思  
召候由被仰上候得ば御望に御任せ被成候由其上只  
今之客殿佛殿方丈門等は駿河大納言様之御殿御引  
取被進候て于今有之候  
一東慶寺寺法之儀元祖覺山和尚より四百四十有餘年

以來只今迄に相立來り候然共猥に相抱申候儀は無  
御座候其譯得と遂吟味何卒如元熟縁仕候様にと欠  
入女子の方へも兎や角教化いたし候得共不致承引  
覺悟極候體之女を無是非相抱其上親夫方へ其譯申  
遣し存寄も候は、其所之名主組之もの召連罷越可  
申候譯によりて彌相違無之候得ば縁切證文爲差出  
候寺法に有之候乍去外に申達義有之候ものは寺へ  
召呼存寄再應承り其理相立候得ば自今夫婦睦敷相  
暮候様に申合雙方之名主組親類共迄和談之上無別  
心と證文差出させ女相渡差歸申候左様無之候得ば  
夫方より永く身を構はれ候て一命をも捨候様成る  
者を慈悲のため寺法を以て縁爲切申候右申上候通  
り非道に爲及離縁候儀には無御座候末々不熟縁と  
存候間永く苦み候義不便に存候間寸志之憐を以寺  
法相勤申候  
一欠入女之儀其以前は夫方より證文も不爲差出當山  
へ入り寺法相勤候得ば縁は切れ來候處に廿四ヶ月  
過候て下山仕候女へ元之夫難澁申掛及出入に候に  
付先年寺社御奉行永井伊賀守様へ罷出候處に被仰  
付候は東慶寺々法を不存元之夫差障候義此先も不

案内之ものは可有之儀に思召候に付向後親夫方へ  
東慶寺役者より届いたし急度縁切狀爲差出候様に  
可致段被仰付候間其以來は縁切證文取置申候  
右之通東慶寺代々之留書に御座候此度指出候様に被  
仰渡候付拔書仕差上申候以上  
十月 東慶寺役人 村上嘉太夫  
右は延享二年丑十月東慶寺役人差出候書付  
松岡山東慶寺歴代記  
開山覺山志道和尚  
北條平時宗室秋田城介義景息女弘安七年甲申時宗  
三十四歳逝去明年乙酉落傍創當山成開山祖嫌夫女  
入當山則斷其縁事從此時始也入寺之女三年ヲ限ル  
二世 龍海雲和尚  
三世 清澤和尚  
四世 果菴了道和尚  
五世 用堂和尚  
後醍醐天皇姫宮入當山難染受具應永三年丙子八月  
巳刻入寂從此時入寺之女二十四ヶ月成  
六世 順宗和尚  
七世 仁芳義和尚

- 第八世 簡崇擇和尚
- 第九世 松圭杉和尚
- 第十世 應礪化和尚
- 第十一世 柑聰棠和尚
- 第十二世 栢室樹和尚
- 第十三世 靈菴鷲和尚
- 第十四世 開璋見和尚
- 第十五世 明玄遠和尚
- 第十六世 渭繼曠和尚
- 第十七世 旭山陽和尚
- 生實御所八正院源義明息女弘治三丁巳年七月十日示寂
- 第十八世 瑞山祥和尚
- 左馬頭高基息女關東八代古河
- 第十九世 瓊山清和尚
- 右兵衛督賴純息女 喜連川
- 第二十世 天秀泰和尚
- 正二位右大臣豐臣秀賴公姫君元和元年乙卯依于東照大神君命入當山雜染正保二乙酉年二月七日示寂
- 第二十一世 永山榮和尚

喜連川右兵衛督尊信息女  
 第二十二世 玉淵盤和尚  
 高辻前中納言息女喜連川左兵衛督茂氏成養女入當山  
 右は東慶寺より指出し候書付寫  
 彈左衛門山緒之事(一話一旨三八卷、全)  
 一私先祖攝津國池田より相州鎌倉へ罷下相勤候處長吏以下之者依爲強勢私先祖に支配被 仰付候頼朝公御證文は鎌倉若宮八幡宮へ奉納候右御書物之儀に付則別當之御書付等も御座候依之任先例於于今鎌倉八幡宮御祭禮御神與先立之供奉長吏共烏帽子素袍或は麻上下着し相勤申候  
 一寅 御入國之御時私共先祖武藏府中迄罷出鎌倉より段々相勤候由緒申上候得ば御役等長吏以下支配被爲 仰付候其節小田原長吏太郎左衛門小田原氏直公之御證文を以長吏以下支配之儀奉願候得共無御取上其御證文被 召上私先祖へ被下候其後元祿五申年下仁田村馬左衛門長吏之論に付甲州信玄公御證文を以論仕候處其御證文御評定にて被召上私へ被下置候

- 一御入國之御時御馬足痛踏摺皮被 仰付御馬爲御祈禱猿引御尋之上私先祖支配之猿引召連罷出候得ば病馬快氣仕候に依て爲御褒美鳥目頂戴仕其爲御引例毎年正月十一日
- 御城様御臺所にて頂戴仕候中古より西之御丸下に從御殿御判頂戴仕御納戸方より鳥目頂戴仕候
- 一御入國の御時格式にて只今に至迄年始之御禮元日御老中様へ罷上夫より段々御役所様へ相勤申候
- 一從先前手下之女御關所通候節は私一判にて御留守居様へ申上御判頂戴仕通申候
- 一私所持仕候印判は濃州青野原御合戦之時私先祖へ首 御預け之節集房と申文字之印判爲割符被下候此印判于今用申候
- 一九十年程以前灯心挽候者
- 御城様へ上燈心細工仕御扶持頂戴仕候
- 一燈心商之儀御仕置もの御役仕候由緒にて瀬戸物町小田原町兩辻に於て役之者六拾五人之内毎日罷出無地代商仕來候淺草觀音市場何方に罷在商仕候共是も無地代毎年十二月市場商仕來候都て燈心細工並商之儀從古來私一名之家業に御座候

一御役目相勤候義者御殿へ御用次第御絆綱差上申候並武藏府中御殿下總小金村御殿へ御絆綱差上申候其外御陣太鼓時之御太鼓並御陣御用之皮類御用次第差上申候  
 一御仕置もの御役は晒もの磔火罪獄門寫挽文字彫耳鼻創切支丹釣し問等に御座候六十四五年以前石谷將監様神尾備前守様御勤役之節武州鴻巣村にて磔三人被遣候に付御評定所にて被爲 仰付御奉書被下檢使共私先祖へ被爲 仰付候間御傳馬申請長道具爲持相勤申候此外在々支配之内へ代々壹度宛相廻り改候節も長道具爲持申候  
 一堀式部少輔様町御奉行之節私先祖へ内記と申名被下于今内證名に用申候  
 一午未飢饉之時岩附町之御欠所雜物被下候大火之節御金御米頂戴仕候丸橋忠彌品川にて磔に被行候場所にて石谷將監様より金子頂戴仕候甲斐庄飛驒守様より似順禮雜物頂戴仕盜賊御改方赤井五郎作様より銀子頂戴丹羽遠江守様より御尋もの被爲仰付召捕差上候得ば金子五兩被下候  
 一當五月中